

衆議院 総務委員会 議 録 第 二 一 号

平成二十三年二月二十二日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 原口 一博君
理事 稲見 哲男君 理事 小川 淳也君
理事 黄川田 徹君 理事 古賀 敬章君
理事 福田 昭夫君 理事 大野 功統君
理事 坂本 哲志君 理事 西 博義君
理事 石井 章君 理事 石津 政雄君
磯谷香代子君 内山 晃君
大谷 啓君 大西 孝典君
逢坂 誠二君 奥野総一郎君
笠原多見子君 小林 正枝君
後藤 祐一君 齋藤やすのり君
阪口 直人君 瑞慶覧長敏君
鈴木 克昌君 高井 崇志君
中後 淳君 中屋 大介君
永江 孝子君 浜本 宏君
平岡 秀夫君 藤田 憲彦君
松崎 公昭君 皆吉 稻生君
湯原 俊二君 赤澤 亮正君
石田 真敏君 加藤 紘一君
川崎 二郎君 佐藤 勉君
橘 慶一郎君 森山 裕君
稲津 久君 塩川 鉄也君
重野 安正君 柿澤 未途君

参考人
(日本放送協会経営委員会 安田 喜憲君
委員長職務代行者)
参考人
(日本放送協会経営委員会 井原 理代君
委員(監査委員))
参考人
(日本郵政株式会社専務執 中城 吉郎君
行役)
総務委員会専門員 白井 誠君

委員の異動

二月二十二日

辞任

笠原多見子君

小室 寿明君

湯原 俊二君

同日

磯谷香代子君

小林 正枝君

齋藤やすのり君

同日

瑞慶覧長敏君

高井 崇志君

中屋 大介君

同日

藤田 憲彦君

皆吉 稻生君

赤澤 亮正君

同日

加藤 紘一君

佐藤 勉君

同日

森山 裕君

塩川 鉄也君

同日

柿澤 未途君

瑞慶覧長敏君

同日

中屋 大介君

同日

濱本 宏君

本日(の)会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第四号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣
提出第五号)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特
別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第六号)

地方自治及び地方税財政に関する件(平成二十
三年度地方財政計画)

行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与
並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通
信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○原口委員長 これより会議を開きます。

行政機構及びその運営に関する件、公務員の制
度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び
地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関す
る件、郵政事業に関する件及び消防に関する件に
ついて調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本放送
協会経営委員会委員長職務代行者安田喜憲君、日
本放送協会経営委員会委員(監査委員)井原理代君
及び日本郵政株式会社専務執行役中城吉郎君の出
席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○原口委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。古賀敬章君。

○古賀(敬)委員 民主党の古賀敬章でございます。
す。どうぞよろしくお願い申し上げます。

片山大臣、御就任をされまして、まことにおも
えようございます。

大臣は、旧自治官僚として、中央から全国の地
方自治に携わってこられたわけでございますが、
また、鳥取県知事として、地方から我が国の地方
自治施策をいわば受け身として経験されたわけで
ございます。言うならば、数少ない両者を経験さ
れた大臣ということで、国民がまた注視をし、そ
して、その期待たるもの、まことに大なるものが
ある、このように思っております。そういった意
味で、どうぞ、お国のため、そしてまた国民のた
めに、思う存分お仕事に精励されますことをまず
もってお願いをいたす次第でございます。

さて、持ち時間が十五分でございますので早速
質問に入らせていただきますが、まず最初に、地
上デジタル化についての御質問をさせていただきます。

ことし七月の二十四日、完全デジタル化へ移行
されるわけでございますが、政府がこの地上放送
のデジタル化を発表しましたのが平成十年の十
月、そしてその五年後には三大都市圏で放送が実
際に開始をされたわけでございます。そして、こ
とし完全実施ということになるわけでございます
が、長い年月をかけたことまでようやくござい
ました関係者の皆さんのこれまでの御努力に、本
当に心から敬意を表したいというふうに思ってお
ります。

徒然草の一節に、植木職人の教訓がございま
す。仕事は残り少なくなつたときに本当に要注意
であるという教訓でございますけれども、まさ
に、現在、あと五カ月、今、要注意の時期に入つ
ているのではないかなというふうに思っております
ところでございます。

そこで、お尋ねでございますけれども、現時点
でどのくらいの割合の世帯が既に準備を終えてい

るのか、そしてまた、その率に地域差がかなりあるというふうに聞いておりますが、それをお示しただきたいと思っております。

○片山国務大臣 地上デジタル放送への移行というのが、まだまだ随分時間があると私も以前から思っておりますけれども、もうこの段階になりますと、あと半年を切るということになります。私ども、省を挙げて、最後の追い込みに今専念をしているところであります。

お尋ねのことでもありますけれども、最近の調査といましても昨年九月のデータしかまだないのでありますけれども、それによりまして、受信機の普及状況につきましては、地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は九〇・三％、全国平均でありますけれども、となっております。また、アンテナの設置など受信環境の整備に関しては、昨年十二月末時点で、九五％以上の世帯で本年七月までに対応が完了する計画となっております。残る世帯についても取り組みを今進めているところであります。

地域差について御指摘がありまして、やはり現状ではございます。調査によつて、世帯普及率の一番高いところは、新潟県などは九五・一％というところでありますけれども、沖縄県では、同じ時点での調査で七八・九％ということであります。

この沖縄についても、県の方でも随分努力をさせていただいております。私どもと協力して努力をさせていただいております。例えば、県が独自の受信機購入補助をさせていただいたり、離島におきます受信機の注文販売とか受信相談など、それから一斉ソフトテストや周知特番等を組んでいたたりしております。

これからも、これは沖縄に限りませんけれども、低いところと特によく連携をとりながら、格差が解消されるようにしたいと思います。

いづれにしても、先ほど徒然草のお話も引き合いに出されましたけれども、確かに、はしごをおりるときに、上の方にいるときには注意をしないで、地上からあと数段になったときに注意をし

ろ、声をかけるというのが、たしか徒然草だったと思えますけれども、最後、手抜きをしないように、慢心しないように、改めて関係部局にもよく注意をし、私自身もこれに全力で取り組んでいきたいと思えます。

○古賀(敬)委員 地域格差が一〇％以上あるというところでございますけれども、想像するに、離島だと偏僻地の範囲が広いところ、恐らくそういったところが原因の一つだろうというふうに考えられるんです。そういったところこそ、防災上の観点から大変重要な、カバーしなきゃならぬ地域であるというふうに思っておりますので、なお一層の御努力をお願い申し上げたいというふうに思っております。

次は、高齢者の皆さんへの対応でございます。私の地元でも、高齢者の中には、まだデジタル化されるということすら知らない方もおいでになる。そしてまた、知っておつても、今までどおりテレビを見られさえすればそれでいいんだ、何もややこしいことに変えなくていいというようなお考えで、今までどおりテレビがアナログで見られるんだというふうに勘違いされている方も大勢いるわけでありまして、高齢者対策としてどういった方策をとられておるのか、お答えをお願いいたします。

○平岡副大臣 お答えいたします。

我々としても、これから努力しなければいけない大きな課題というのは、やはり高齢者の方々に対する対応だということに考えております。

その視点に立つて現状を申し上げますと、高齢者世帯の普及率については、昨年の九月末時点で九〇・四％ということで、先ほど大臣が答弁いたしました全国平均と余り変わらない状況にあるということではございますけれども、高齢者の方々にについては、よく事情がわかっておられない方、あるいは、どうして対応していったらいいかわからない方々が多くおられるというふうにも考えておりますので、平成二十一年度から、全国で相談会等を開催するということをしておりますし、御

自宅を訪問して、地デジを受信するための具体的な方法についての助言も実施させていただいていくということでございます。

これからも、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○古賀(敬)委員 高齢者に関して、これは要望でございますけれども、いわゆる地デジ詐欺というように案件も起きてくるやに聞いております。高齢者であるがゆえに被害者となるということのなように、ぜひこの対策も徹底してやっていただければというふうに要望させていただきます。

次に、今回のデジタル化に伴いまして、財政基盤と申しますか経営基盤の弱い地方ローカル局は、設備投資やら周辺機材の整備でかなり多額の投資をしておるやに聞いております。政府として、デジタル化が経営の悪化に即つながると思いませんが、そういった状況が出てくる可能性があるかと想像ができますので、そういった経営が悪化したローカル局に対して何か方策を、またその可能性があるのか、お聞かせをいただきたいと思

います。

○平岡副大臣 お答えいたします。

放送事業者、特にローカル局にとつて、デジタル化のための投資というものが経営環境を厳しくする要因であるということについては、私たちもそういう要素があるというふうなことも考えております。実は、昨年の臨時国会で成立させていたいただきました高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律というもので、番組制作設備については税制上の優遇措置を引き続き講じることが可能となったという環境があります。これに基づいて、現在提出させていたしております地方税法の一部を改正する法律案の中に、具体的な税制上の優遇措置を講じさせていただいているという面がございます。

さらに、ローカル局につきましては、この税制優遇措置に加えて、平成二十三年度予算案にも盛り込んでおります中継局整備への補助金なども活用いただきたいというふうに考えております。

す。

こうした措置は、平成二十三年度以前、平成十九年度以降も、いろいろな形でローカル局へ対する、設備投資に対する支援というものをやっていると思えますけれども、二十三年度予算においてもそういう措置を講じていただいております。

○古賀(敬)委員 ありがとうございます。

いづれにしても、あとわずかということでございます。いわゆる現時点においてのサイレント層、全く物を申さぬ方々が、七月の二十四日、完全実施をされた時点で恐らく大きな声を上げてくるだろう、それが一気に集中をする、短期間に集中するという予測がつくわけでございますので、それに対する万全の対応を準備されますことをお願い申し上げる次第でございます。

次に、消防団について若干のお尋ねをさせていただきます。

消防団の根拠は消防組織法の中に規定をされておるわけでありまして、昭和二十六年の議員立法によりまして消防組織法が改正をされ、それまでは任意設置だったのが、地方自治体に設置が義務づけられたということでございます。それゆえに、自治体の費用で消防団を運営していくという形になったわけでございます。

それ以降も国からの補助金等はあったようでございますけれども、今は全くその補助金もなくなった。地方財政が大変厳しくなる中、消防団に對するいわゆる処遇が以前よりかなり厳しくなってきた現状があるようでございます。

現在、全国に消防団の数が二千三百八十団、そしてまた団員数が八十九万人というふうな言われておりますけれども、少子高齢化、そしてまた就業構造の変化等により、この団員数の減少に歯どめがかからないという状況も、地方にとっては頭の痛い問題でございます。

そこで、国として、この消防団員の減数どめ、そしてまた増加に向かってどういった施策を今までやってこられたのか、そしてまた今後どのようなしていくのか、お聞かせをいただきます。

○片山国務大臣 御指摘のとおり、消防団の重要性について、私も、体験上も含めて認識をしているところでもあります。

現在は、地域の防災でありますとか消防でありますとかは、基本的には常備消防によって賄うということになっておりますけれども、例えば大規模な地震のように面的な広がりを持つ災害が生じた場合には、常備消防だけでは到底対応し切れません。私もそういう経験があります。そのときに大きな役割を果たすのが地域の力で、その中心が消防団だと思います。

近年、就業構造でありますとか地域社会の変化に伴いまして消防団の数が減っている、なかなか手が少ないということ、これは非常に大きな心配の種であります。地域としても、自治体としても苦勞されておりますけれども、政府といたしまして、例えば地域に日中おられるであろう女性に着目して女性の団員をふやすこととありますとか、それから勤務先での事業所の理解を深めて消防団への参加を促すとか、そんなことを今やっております。それなりの効果はあるだろうと思えます。

ただ、御指摘のように、報酬がやはり年々、行政改革、財政改革の中で下げられているという実態がありまして、これは私も少し低過ぎるのではないかという認識を持っております。ぜひ、それぞれの自治体でいまだ一度、消防団員に対する報酬、処遇を見直していただきたいと思います。そして、また、それに対応した地方財政措置も、総務省としても考えていきたいと考えているところがあります。

○古賀(敬)委員 大変力強いお答えをいただきました、ありがとうございます。

各自治体に任せるということが基本でございますので、自治体は自治体なりに努力をしていますが、消さやならないのは当然のことでございますが、消防団の運営交付金で、市町村ではばらの対応が見られるものですから、全国で消防団に対する訴訟が、消防法大会の賛助金の問題とか飲食費

の問題だとか、そういった部分で現に起きております。

消防団員にとりましては、何で一生懸命やっているのに裁判を起こされなきゃならぬかと。そしてまた、消防団員に至っては、住民とまた団員の間に挟まって、だれが消防団長なんかやるものか、やりたくない、そういう状況もあるんですから、もちろん今、国として基準を決めておられるのは承知をいたしておりますけれども、その全国の差がばらばらになって、それを何かあつとくまぐまが働きやすい環境をつくるために国としての指導なりをやっていただければ、現場としてはありがたいのではないかなというふうに思っております。その御意向があるかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○片山国務大臣 実態をよく把握いたしました、できる限り消防団の団員の皆さん方が仕事しやすいように、また消防団に多くの若い方が入りやすいような環境を整える、そのための対応を考えてみたいと思えます。

○古賀(敬)委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○原口委員長 次に、石田真敏君。

○石田(真)委員 自由民主党の石田真敏でございます。

片山大臣に質問をさせていただきたいと思うんですが、実は去年、就任された直後に大臣所信でお伺いしたいなと思っておつたんですが、委員会がうまくいかないのでその機会を逃しまして、きょうにすれ込んだわけです。そのときの通告も既にしておつたんですが、それも含めてきょうは質問をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

民主党と自民党、私は、これは基本的なところで随分違うと思えます。この一年半の政権運営を見ておまして、そういう感じがいたします。それで、政権交代の後、いろいろ矢継ぎ早に方針とか施策を出されましたけれども、どうも我々

は違和感を覚えてきたわけでありまして、そのことについて、実は、自民党の中に真の政治主導検証・検討でしたか、PTをつくりまして、私、事務局長をさせていただきましてけれども、報告書も出させていただきました。

そういうことに基づいて、まず初めに、政治主導とかそういうことについて何点か御質問させていただきますかと思えますので、よろしく御願い申し上げます。

まず、菅総理、「大臣」という新書の本を出されましたね。政権交代後にも増補版を出されたんですけれども、その中で、日本の憲法に三権分立の規定はないと書いておられるんですね。それから、政権党は、立法院と行政府との両方を国民から託されたことになるというふうに言っておられる。これは三権分立がないということに関連するんだと思えます。

それからまた、参議院の内閣委員会が我が党の議員の質問に答えて、議会制民主主義は期限を区切ったあるレベルの独裁を認めることだ、こういう発言をされておられます。

これは菅総理の本質に根差していると思えますが、片山大臣、菅総理のこういう考え方を御存じの上で大臣就任をされたのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○片山国務大臣 私、菅総理が以前に書かれた「大臣」、昨年ですが、増補版が出ましたけれども、その増補でない、原著の方を読みまして。あと、増補版は増補のところだけ読みましたけれども、総理が今おっしゃったような考え方を御持ちであることは、私もよく存じております。

これについてどうかということですが、確かに、私も総理の考え方に賛同する部分があります。

といいますのは、我が国の国会は、国民が選ぶ、国権の最高機関であります。その国権の最高機関が内閣総理大臣を指名するわけでありまして、そうなりますと、国会、特に衆議院で多数党を占めた政治勢力が内閣をも構成するわけであり

ますから、その間に基本的な対立というのは、あり得ないとも言いませんけれども、普通はないうわけでありまして。そうしますと、まさに政府・与党が一体となる可能性が強いと思えます。

そういう意味でいいますと、国民の信託を得て多数を託された政党、政治勢力が、国会はもとより内閣をもコントロールすることでありまして、その託された機関の、独裁という言葉がいかどうかかわかりませんが、大きな影響力を持つということだろうと思えます。

我が国では、三権分立ということをお私どもも子供のときからずっと教わってきているわけでありまして、けれども、そのときの三権分立というのは、一つは、アメリカとかそういうところの政治制度を前提にした一つの理念、そういうものが色濃く反映しているんだらうと思えます。もう一つは、これは私の考えでありますけれども、戦前の天皇主権の時代には、政府というのは、政党から超越した存在として、官僚集団で形成されてきたわけでありまして。その考えといえますが、残滓といえますが、そういうものがやはり戦後も残ったんだらうと思えます。考え方としては、したがって、政党とは別の、何か一つの確固とした政府があるんだ、そういうふうな考え方がないわけではなかったと思えます。そういうことを前提にした三権分立というのは、私は説かれていたことがあるんだらうと思えます。

しかし、政府というのはそもそも内閣でありまして、その内閣は多数党が形成するわけでありまして、それから、そういう戦前の天皇主権の時代の官僚を中心とした政府、三権のうちの一つを構成する政府というのは、今の国民主権の日本国憲法のもとでは私はあり得ないんだらうと思っております。

○石田(真)委員 片山大臣がそういうお考えというのはいささか違和感がありましたけれども。

それでは、ちよつとこれは質問通告はしていませんけれども、行政の中立公平性と、今の政権与党がそういうものを一体的に運営していくということについての関係はどういうふうになります

か。

○片山国務大臣 それは、多数党が政府を形成します。そこでいろいろなルールというものをつくるわけです。これはもちろん国会がルールをつくるわけですが、政府・与党一体の中で政策を立案して、それに必要な法案というものを政府・与党で考えて、それを国会で決めるわけであります。

その決まったことをきちつと忠実に実行するのが政府でありまして、政府は、そのルールを執行するプロセスにおいては極めて厳正な中立性が要求されるということだと私は思います。

○石田眞委員 この菅総理の考え方というのは、所信表明でも菅総理は言われましたけれども、松下圭一先生、大学の教授ですけれども、この方に非常に傾倒されていて、この中に書かれている国会内閣制、そういうものを基本にされていると私は思います。

資料をお配りしていますけれども、この上の図が松下圭一さんの「政治・行政の考え方」という岩波新書に出てくるんですが、一番下の出典、菅総理の「大臣増補版」にもこの図がそのまま引用されているんですね。わかりやすいので、皆さんにお配りしました。

松下先生は、左側、今現在の三権分立に基づく国家の統治といいますが、機構をこういふふうにあらわしておられる。これを国家主権型ということと、矢印が上から下に向いているんですね。ところが、そうではなくて、松下教授は、民主主権型、右なんです。矢印は上に向かっていきまして、国会があり、国会が内閣、裁判所が横に出てくるんですね。こういう形を言っておられるわけなんです。

私は、いろいろ調べていく中で、例えばイギリス。イギリスのことを菅総理も見に行かれて参考になされたようですが、例えば村松岐夫学習院大学教授、この方が編さんされた本の中に出てくるのは、イギリスでは、政治と行政は、その本質的役割、立場を異にするものとして、上下関係

ではなく対等の協働関係にあると書いておられるんですね。私は、これがいわゆる三権分立的な発想だということに思います。

ところが、今の、この一年半の民主党の政治主導というのを見えますと、いわゆる政治が上に乗っかって、行政に対して、例えば政務三役会議にも入れないとか、政務三役で決まったことは無条件に実行しろとか、そういう協働関係というような形をつくり切れなかったところに今の民主党の低迷の原因があるのではないかな、そういうふうにも思うわけがありますけれども、大臣はこの一年半の民主党の政治主導についてどのように評価されているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 先に、せっかく資料をいただきましたので、これについて少しコメントさせていただきますと、松下さんのこの考え方、右側の図というのは、私もさほど違和感はありません。こういうことだろうなと思います。むしろ、左側について、現状はこうだということに私は違和感があります。むしろ、現状も右側になっているはずなんです。ただ、上下関係が、いつも国民が下に来てしまっているのは私たちの思い込みだろうと思う、本来は、民主主権でありますから、国民が上に来るような図を書くべきだろうと思うのでありますけれども、現在が、現行憲法のもとで左側で運営されているというのは、いささか認識が違うのではないかと私は思います。

政治主導でありますけれども、今議員がおっしゃった政治主導の考え方を伺っていて、私もさほど違和感はありません。一言言えますのは、国家を運営するのはだれかといいますと、それは、官僚の皆さんではなくて、国民から選ばれた国権の最高機関である国会、そこから形づくられました内閣、今私もその一員でありますけれども、その内閣が政府の主役であります。決して官僚の皆さんが主役ではありません。

ただ、国民の代表で構成される内閣、それからそのもとで仕事をされる官僚の皆さんは、決して二

項対立的な対立軸ではない、まして排除すべきものではないと思ひます。国民から信託をされた、国民の代表である皆さんの意思に従って官僚の皆さんは中立的に仕事をする、こういう役割だろうと思ひます。

政権交代があった後、自民党政権が長く続いて、その中で、ある意味では官僚機構もその自民党内閣の中にいわば組み込まれていたようなことがありましたので、そこをはがすと言うと変ですが、中立的に戻すという作業を新政権がされる時にいささか行き過ぎのような面がひょっとしたらあったのではないかと、私も外から見えて思っております。

最近そういう面も徐々に解消されて、先般も、政務三役会議には次官なり幹部官僚をぜひ加えるようにという、そういう内閣の方針も出ましたので、徐々に正されてきたのではないかと考えております。

○石田眞委員 大臣は政治主導をどう考えるかと次に御質問しようと思つたら、答えていただきたいのでそれでいいんですが、実は、我々はPTでいろいろ議論の中で、三権分立が憲法の規定にないというのはどういうことだということで、憲法学者の方にお話をお伺いさせていただきました。

三権分立を規定した憲法なんというのは、世界じゅうにないんだそうです。章ごとに行政、立法、そういうふうになっている、それが三権分立の意味なんだということです。三権分立というのは当然のことであって、憲法というのは自由と民主に由来する。三権分立というのは、つまり自由なんだ。つまり、権力の抑制という意味で自由なんだ。それからもう一つ、民主主権なんだ。それは政権の正統性という意味なんだ、それが民主なんだということを言われました。

そういう意味からいうと、民主党というのはまさしく、三権分立、権力の抑制がない政党なんだと改めて感じたわけで、自民党というのはその両方を持っているから、権力の均衡も考えるし民

意の正統性も考える政党なんだと、改めて、そのお話を聞かせていただいて感心したんです。

政治主導については、少し民主党の方でも、先ほど御紹介のあったように、政務三役会議に事務次官とか官房長が入つてよろしい、そういうような話になってきたようですけれども、ぜひ一日も早く、政権交代する方がいいと思ひますけれども、一日も早くともな政治主導をやっていたいただきたいなというふうに思ひます。

それに関連してなんですけれども、地域主権です。

菅総理は、この松下圭一さんの「松下理論を現実の政治の場で実践すること」が、私の基本スタンスだった。このように本の中で述べておられるんですね。それから、仙谷前官房長官も松下理論の信奉者と言われています。

そういうことで、松下さんの本、幾つも出しておられますけれども、一九九五年の著書、この中にこういう言葉があります。国家主権の崩壊はもう常識となつています。今日、自治体は、国際機構と同じく、政府として自立してきた、ここから政府は自治体、国、国際機構に三分化します、このように述べておられるんですね。

それで、松下さんの一貫しているのは、先ほどの図でもそうですが、民主主権はあるけれども、国家主権は否定をされているんです。私は、今憲法学者の話を言いましたけれども、憲法学者からいうと、憲法的には、主権というのは二つあるというふうに思ひます。一つは、国家の主権ですね。それからもう一つは、国家における主権。国家の主権というのは、対外的に国家主権。国家における主権は、民主主権とかいろいろあると思ひますけれども、正統性に基づく主権だ、そのように思ひます。

そういう中で、その松下さんのお話、私は勉強不足かわかりませんが、著書を読ませていただく範囲では国家主権というのを否定されておられる、そのようになってくるわけでありまして、それを信奉されている民主党政権ということになつ

てくると、従来からずっと議論が出ていますけれども、地域に主権があるという発想があるのではないかと、そういうふうに見える節がこういうことを並べてきますとあるわけですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○片山国務大臣 今御指摘になられました松下さんの本の中に、国家主権というのは消失するとか溶解してしまうということは、私は、現在の世界を見てみたときに妥当的ではないと思います。

ただ、日本国憲法ができましたときに、我が国は、平和主義を標榜し、そして戦力は持たないという規定を置いて、交戦権も認めない、そういう規定もあわせて置いて、国の安全というのは諸国民の公正と信義に託すんだ、そういう思想を持って憲法ができましたので、その延長としてそういう発想は出てくる可能性はあるだろうと思いますが、現在の世界情勢を見たときに、日本を初めとする国家というものの存在を決して無視することはできない。むしろ、国家の役割、意義というのは、最近見てみますと、年々大きくなっているのではないかと思います。

そういう意味では、議員がおっしゃったような主権というもので、一つの、対内的な権力の正統性を示すための国民主権という、これは当然でありますし、もう一つの、対外的に国家が主権を持っている、その主権の発動としてそれぞれの国の安全を守り国民を守るということ、これは重要だろうと私は思います。

それと関連して地域主権というものについての言及がありましたが、私は、松下理論なるものに基づいて、国家主権というものは消失してしまうんだから、だから日本の中はそれぞれの地域主権でいいんだという考えに基づいて民主党の地域主権というのがマニフェストに書かれたわけではないと思います。

以前も議員とやりとりした記憶がありますけれども、むしろ、中央集権とか中央主権ということに対して、もっと地域の自主性とか、地域のこと

は地域が決めるという、その基本原則に立つて地域主権という用語を使われた。

これは、あえて申しますと、自民党時代にずっと地方分権という言葉を使ってきた、それと少し趣を変えた言葉が必要だということももちろんあったであらうし、もう一つは、そもそも分権ということではなくて、もともと、地域のことは地域が決めるんだ、そういう思想が本来あるべきだ、そういう意味合いで地域主権という言葉は造語されたのではないかと、私は当時外におりまして、そういう印象を持っておりました。

○石田眞委員 それであればいいんですけれども、やはり、先ほど申し上げたような話をずっと並べてきますと、どうもそういうのが底流にあるんじゃないかなと思うんですね。

もう一つ、前にも原口委員長に大臣のころお聞きしたんですが、民主党は余り国民という言葉を使わないんですね。市民という言葉を使うんですね。市民という言葉が物すごく多用されますね。

今、例えば松下圭一さんも市民自治と言いますけれども、地方自治というのは、団体自治と住民自治ですね。こういう中で、市民自治という、市民という言葉を使われる。あるいは、地球市民と言われるんですね。鳩山前総理も使われたと思いますが、仙谷前官房長官のホームページを見たら、地球市民と出てくるんですね。どうも国家観というのがちよつと希薄なのではないかなというふうに思うわけです。今回も、市民公益税制ですよ、NPO法人の寄附税制。市民公益税制。大臣、この市民というものの一連の使われ方について、どのように思われますか。

○片山国務大臣 市民というのは、地方自治の分野での実定法には多分ないと思います。あるとすれば、市町村というのがあって、その市の住民のことを市民と呼ぶというのは、これは多分常識的だろうと思います。

この市民という言葉がよく使われるのでありますが、私もこんな経験があるんです。知事をやっておりますときに、私も市民という言葉

くちよく使っておりまして、ある集会で参加者から質問がありまして、私は何とか町の住民なんですけれども、市民といったときに町民は入らないでしようかと言われて、なるほどそういうとらまえ方もあるのかと思つたんです。

市民という言葉を使うという文脈で使っているかといいますが、これは、例えば英語で言うシチズンとかフランス語のシトワイヤンとか、多分そういうものの訳語として使っている嫌いがあるんだろうと思います。

それはどういふことかといいますが、歴史的な経緯を言うと、人権の主体である、人権を持つ人としての権利を持つ主体としての市民ということ、これはフランス革命以来の用語ではありますけれども、そういう考え方が色濃く反映しているんだらうと私は思います。これを我が国の実定法に置きかえて言えば、これは住民ということになります。ですから、住民ということを使つてもいいんだらうと思います。まあ、言葉を使う方の感性の問題かもしれません。

それから、このたび、市民公益税制、こう言っていますが、これは先ほど来申しました市民ということの定義とちろん関係はありますけれども、ここはむしろ、私は、従来の寄附税制といいますものは、どちらかというとやはり官に偏つた、官に偏重した趣が強かったと思います。国とか国に關係のあるところに寄附した場合には非常に優遇がある。その他の、民間の公益的活動をしているところに寄附をしても、それは非常に厳格で、限定されていた。

そうではなくて、もうお役所を介さないで、それこそ市民といいますか、民間から民間に必要な財源が流通して、そこで国民、住民にとって必要な公共的なサービスが充足される、こういうことを期待するのが新しい公益税制だろうと思うんです。そのときに、国家とか地方公共団体を介さないで、国民同士、市民同士、住民同士の間で必要な財源がやりとりされる、そういうことを期待しているという意味であって市民とつけたのではない

いか、これは私の推測でありますけれども、そんなふうにとらえております。

○石田眞委員 実定法にないと言われましたね。まさしくそうなんです。非常にあいまいな使われ方をずうっとしていつて、そしてそれが、それこそ市民権を得てしまふわけです。ここが問題ではないか。地域主権もそうです。実にあいまいなままに、しまいに、それが中心にいつちやうんじやないか、そういうような感じが私はするんです。

さきの委員会で、坂本委員の質問に対して大臣は、先ほど答弁されましたけれども、余り深い意味はないんじゃないかというのを答弁されていますけれども、私はその辺を非常に危惧する。もう一つつけ加えますと、菅総理は著書で何と言っているかというところ、政権交代をした後の著書です。「原理が変わる」と書いています。すなわち「国のかたちを変えるための本格的な制度改革は、すべてこれからの仕事だ」と書いておられるんですよ。そういうふうを書いていて、地域主権とか、今申し上げた、国民という言葉ではなしに市民とか、それで松下圭一さんのスタンスを政治の場で実現するのが私の使命だみたいなことを言っておられるわけでしょう。これを本当にそんなに軽くとらえていいんですかという話になってくるわけなんです。

もし大臣が、今言われるように、そんなに深くないと言ったのなら、この際、地域主権という言葉は法案から一切消していただきたいと思いますが、どうですか。

○片山国務大臣 国の原理を変えるということと言われたとすれば、私は、憲法を変えようとかそういうことでは毛頭ないと思うんです。むしろ、現行の日本国憲法にできるだけ沿つたような、そういう運用の仕組みにシフトさせていきたいということではないかと私は思いますし、私自身も実はそう思っているんです。

といいますのは、我が国は、戦後、新しい国づくりとして出発をしたわけでありまして、けれども、

なかなか原理どおりにいっていない面が多々あります。それが、私に関連の深い地方自治の分野でもあります。

地方自治法は、昭和二十二年に日本国憲法と同じ日に施行された法律でありまして、日本国憲法が基本原理としております民主主義を草の根から実現させる、そういう役割を担っていると思うんです。そのために、憲法では地方自治の本旨というものを書きました。

国家が必要以上な介入をしてはいけない、住民で形成される自治体の自由な意思というものをできるだけ尊重しなければいけないというのが地方自治の本旨でありますけれども、必ずしもそれが全うされていない分野が幾つもあります。私もそれは県の知事を経験しております痛感したところでありまして、そういうものを変えていこう。これは具体的な実定法の改正はもちろん必要になりますけれども、それ以外の運用の面もあります。そういうものを変えていこうということが、先ほど引用されたような表現になったのではないかと私は思います。

地域主権というのは大した意味はないんだと以前申し上げたつもりはないんです。そうではなくて、経緯を私も外から見えておりましたら、地域主権型道州制というものがありました、提唱されている方は今国会議員になられておられますけれども。それに対して、そうではなくて、中央の視点で国家というものをと整理しなきゃいけない行政整理型の道州制論というものももちろんありました。これを称して中央集権型道州制といい、それに対して、違いを際立たせるために地域主権型道州制と言われたのではないかと私はそんなくしているんです。

そういうものがあって、それが論じられているときに地域主権という言葉が一つ造語としてできて、ただし、民主党のマニフェストからは道州制はなくなっていたというか、もたらなかったのかもしれませんけれども、道州制というものは盛り込まれなかったもので、地域主権という言葉がむ

しろ象徴として残されたのではないかとというのが私の解釈でありまして、そういう意味合いだと理解しているということを申し上げたわけで、大した意味がないということをお願いしたわけではありません。

では、この地域主権という新しい造語を実定法のレベルでどうするかというのは、まさに、法案の審議過程でこれをどうするかということは、国会、国民の代表である皆さん方でお決めいただいた結構なことだと私は思います。

ただし、意味合いだけは失っていただきたくないという私は思います。

それはどういふことかという、これは昨年の一月二十九日に鳩山前総理が施政方針演説の中でおっしゃったんですけれども、地域のことは、その地域に住む住民の皆さんが責任を持って決めることなんです、これが地域主権の意味なんですということをおっしゃられて、私は当時外にいて、地方自治法の教科書に引用してもいいような非常に的確な表現だと思って伺っております、その意味合いは非常に大切なことだと思えます。

それをどうあらわすかというのは、実定法を審議するときに、どういう用語にすると一番国民にわかりやすいか、そこが生じないかということをお審議いただければいいと思います。

○石田(真)委員 これ以外にも、原口大臣のときに検討されている地方自治法の改正に当たって、地方政府基本法なんですね。これは地方自治基本法じゃないんです。こういうことがいろいろな場面に民主党政権の場合はあるということ指摘しておきたいというふうに思います。

地域主権をもうちょっと詳しくしたかったんですが、大臣が非常に詳しく答弁していただいておりますので、時間がありません。また次の、地域主権の議論のときにさせていただくとして、次の質問をちょっとさせていただきたいと思えます。

今話題の大阪都、中京都、この構想があります。先日、愛知県で選挙がありましたね、トリプル選挙。この中で、私は、大きく分けて三つぐら

い問題を投げかけられたのではないかなというふうに思えます。その辺についてお聞きしたいのです。

まず一点目は、市民税減税と議員報酬半減という、これは見方によたら非常にポジティブといますか、例えば議会と対立構造を明確にして選挙を行うというようなことで、見ている方はおもしろいんですけれども、非常に危うい一面もあるわけです。

大臣は、この市民税減税と議員報酬半減、こういうことが選挙の争点になることについて、どのように思われますか。

○片山国務大臣 一般論として申し上げますと、争点になることは大いにあり得ることだと思います。ただ、政治家がこれを争点として取り上げる場合には、誤解のないような取り上げ方をされるべきだと思います。二項対立的に、善か悪か、マルかバツかというところではなくて、そのことによって何がもたらされるのか、もつと言え、それより前に、現状何が問題で、それに対する対策として、課題解決の手段として減税なりがあるのか、そういう問題設定をされるべきだと思います。

といいますのは、減税をすることですべてが解決するかと、決してそんなことはありません。例えば、私が知事をしておりましたときにも感じましたけれども、もつというやりたい仕事はありました。だけれども、財政の制約がありましたから、ここで我慢しておこうということではありましたが、そこで我慢したら増税の方がかなっているかもしれない、だけれどもそれは難しい、そういう折り合いをつけておりました。ですから、減税をすることによって何が変わったのかということ具体的にやはり示されるべきだと思います。

議員報酬にしても、じゃ、その報酬を減らしたことによって人材が得られるかどうか、そういう観点からの点検も必要だろうと思えますので、ぜひ、争点として取り上げられることは大いに結構

だと思えますけれども、具体的に、冷静な市民の選択ができるような、また市民と使いましたけれども、有権者の選択ができるような、そういう問題設定をされるべきだと思います。

○石田(真)委員 名古屋市民ですから、市民で結構ですけれどもね。

市民税減税、これは地方交付税の算定にいろいろ影響が出るんですか、簡単にお答えください。

○片山国務大臣 標準税率よりも独自に減税をされた場合に、交付税の算定には影響はありません。

○石田(真)委員 また、議員報酬の半減、阿久根で出ましたね。そんな問題が統一地方選挙で結構問題になるんじゃないかなと思うんですが、議員報酬のあり方というのを、先ほどちょっと答弁いただきましたけれども、大臣のお考えを簡潔に聞かせいただきたいと思えます。

○片山国務大臣 これは、制度上もそうですし、それから理念から申しまして、市民がどうか、住民が決められることだと思います。

自治体の態様に応じて、大きな自治体で、専業でなければできないような自治体もあるでしょうし、そうでない小規模の自治体もあるでしょうから、それぞれの地域の実態に応じて、住民の皆さんが納得できる、そういう水準で決められるべきだと思います。

○石田(真)委員 住民の皆さんが納得できるといふことで、だけれども、今、報酬審議会とかいろいろあります。そういうもので決められたものが議員報酬なり首長の報酬になつていて、思うんですが、今回はそういうことが否定されるということにつながついていくと思うんです。そのあたりはどうでしょうか。

○片山国務大臣 報酬審議会が原案をつくって、それを議会にかけるということが一般的にやられているんですけれども、私の経験からいって、必ずしもそれが理想的とは思いません。理想的な運用をすれば理想的になるでしょうけれども、どちらかというと、従来の経緯を見ますと、上げたい

ときに、自分から言い出しにくいので、報酬審議会を出してもらう、そういうやり方をしているところが多かったのではないかと、それだと余り意味がないのではないかと、そういう印象を持っております。

○石田(真)委員 そうすると、先ほど大臣が言われた住民の理解を得られるというのは、どういう方策があると思いますか。

○片山国務大臣 例えば、これはその是非についていろいろ異論、反論があると思いますが、私も、議会の議員の皆さんの処遇というのを議員の皆さん自身が決める、今そういう仕組みになっているわけですが、これに対して有権者の皆さんがある種の違和感を持っているということがあるんだろうと思います。自分のことを自分で決めている、お手盛りではないか、こういう批判がないわけではありません。

これをもし払拭しようということでありまして、例えば議員の報酬とか、それから地方議会の議員のその自治体における定数について決めたり変えたりするときには、その案件に限って住民投票をしようというようなことも理念的には考えられるだろうと思います。

○石田(真)委員 次、二点目ですけれども、今回の問題が投げかけたのは、やはり二元代表制のあり方ということになるんだろうと思うんですね。阿久根の場合は、前の市長さんが専決処分を随分乱発されたということが問題になりました。

そして、もう一方では、今度は地域政党をつくって、それで多数派を形成しようというような形があったわけですが、これは二元代表制ということを考えたときに非常に大きな問題をはらんでいるというふうに思うんですけれども、大臣は、現在の二元代表制あるいは今回の一連の中でこの問題についてどのようにお考えであるか、お聞かせください。

○片山国務大臣 今回の阿久根とか名古屋市を見ておりまして、いろいろな問題が提起されておりますけれども、底流には現在の二元代表制の、そ

の自治体における実情といえますか、ありように対する一つの批判というものがあろうかと思っております。それは否定できないだろうと思っております。私の理解する二元代表制というのは、首長と議会がそれぞれ住民から選ばれる、それが、チェックをしたり、あるときには対立をしたりしながら、抑制し合って合意を形成していくという、ルールは議会がつくって、そのルールを忠実に執行機関が執行する、こういうのが建前でありまして。

ところが、一部といえますか、もっと多いかもしれませんが、議会の方がほとんど首長さんによって籠絡されていると言った表現が悪いですが、ほとんどチェックをしないというような実態がないわけではありません。一方で、やたら対立をして何でも反対、そういうところも聞くところでもあります。

そういうことに対して、もう議会なんか要らないんじゃないか、議会不要論というのがやはり一部出ていることは確かであります。私は、それに対しては絶対容認しない立場でありまして、民主主義というのは、首長が住民から選ばれない民主主義はあり得ても、議会が選ばれない民主主義はないと思っております。これがグローバリストンダードでありまして、私もそう思っておりますけれども、だから議会不要論にはくみしないのであります。現状の議会に対する問題指摘というのは、やはり謙虚に受けとめる必要があるだろうと思っております。

それに対して、もう議会のやめてしまえというのが阿久根だったと思えますし、議会を変えてしまえというのが名古屋であったと思うんですけれども、いずれも、私は、私の個人的な考え方でありまして、もっと違ったやり方があったんだろうと考えているところであります。

○石田(真)委員 違った考え方をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 私も八年間首長をやりました、

議会と対立をしたり協力をしていただいたりしながらやってきました。私の場合も、自分の考えていることをさっとやってくれるということは決してありませんでした。八年間本当に、押し引きしたり、譲歩したり妥協したり、いろいろなことをしながら、それでも八年たちますと、自分のやりたかったことはかなりの程度できました。これが私の実体験であります。

一年や二年で、自分の言うことを聞いてくれなかったからもうだめだといって相手側を否定してしまうというのは、私は、民主主義の本来の基本原理には反するんだろうと思います。

民主主義というのは、共存が基本原理です。相手を抹殺してしまうというのは、日本という戦争時代みたいなものでありまして、頭をから割って物事を解決しようということ、これは幾ら何でもむごいですが、不経済でありますから、頭をから割るんじゃないで、頭数を数えて物事を決めていきたいと思いますというのが民主主義でありまして、頭数を数える以上は、共存で、お互い相手の存在を認めなきゃいけないということでありまして、決して全否定をしないといけない。その中で、お互いに譲歩したり妥協したり、その過程では、ディスカス、対話と、パースエード、説得ということが繰り返されて、そこで合意が形成されて、合意が形成されたものについては従うという、これが私の考えている基本的な考え方です。

これを申しますと、あなたがそんなことを言うのは小さい県だからできたことで、一種の理想論だ、こう言って批判されている首長さんもないわけではないんですけれども、私はやはり理想論と原理というものは大切にすべきだろうと思っております。

○石田(真)委員 三点目は、問題になったのは中京圏構想だと思います。これは大阪府構想というのもありましたし、新潟州構想というのもありました。こういうことについて、時間が余らないので端的にお聞かせいただきたいんですが、こういう話が出てくる根本、それはどういうことなん

だろうというふうに思われますか。

○片山国務大臣 幾つかあると思いますが、一つは、大都市における行政体制というのが広範囲にわたって二重行政になっているのではないかと、その不合理があるのではないかと指摘はあっていると思います。政令指定都市というのは非常に権能も強くて、府県との間で区域もかなり共有しております。そこで二重行政があるのではないかと、もともと一体的に、一元的にできないか、そういう問題意識があるんだろうと思います。

ただ、これはよく考えなきゃいけないのは、東京都が一つのモデルになっているんですけども、東京都は昭和十八年に東京都になりました。それ以前は東京府と東京市が、二十三区内は東京市がありました。これも、当時の課題としては二重行政を解消したいということ、東京都になったんですけれども、その当時の課題というのは、戦争をやったおかげで、戦時体制でありますので、戦争遂行のための効率的な地方行政、帝都における、首都における効率的な行政を遂行したいということでありまして、そういう経緯でできたということではよく認識しておかなければいけないと思います。

○石田(真)委員 指定都市と都道府県との問題というのは、大阪あるいは愛知、そういうところにとどまらないわけですね。神奈川県もありますし、ほかにもあるわけですね。

そういう意味でいうと、指定都市の本当のあり方というのはこの際本筋に議論して、どういう形がいいのかという答えを出していかないとけないのではないかと私は思いますけれども、大臣、総務省としてそういうことについて検討するつもりがあるかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○片山国務大臣 先ほど言いました二重行政、今は戦時体制ではありませんが、今日的な意味での二重行政をどうやって解決していくかという問題があります。

それからもう一つは、これは名古屋や大阪に限

りませぬけれども、大都市は二百万、三百万という非常に大きな人口を抱えていて、そこに首長さんが一人で、議会が一つで数十人の議員で構成されていて、それで民意をちゃんと反映できますか、住民自治が本当に全うできますかという問題提起もあります。

それらを含めて、大都市の行政体制のあり方というのは検討を早くしなければいけないと私もかねがね思っておりましたので、できるだけ早く何らかの場でこの問題について検討を開始したいと考えております。

○石田（真）委員　ありがとうございます。

大阪都構想にしたって中京都にしたって新潟州にしたって、これは中身が全部違うんですね。ですから、こういうことが全国的に広がっていきますと、それはそれでまた大変な混乱にもなってしまうと思いますので、ひとつ、指定都市のあり方について十分に、早急に議論していただきたいというふうに思います。

それでは、もう残された時間はあと十五分ほどしかないので、国家公務員人件費二割削減について伺いをさせていただきたいと思います。

これにあと二年でやるということでありまして、二割削減という大体一兆一千億円。ところが、二十三年度予算を見ましても、わずか三%、一千五百九十億円の減ということで、これはあと二年で大変だなというふうに思います。

そうすると、先日、菅総理は三つのことを言われました。一つは国の出先機関の地方移管、効率化、それから二つ目は各種手当や退職金、定員見直し、三つ目は労使交渉での給与改定と言われたんですね。この国の出先機関の地方移管、これは予算のつけかえですから、私はカウントすべきでないというふうに思います。国から財源も渡さないのに地方が職員さんをとってくれるはずがありませんから、これはカウントすべきではないと思いますが、この二年間でおおむねこういう見通しを持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○片山国務大臣　実は、今そのための作業をやっているところでありまして、この通常国会に国家公務員の給与法の改正案を出したいと思っておりますが、その中で給与水準の引き下げというものを行いたいと考えております。もちろんこれには職員の皆さんの理解をぜひ得たいと思っております。労働組合の皆さんとの内々の話し合いも今始めているところであります。

それを含めて、その他退職手当の見直しでありますとか、各種手当の見直しとか、それから定員の見直しとか、そういうものを含めて、できるだけ全体像が明らかになるように法案提出のときにはお示しをしたいと考えているところであります。

御指摘の地方移管というのは、そのまま移管をして、それに対する財源を交付金なりなんなりで右から左に移せば多分スリム化に資することはないと思いますが、決してそうではなくて、地方に移管することによって、私がよく言うのでありますけれども、例えば国道の管理と県道の管理が、今は直轄の事務所と県の土木事務所ですべてありますけれども、地域において一体的に管理できるようにある程度のスリム化は可能でありまして、そのスリム化ができる部分については、ここに申します二割削減の中に当然カウントしているのではないかと考えております。

そういうことも含めた全体像をできる限り明らかにしたいと考えているところです。

○石田(真)委員　今、見直しというお話がありました。巷間、公務員というと、人数が多いとか給与が高い、こう国民の皆さんはよく言われるんですね。前にもここで議論がありましたけれども、まず国家公務員、地方公務員もそうですけれども、国際比較なんかをすると余り高くないんですね。

大臣は、比較が難しいという答弁をされていますけれども、国民はなぜ公務員が多いというふうに意識されていると思われますか。

○片山國務大臣 国民の皆さんがどうお考えに

なっているかというのは私もよくわかりかねるところはありますけれども、恐らく、数が多いという印象を持つておられるということもさることながら、むしろ、例えば昨今のように、民間企業では非常に非正規社員が多くなった、処遇も非常に下がってきた、そういうときに隣近所の公務員の皆さんを見ると非常に安定していてうらやましい、そういうふうな素朴な疑問とか、こんなこともあるんだろーと思います。

公務員の数が少ないというのは、統計はないわけではありませんけれども、私は、本当に比較するのは難しいと思います。

例えば、私も経験がありますけれども、町内会の仕事などというのは非公務員でやっているわけです。町内会長さん初め役員の皆さんが献身的にやっているわけで、こういうのは本来、行政の延長でありますから、行政機関が公務員の手でやってもおかしくない分野かもしれません。そういうものを行政がやろうとすれば、当然公務員もふえます。そうじゃなくて、今のようにボランティア

とか民間の方でやっていけば役所はスリム化できているわけで、そういう各国の国情の違いなんかも丹念に仕分けをした上で比較をすれば別なんでしょうけれども、なかなかそれは難しいのではないかと思います。

○石田眞委員　私は、この疑問はなかなか解消できないと思うんですね。そういう意味で、国も地方ももう一度定数の再検討というのをきちつとやってみたらどうか。それは仕事見合いの人数ですから。そういうことを一度全体的にやってみると、いつまでも、どんな形にしろ、公務員は多いとか、漠然とした感覚での議論ばかりが横行するんじゃないかなというふうに思います。それはぜひお願いしたいなと思います。

時間がないので、先に行きます。

先ほどもお話にありました公務員の処遇、これも、人勸制度があつて大体給与がなされたりしていますが、給与、それから退職手当、さらには年金、こういうものを含めて、大臣は、今の公務員

の処遇の現状についてどういうふうに評価されていますか。

○片山國務大臣　これは国家公務員のケースでいいますと、人事院が、決められたルールにのっとって各年調査をして、必要があれば勧告をして今日に至っているわけで、この官民較差というものを基本的に置いた公務員の処遇というのは、私はそれなりの合理性がやはり高いと思うております。

ただ、国民の皆さんから見ますと、国民の皆さんは非常に多様でありまして、大企業の大役員サラリーマンもおられれば、さつき申しました、企業で非正規の処遇を受けている方も大勢おられるわけで、大企業の方から見ると、恐らく、同じような年配で同じような仕事をしている国家公務員を見ると、多分低いなと思う方が多いんだろうと思います。しかし一方で、非正規の方から見ますと、非常に恵まれていてうらやましいなという感情が出るのは、私はやむを得ないところだろうと思います。

そういうことで、一概に、今の公務員の処遇というものをどうこうと言うことはできないと思いますけれども、先ほど申しましたように、一定のルールをつくって、そのルールにのっとって調査をした結果の今の現状でありますから、もしそれが妥当していないということであると、ルールを変えろという、そこから作業を始めなければいけないのではないか、そこにコンセンサスを見つくる作業から始めなければいけないのではないかと思います。

○石田(真)委員　私も今大臣が言われたとおりだ
と思うんですね。

それで、先ほど、給与をさらに下げることで今労働組合と話をしていると言いましたけれども、人勧が出たら、それはルール外ですよ。だから、そのあたりについては、大臣として、矛盾はないんでしょうかね。

○片山國務大臣　これはもう申すまでもなく、公務員の給与というのは、国であれば、人事院の勸

告に応じてその処遇を変えていくということであり
ます。これは、公務員が労働基本権を基本的に
制約されているということの代償措置として定め
られていることでもあります。

一方、今、総人件費二割削減ということ、こ
れが政権の至上命題として私が担当大臣として
担っておりましても、これは先般の十一月の
閣議決定のときにも決められたんですけれども、
極めて異例の措置として行うという、異例のこと
だということで、現下の財政状況等にかんがみて
行うということで、確かに公務員の労働法制それ
から処遇の決められ方のルールからは反しますけ
れども、これは現下においてはやむを得ない措置
だろうと認識をしております。

○石田(真)委員 ちよつと論理明快ではないな
というふうに思いますが、それは頑張っていただ
きたいと思ひます。

先ほどもちよつと触れていただいたんですけ
れども、私は、人事院勧告というのがあつて、そ
れで、労使協定、労使交渉で給与改定すると昔総
理も言われているんですが、給与改定、先ほど言
われたように、人事院勧告制度の基準、ルールを
変えればこのことは達成できるんじゃないかと思
ひます。しかし、あえて労使交渉による給与改定
と言われる。

そのあたりについて、人事院勧告制度の改定、
運用で何とかするのではないかと思います、大
臣はどのように思われますか。

○片山国務大臣 これは、おっしゃったような選
択肢もないわけではあります。ただ、公務員も
労働者でありまして、労働者には労働基本権が備
わるといのが基本原則でありまして、憲法にも
労働基本権というものはしたためられているわけ
であります。

今日までは公務員は労働基本権を制約するとい
うことでやってきましたけれども、労働基本権を
できるだけ回復すべきではないか、そういう意見
があつて、民主党政権ではそれを実現させよう
ということ、その延長線上に今の議論はあるんだ

うと思ひます。

○石田(真)委員 そうすると、現実的に、給与改
定を行うということについて、別に人事院勧告制
度でも構わないということですか。

○片山国務大臣 給与改定のことだけ考えるとそ
ういう選択肢もないわけではないと思ひますが、
先ほど言いましたように、そもそも労働基本権と
いうものを、完全であるかどうかはともかくとし
て、できるだけ基本原理に復せようということ
と、これが今回の出発点だろうと思ひます。

それから、敷衍をいたしますと、今の人事院勧
告制度であります、民間の給与との比較になり
まして、国家とか自治体の経営状況といひます
か、財政状況といひものがストレートには反映し
ない仕組みになっております。

これが労使交渉になりますと、民間企業であり
ますと、それぞれの企業の経営状況といひものが
おのずから交渉にも反映されるわけで、それが公
務員の労使関係にも、恐らくは財政状況といひも
のは何らかの形で交渉過程に反映されるのではな
いと思ひます。

○石田(真)委員 この人事院勧告制度は最高裁で
も認められているわけですね。それをあえて変え
ようといひのは、先ほどから申し上げている民主
党の本質に根差しているんだらうな、私はそのよ
うに思ひます。

もう時間が参りましたので、最後にちよつと申
し上げたいと思ひるのは、民主党の皆さんが言わ
れているのは、労使交渉で給与を削減する、そのた
めにやるんだといひ方をすごく表へ出されて
いるわけですよ。しかし、民間の場合は、市場経
済で、もうかつたとかもうかつていないとか、そ
ういふことが非常にわかりやすいわけですから、
も、そしてまた、労使ともに、自分たちの乗つて
いる船を沈没させるわけにいかないから、何とか
協力してやろう、それがずっとこの何十年の間に
成熟してきたと思ひます。だから、ストとい
ひのは随分なくなつてきましたけれども、
だれに聞いても、公務員の場合は非常に難しい

んじゃないか、そのように私は聞きますし、私自
身も、非常に難しい交渉になるのではないかな。
そんなに簡単に人件費が削減できるのか。新聞な
んかのインタビュー記事を見ても、そんな
のは応じられないみたいなのも出てくるわけ
ですが、それをあえてやっていく。もしできな
かつたらどうするんですかと聞きたいぐらいです
が、それは先の話として、大臣はそのことにつ
いてどういふふうにお考えですか。

○片山国務大臣 労使交渉を通じて給与云々とい
うお話がありましたけれども、労働基本権の回復
といひのは、給与費を下げるための手段として考
えるべきではありません。そもそも労働基本権と
いひのは労働者の権利でありますから、労働者の
ためにあるわけで、それが何か、使用者のために
あつて、使用者が給与を削減するためのツールだ
といひふうにもし考へていられるとすれば、それは明
らかに誤解だと思ひます。

ただ、労使交渉を通じて処遇を決める、給与水
準を決めるということになりますと、民間企業で
も実際行われていることでもあります、それか
ら、私が先ほどもちよつと触れましたけれども、企
業なら企業、それから組織なら組織の経営状況や
財務状況といひものがおのずから反映される可能
性があるといひことが一つありますし、それから
もう一つは、給与の話のときにあわせて定数だと
か、そういう問題についても労働側の理解が得ら
れる可能性がないわけではない。

もちろんこれは管理運営事項に属することでは
ありませんけれども、そういう交渉を通じて、労使
の間で、組織の将来についての見通しなりイメー
ジなりの共有ができる可能性もある。そういう可
能性がある。そういうことを通じて、やはりある
程度の効果が生じることは期待できるのではない
かと私は思つております。

○石田(真)委員 もう時間が来しましたので終わり
ますが、最後に一言だけ。

これは先ほど言いましたけれども、菅総理は三
つを挙げて、そして公務員の二割削減をやると

言つたんです。その一番最後、三つ目は労使交渉
での給与改定ですよ。つまり、削減するといひこ
とを言つていらっしゃるんですよ。だから、大臣が言われ
たとおりだと私は思ひますけれども、菅総理はそ
んなことを考へていないといひことだけ申し上げ
ておきます。

○原口委員長 片山大臣、もう質疑時間が終わ
ります。

○片山国務大臣 恐らく、私が申し上げたよう
なロジックの結果出てきたものがそこに計算され
るだろうといひことを言われているんだらうと思
ひます。

○石田(真)委員 終わります。

○原口委員長 次に、橘慶一郎君。

○橘(慶)委員 一時間の質問時間をいただきました
で、ちよつとお昼にかかるわけですが、委員
員の皆様方には御協力をいただきながら、きょう
は、過日の大臣所信のお話につきまして、三項目
にわたり御質問をさせていただきます、このよう
に思ひます。

冒頭は万葉集で始めたいと思ひますが、片山大
臣とお話をするならこの歌しかないといひ、やは
り鳥取県因幡の歌しかないでしょう。季節は
ちよつとずれましたけれども、こしは大雪でし
たのでこの歌でよろしいか、このように思ひま
す。

卷二十、四千五百十六番、万葉集最後の歌であ
りまして、天平宝字三年、七五九年の正月一日
に、因幡の国庁で国司大伴家持が、昔の鳥取県知
事であつた大伴家持が詠まれた歌であります。

新しき年の初めの初春の今日降る雪のいやし
け吉事

どうもありがとうございます。(拍手)

実は、この歌一首だけ因幡の国では詠んでお
られるわけですが、ちよつと現代の因幡の国
司もされた片山大臣であります。そのときの御経
験も踏まえながら、きょうは、先ほど石田先生と
はかなり理論的などいひますか、かなり大所高所
の御議論をいただいてきたわけですが、そのこと

も今聞かせていただいたので、それも少し踏まえさせていたしながらも、今度は、木を見て森を見ずの逆の、木の方から少し森を考えてみるということでおつき合いたいと思います。

臨時財政対策債の話。交付税法の審議はこれからあるわけですが、これは地方共通の、そして、かなりの首長さんも最近心配されている問題であります。パネルも用意してまいりました。資料も用意してまいりましたので、それをごらんいただきながら質問させていただきたいと思います。

せんだって、予算委員会の参考人でも、千葉県の野田市長さん、自分の実情は本当は言いたくないんだと言いながらも、野田市としての状況の話があつたんですが、これを全国、全体にしたパネルを持ってまいりました。地方の借入金残高。国が六百八十兆、地方が二百兆と云々とよく言われる、地方が二百兆、二百兆と言われる借入金の残高の推移であります。

皆様方には白黒で申しわけないんですが、実は、この借入金の中で四つのパートに分かれております。一番下が、いわゆる自治体のいろいろな事業をしていく普通会計での、一般会計での、起債による地方債の残高であります。真ん中、だんだんふえてきております、これが臨時財政対策債であります。その上の、三十兆くらいで推移している、これが地方交付税特会の借入金であります、今度提案されている予算では千億削るわけですから、そして、上に乗っかっておりますのが、地方の公営企業、病院とか水道とか下水道とか、こういったものに係る地方の借入金ということとであります。

申し上げたいことは、ここ数年、二百兆ぐらいで何とかずっと抑え込んできております。なぜ抑え込んでいけるかというと、別に交付税特会の方が最近変わっているわけじゃなくて、要は、地方の方で一番下の部分、いわゆる地方債、自分たちの起債の部分、それから上の部分、公営企業の企業債の残高、ここが落ちてきているので抑え込んでいる。ただ、その分を結局食っているのが、

皆さんのところでは白っぽくなっていますけれども、私のところは黄色くなっています臨時財政対策債、赤字地方債とも言われますが、ここがどんどんどんどん増殖をしてくているわけです。

もちろん、最初は小さく生まれたわけですね。三兆円ぐらいから生まれて、でも、気がついたらだんだんふえて、この二十一年度決算額では二十五兆円の残高になっております。総務省さんの方から実はデータが出ておりまして、これが二十二年では三十兆、二十三年では三十五兆ぐらいになるといふうにたしかデータを出していただいていたと思うんですけども、今ちょっと決まっているデータだけを見ましても、二十一年度末の発行残高は二十五兆円。

そして、これが地方の財政計画、地方の財政フレームにだんだん影響を与えつつあります。二十二年年度の地方自治体の基準財政需要額の三・三％、これはまだ小さいですが、地方財政計画における公債費、これは要は地方の借金の元利償還額、この中に占める割合が一・五％と、ウェイトは確実に膨らんできております。

よく財務省さんの方でやる、国で建設国債、赤字国債というふうにするときにもこんな図面がよく出ますけれども、青と赤で出ていますかね。今、国は赤い方ががんがんに膨らんでいるわけですが、それは、一年一年は大したことない、大したことないで来ているんですが、この問題、これの縮減ということがやはり大事じゃないかと思っております。大臣所信の中でも、これは臨時財政対策債を大幅に縮減した、こういう表現が出てくるのは私は大変うれしいことだと思いますけれども、このことが喫緊の課題になりつつあるのではないかとこのことについての御認識をまず伺います。

○片山国務大臣 この問題に対する私の認識は議員と全く一緒であります。従来は、これは交付税特別会計で財源不足を借り入れて、自治体には現ナマの交付税で配っていたわけでありまけれども、平成十何年だったで

しょうか、仕組みを変えまして、自治体の方でとりあえず借金をしておいて後で交付税を補てんする、そういうやり方に切りかえたわけです。自來、だんだんだんだんこれがふえてきているわけです、要すれば、これは将来の交付税を先食いしているわけでありまして、決して健全な財政運営ではありません。ですから、これをできるだけ減らす、本来の交付税の制度の姿に戻すということが基本でありまして、私も県で知事をやっておりましたときから、この問題については強い問題意識を持っておりまして。

このたびは、いろいろな要素があつたんですけども、とりあえず一・五兆円を前年度よりは削減することができまして、大きなと言っているいかどうかわかりませんが、一歩を踏み出したと思っておりますので、ぜひ、これからのこれを減らす努力を続けたいと思います。

○橋(慶)委員 もちろん、リーマン・ショック後の景気の落ち込みとかいろいろな問題があつたことは理解するんですが、やはり今おっしゃったように、国と地方の関係では問題をはらんでいるわけでありまして。

六兆一千六百億円まで一兆五千億円の削減をされたわけですが、ここで一つ、この問題を少し考えてみる上で、やはり何とかこの黄色いところを余りふやしていきたくない、できれば何とかゆっくりに減らしていききたいなど。もしそうだとすれば、もちろん毎年償還額もありますので、多少は発行できるということにもなるんですが、例えば、この黄色い部分の残高をふやさないためには、今の状況だとどれくらいまでの発行にとどめなきゃいけないかというのが一問であります。

そしてまたもう一つ、せめて地方の借入金全体をふやしていかない、これも大事なことでありますけれども、しかし、では、その場合にはどれくらいまでの発行が可能なのか。この辺はちょっと技術的な計算をしていただかなきゃいけないんですが、その計算結果をここでお示ししたいと思っています。

○鈴木(克)副大臣 ただいまの件について私の方から御答弁をさせていただきたいと思っております。今議員おっしゃったように、毎年の発行額をいわゆる元金償還額以下に抑えていくということが、理屈の上ではそういうことなんです、現状、今どうなっているかということだけちょっと申し上げていきたいと思っております。

平成二十三年度において、臨時財政対策債の元金償還額については一・四兆円、地方債全体の元金償還額については十二・二兆円と見込んでおります。ともに、今後の発行額次第では大幅に増加していく可能性というか、おそれがあるわけでありまして。そこで、臨時財政対策債、地方債全体の残高がふえないようにするには、今申し上げましたように、毎年度の発行額をこれらの元金償還額以下に抑えていくことが大事であるということになります。

なお、平成二十三年年度の地方債全体の残高、普通会計負担分ということでもありますけれども、これは、臨時財政対策債の縮減や普通会計負担分の公営企業債の減少等により四百億円減少し、百六十六兆八千八百億円となる見込みでございます。

いずれにしても、今後とも、地方収収にあわせて交付税総額の安定的な確保を行いつつ、地方財政収支の改善を図り、臨時財政対策債をできる限り抑制するなどにより、地方債の残高の縮減を図ってまいりたい、こういうふうにご考えております。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。この黄色い部分をふやさないためには、一・四兆円におさめなきゃいけないという現状だということ。

ただ、地方債全体でとらえまして、今おっしゃったとおりで、実は、こつと減額にいくとなると六兆でもいいじゃないということになっちゃうんですけども、それは結局、今まではど地方単独事業をやらなくなった。それから、次の質問でも申し上げますが、かなり地方が集中改革プラン等で取り組んで、言ってみれば身を削ってき

た。地方で行政を運営するためにかかるコストを削って、言ってみれば、骨身を削って頑張っているから全体の総額もおさまっている。だけれども、それに国が甘えてしまうと、これまたいけない。国が大変だから地方の方で頼むねということでは困るというのは、これは財政運営戦略でもそういうことは書いてあると思うんですが、ぜひここは頑張っていたらいい、六兆一千億と言わず、もともと一兆四千億の方へ近づけていただきたい、こんな思いを持っております。

そしてまた一兆四千億については、実は、確かに交付税措置はもう既に始められているわけですが、元利償還額について交付税措置しているんですが、考えてみたら、一兆四千億返したって六兆一千億また借りるわけですから、交付税措置しているように見えるけれども、何のことはない、一兆四千億借りかえていくというふうにも見えるわけですよ。だから、そんなことを考えても、ぜひここは、毎年毎年がっちりした地方財政の運営を強力に進めていただきたいと思っています。

そこで一つ、地方では集中改革プランが二十一年度で終わっているわけですが、これによりまして、先ほどから人件費の削減の話題もありましたけれども、合併等もあったものですから、職員削減目標もかなり上回って達成しているはずであります。そういう達成状況なども含めて、総務省としてのこの五年間の地方の取り組みに対する総合的な評価をここで伺います。

○片山国務大臣 いわゆる集中改革プランというのは、平成十七年度から向こう五年間、その時点から向こう五年間ということで実施したわけであります。

これをどう評価するかということでありますが、まず、目標と結果を比べてみますと、当初の目標が五年間で六・四％の職員の純減ということ掲げていたのに対し、五年間の実績では七・五％減っているということで、これだけとてみますと効果を上げた、実績を上げたということだろうと思いますが、私は平成十七年当時、知事を

やっておりまして、これに対してはいささか懐疑的でありました。

なぜかといいますと、これは、定員も含めた自治体の行政改革というのは自治体で取り組むべき問題であって、これを国が一律に、一片の通達で自治体に対して事実上強いることはできないはずでありましたので、これに対しては懐疑的でありました。したがって、鳥取県は独自に行政改革を進める、しかし、この集中改革プランなるものはつくりなないということで、つくりませんでした。つくりなかつたのは、四十七都道府県では鳥取県と、市町村では、私の把握しているところでは千葉県、の我孫子市でありました。

言えはいろいろ問題点はあるんです。地方自治に対する関与、これが法律ではなくて、一片の事務次官の通達で関与することの違法性などいろいろ挙げられるんですけれども、実態を申し上げますと、例えば鳥取県では一時期、定数を少しふやしたこともあるんです。それはなぜかといいますと、今もそうなんです、当時もそうだったんですが、不況でなかなか職がない、特に鳥取県などは職がないところなものですから、そうなる、そういうときに公務員の給与を減らして、職員全体の五％カットをしましたけれども、その浮いたお金で必要なところにむしろ雇用をつくらうではないかというので、学校現場の三十人学級をやったりしたわけです。そうしますと、トータルコストは減っていたとしても人数はふえる、そういうことがあるわけで、この集中改革プランをしっかりと定規に適用しますと、そういう応用問題ができなくなってしまう、自主性を阻害するという問題がありました。

それからもう一つは、これは評価とも関係するんだと思いますが、この集中改革プランというのは正規の職員の定数を減らせということでありましたので、だったら非正規に変えればいいんでしようということ、非正規化を非常に加速したという面がないわけではありません。これがひいては官製ワーキングプアをつくったということ

とになっているんだろうと私は思っています、それに対する着眼点といいますか、反省は必要だろうと思います。

そんなことも、ちょっと余計なことも申しましたけれども、個人的な感想も含めた評価であります。

○橋本委員 大臣が現場にいらつしたときの、現場としてのお考えだと思えます。

ただ、また一面、そういうことを含めてでも、結果的にはこういう形で七・五％にわたる職員数の削減がなされた。特に、合併が進んだ市町村だけで見ますと九・九％ですよ。そしてまた、その間、人事院勧告によります給与の、特に地方では地域手当等の関係の見直しもありました。

先ほどの二割削減という話からすれば、言ってみれば、職員数で一割、そしてまた給与も下げた。そうすると、実質二割とは言いませんけれども、かなりのところまでやった。そういうことを考えたとき、それは一応結果として出ているとすれば、やはり今度は国家公務員の方をどうしていくかということについて頑張らなきゃいけないし、また一面、そういったことで一つの結果が出ているわけですから、これに対して、臨時財政対策債等の削減によって、やはり地方が自分たちで骨身を削った果実についてはしっかりとらまえていただきたい、このように思うわけであります。

それでは、きょうは、行政改革ということと行政評価ということについて時間の許す限り質問をさせていただきますと思います。

行政管理局と行政評価局、私が勤めていたところからいえば、行政管理局の行政管理局と行政監察局ということまでさかのぼるわけですから、どうも、せっかくこうやって二つの局がいろいろ頑張っておられるんですが、ここについても、きょう内閣府からも副大臣、政務官に来ていただいています、かなり入れ子の関係になっていまして、そして、今まで積み重ねてきたことをどうするかということについては、ちょっと不透明な状況になっ

ているという部分を感じております。

ぜひ、それぞれの組織を、機能をしっかりと生かされながら、そして先ほどの理論的な議論の中にもありました、やはり行政はある意味で中立性が必要、継続性も必要、法律に基づく行政ということも必要であります。そういった大きな観点もとらまえながら、順次、行政改革の方から質問を始めさせていただきますと思います。

大臣所信で、行政改革については、タイトルとしては国家公務員の総人件費二割削減等の行政改革の推進、このようにタイトルをつけられました。実は、いささか違和感がありました。なぜなら、二割削減のための行政改革というのは、何かこの行政改革というものを二割削減だけの手段に使うということではちょっと違うんじゃないかな、こんなことを思いました。

それはそれとして、前政権まで、いや、今も続いているんですが、行政改革推進本部というものがございまして、これは五年間の設置になっているわけですが、法律に基づく設置で、ことしの六月まであるわけですが、ここで「逐年逐年」行政改革の実施状況」というものを取りまておられました。これは皆さんには配っていないんですが、これはたまたま緑の紙に印刷したから緑色をしています、本当は白の紙に印刷したか、こういう形で、ぱっと見れば、一年間何をしたか、次に何をするかみんなわかるというものを、行政改革推進本部でいつも三月三十一日ですか、年度末に、二十一年の三月三十一日までおつくりになっていました。

行政管理局は行政管理局で、予算のセットアップと、年度末ということ、こういう減量・効率化方針という形でしていくことをわかりやすくまとめて公表されておりました。

要は、行政改革推進本部の取り組み、国の行政改革の取り組みということについては、こういう形で情報公開がなされてきたわけでありまして、これが一昨年度末以来、発表されていないわけですが、これは法律に基づく仕事であります。この

行政改革の進行管理がどうなっているのか、総務大臣と園田政務官、それぞれお答えいただけます。

○園田大臣政務官 行政改革推進本部については、私の方から、担当でございますのでお答えをさせていただきますと存じます。

委員御指摘のとおり、平成十二年の十二月に行政改革大綱が閣議決定されました。前政権下でございますけれども、その閣議決定に基づいてこの行政改革推進本部というものが設置をされ、また、十八年には推進法が公布されまして、それに基づく推進本部が設置をされ、委員御指摘のとおり、十三年から毎年毎年、毎年度末にはフォローアップが確実に実施をされていくというふうにも伺わせていただいております。

二十年度まで、毎年、行政改革推進本部において取りまとめを行ってきたところでございますけれども、その規定された各事項については実質的にとおむね措置されたというふうには受けております。そして、それ以降の取りまとめはしていないところでございます。

行政改革については、各分野において着実に実施をされておまして、例えば、特別会計改革につきましましては、三十一特別会計を十七に縮減であるとか、あるいは公務員制度改革については、能力、実績に基づく人事管理を行うであるとか、それはもう既に、各省庁においてホームページでも公表されているというふうには承知をいたしております。ところでございますので、そういった実施状況については適時取りまとめをして公表されているというふうには私は理解をさせていただいております。

○片山国務大臣 私の所信表明のときに、行政改革というものが余り強調されていなかったのではないかと、むしろ二割削減の方ばかりが強調されていたのではないかとおっしゃられたことについては、そういう印象をお与えたかもしれないですね。二割削減というのが、私が特に総理から指示を受けた事柄でありますし、いわば現状においてはト

ピカルな重要課題でありますので、そこを強調したという面は否めなかったと思います。

しかし、一般の行政改革というものを決してないがしろにしているつもりはありません。私は、自分の過去の経験からしましても、日常的な行政改革というのは非常に重要だと思っております。

もちろん、総務省の行政管理局などは定数の管理をやっております。それが結果的に二割削減に資するということは当然あると思いますけれども、さればとて、二割削減のしもべとなって働くというものではありません。やはり日常的に常になんか無駄を省き、必要なところに人員なり組織なりを充てていく、こういうことは重要だろうと思っております。これはやっておりますので、日常においても、

あわせて、私は今、総務省で総務大臣になってから手がけておりますのは、情報公開というものが行政改革にとつては非常に重要な武器になりますので、多くの人から見られるということが結果的に無駄を省いたり、冗費、余剰人員を削減するということが非常に重要だろ

うと思っています。今、政府全体で情報公開法の改正作業などもやっておりますけれども、今の仕組みの中でもできることをやっていくということ、例えば、総務省では従来、総じて情報公開請求に対する決裁が事務レベルで完結していたんですけれども、今、省内の規程を改正しまして、基本的には政務三役、大臣まで見るということにしました。このことがどういう意味があるのかを説明すれば長いんですが、私自身も、私が知事を経験したことからいいますと、そのことは非常に大きな効果を持つと私は確信しておりますので、総務省で今それを実践し始めたところであります。

できれば、こういうことが総務省で、多分うまくいくと思っておりますけれども、これを各省に広めれば、政府全体としても随分、情報公開というツールを通じて、行政改革が日常的に進むことになる

のではないかと思っております。

○橋(慶)委員 それぞれ、言われていることは理解するんですが、逐次進んでいます、各省で取りまとめられています、園田さんはそうおっしゃいました。それから大臣の方からは、情報公開が大事だとおっしゃいました。

であれば、これは継続性の原則だと思わなければならない。これをつくったからといって何か変わる、政策的というよりは、むしろちゃんと行政の仕事として、中立性ということもおっしゃいました。が、やっていけばいいだけのことなんです。なぜできないのかという感じがいたします。

お二人に順番に聞いていても仕方がないので、きょうは大臣所信ですから、どうですか、大臣、行政管理局でこういうものを、やはり毎年きつと法律に基づいてつくられたらいいんじゃないですか。いかがですか。

○片山国務大臣 御趣旨、御指摘を踏まえてよく検討して、政府内部でも相談したいと思っております。

○橋(慶)委員 そう言っていたら、一つは前進かと思えます。

そこで、もう一つ、園田さんの方にも宿題をきょうは残していかないといいなと思っております。

行政改革推進本部、ことしの六月二十二日ですか、五年間の設置期限をめでたく終了されて幕を閉じるということでもあります。

さきに原口大臣のときにも、地方分権改革推進本部一つが終わるときにも、四次勧告、一定のまとめをされて次につないでいかれました。幾ら政権がかわったといつても、法律は法律、国会から内閣に対して課せられたそういうものではないですか。ここでもやはり、六月に向けての何らかの、最後のきちんとした取りまとめをされるということの決意をお伺いします。

○園田大臣政務官 ありがとうございます。先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、平成二十年度末までには実質的にとおむねこのことが措置されてきたというふうには承知いたし

ておるところでございますので、そういったところでは適宜公表をさせていただいているというところでございます。

また、私どもの政権におきましては、行政刷新会議というところを設置させていただきました。国の行政全般のあり方に関して刷新をするという取り組み、不断に見直していくんだという姿勢を示させていただいているところでございます。で、そういった面では、その中において行われていくものであるというふうには承知をいたしております。

また、したがって、行政改革推進本部としての特段の活動は今現在行っていないということでございますので、そういった点では、ここにおける取りまとめというのは現段階ではちょっと考えておりません。

○橋(慶)委員 そういうお答えをされるとどうしても、余りきょうは山を登りたくないのですが、ちよつと山を登りますね。

行政改革推進本部として特段の活動はしていないと今おっしゃいました。しかし、法律に基づいて設置された組織が特段の活動をしていないというのはどういう意味ですか。お話しください。では、その職員はどうなっているんですか。

○園田大臣政務官 推進本部は、委員御承知のとおり、法律に基づいて設置をされているということ、閣僚の本部がその仕事をするという形になっております。

ところが、今般、私どもは行政刷新会議において、政権交代後はそこにおいて行政改革を行っていくという形をとらせていただいて、また、しかしながら、行政改革そのものの行政刷新会議からのさまざまな案件について、推進室を通じて、各省庁にその取り組みをしっかりとチェック、フォローアップをしていくという形をとらせていただいているということでございます。したがって、行政刷新会議としての活動はしっかりと行わせていただいております。また後ほど御質問があらうかと存じますけれども

も、事務事業の、独法も含めての見直しなんかもこちらの方でやらせていただいているということでごさいますので、推進本部としての活動を行っているということではないということでごさいます。

○橋(慶)委員 ちよつとやはり解せないんですね。なぜそういうことを言うかという、もちろん政治主導、それはいろいろ、いいですよ。しかし、もし推進本部が今の内閣としてふさわしくないなら、推進本部を廃止すればいいわけですよ、そういう法律案を出して意思を表明されればいい。去年の内閣府設置法にそういうものはないですよ。行政刷新会議をつくる、経済財政諮問会議はなくす、そういう案では出ていましたよ。だけれども、行政改革推進本部はあつたわけですから、あるものは、やはりちゃんと仕事をしてもならないと困るというのが普通じゃないですか。

先ほどからちよつと内閣と国会の話もありましたけれども、大臣、どう思いますか。大臣、ぜひこれは閣議の中で、やはりそれはおかしいと。それは法律に基づいたもの、ただ六月にまどめをすればいいじゃないですかと私は言っているんですよ。そんなにひどい仕事じゃないですよ。

きょうはいろいろな書類を持ってきました。行政評価局でこんなにいっぱい、いろいろな書類をつくっておられますよ。いろいろな仕事をしていますよ。だったら、本部を最後に閉じるときに、起承転結、きちつと結を上げて、また次の行政刷新会議につないでいけばいいんじゃないですか。私の言っていることはおかしいですか。大臣、お願いします。

○片山国務大臣 いや、おかしいとは思いません。よく政府の中で検討したいと思つています。

推進本部がこれから何をやるかというのは、それはそれでまた一つの検討事項でありまして、その過程で、例えば、推進本部としてはその仕事はしないけれども、別のところであるというところは大きいとあり得ることだと思つています。例えばそれが行政刷新会議かもしれない、場合によつ

ては総務省の行政管理局かもしれないけれども、政府全体としてどうこれを受けとめて、どうするかというのは政府の中で検討したいと思つています。

○橋(慶)委員 それじゃ、またもとに戻つていきたいと思つています。

行政改革推進本部の職員の方々、今、みんな併任がかかっているんですよ、みんな行政刷新会議の職員という併任がかかっているんですよ。名刺に両方刷つてあります。そんなことさせないでもいいのに、もうちよつと何かその辺、こうしたいならこうしたいということをきちつとされればいいのにと思つていますけれども、それはそれくらいにします。

国家公務員の純減について、平成十八年六月三十日閣議決定に基づきまして、国の行政機関の定員、十七年度末三十三万二千三百四十四人の五%、一万八千九百三十六人以上の純減目標の期限が二十二年度末に到来いたします。もうすぐですね。達成見通しについて伺ひたいいたします。

○片山国務大臣 結論から申しますと、達成できる見込みとなっております。

ただ、当初の計画を立てたときと民主党政権になつてからで、独立行政法人にするしないというところが少し変わつておりますので、そういう変更要素があつたということを織り込んだ上で、本来の目標を立てたときの見込みは達成されるものと思つています。

○橋(慶)委員 実は、この純減についてという中では、全体の一万人八千人の数字がありまして、これについて重点事項別、それぞれの行政の分野別の、言つてみれば詳細な目標数字というのが公表されて、定められております。それぞれの達成状況について、今の起承転結と一緒に、二十三年度当初には、この閣議決定に基づくこのことがこつなつたというのは、先ほどの情報公開の話もございまして、それぞれの項目別にこうでしたというのを公表すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 先ほど申しましたように、二十二年度末に、今御指摘になつた各事項とも達成する見込みでありますので、年度末に実績値が確定し次第、お示しをしたいと考えております。

○橋(慶)委員 続いて、この純減というのがこれで終わるわけですが、二十三年度からは言つてみれば、この計画が終わつて新しいフェーズに入つていく。今、人件費二割削減云々ということもありますが、人件費を削減する方法は、大臣もよくおつしやるように給与掛ける職員数、ですから定員の純減ということがなければ、なかなか給与だけにあふせるとするのは気の毒な話だと思つています。

二十三年度以降の定員純減計画の作成はあるのか、このことについて伺ひたいいたします。

○片山国務大臣 先ほど申し上げましたように、今、非常にトビカルといひますか現下の課題として、総人件費二割削減という目標に向かつていろいろな検討なり作業をしております。その中で、定数の問題というのが大きな要素として出てまいります。

それで、総人件費二割削減については、この通常国会に給与法の改正案を出す際に、できるだけ全貌が明らかになるような資料もお出ししたいと思つているところでありまして、そういう作業過程を通じて、定数についても検討経過がだんだん明らかになってきますので、そういうことも見ながら、定員純減の取り組み方針についてもできるだけ具体化をしていきたいと考えております。

○橋(慶)委員 ここで問題点として指摘しておきたいのは、行政の継続性ということで、二十三年度からは言つてみれば、海図なき航海に入つていくということがある意味でわかるわけですね。そうであれば、普通であれば二十二年度中にそういうことを考えていけばいい、そして、プランをつくつておいて、そういうものに基つて仕事を進めていけばいい。それを進めていくのが私は行政管理局の仕事だと思つております。

私は、行政改革推進本部のような形のものが、行政刷新会議も含めて、必ずしもそういう形がいいのかどうかかわからないところがあります。行政管理局という一つの組織があつて、そこに職員もちゃんと配置されているわけだから、そこにある意味でブレイクアップ、ショーアップするのでも大臣としてのお務めじゃないかと思つています。

行政改革推進本部はどうしても六月にはなくなる。しかし大臣もおつしやつたとおり、行政改革は不断の取り組み、別に人件費二割削減だけではなくて、永久の課題というのが常識であります。この本部廃止後の行政改革の推進体制、行政管理局の活用も含めて、大臣から決意をお伺ひいたします。

○片山国務大臣 もともとを言いますと、国家行政組織の中では、この種の仕事を担当するのは、旧行政管理局の流れをくむ今の総務省の行政管理局だろうと思つています。そのみならず、実際に行政がその目的どおりに効率的に行われているかどうかをチェックするのが行政評価局だろうと思つています。これがいわば古典的といひますか、本来の部局だろうと思つています。

外から見ているときの私の感想を申しますと、いささか日常の中に埋没をしていて嫌いがあつたのではないかと、そういうところにもつてきて、政権交代を機に、行政刷新会議がさつそうと登場した、少し本来の担当部局が肩身の狭いような思いがあつたのではないかと私も感じるところがありまして、一緒になつてちゃんと協働の実を上げるように、協力をしながらやつていこうなというところで、就任以来、ハッパをかけております。その延長線上で、これからは自分たちが担うというぐらゐの気概を持つてやろう、こういうことも言つておいて、私自身もそういうつもりで、別に権限をとりたいたとかそんなつもりは毛頭ありませんけれども、いろいろな担い手としての案はもちろんですけれども、総務省も一つの有力な担い手の候補として、これから政府内で相談なり検討なりをしていきたいと思つています。

○橋慶委員 時には基本に帰れ、バック・ツリー・ベシックということ、ぜひそういうことで、また元氣を出してお願いしたいと思うわけです。

そこで、今いみじくも連携、行政刷新会議と行政管理局、総務省さん側と、評価局も含めて連携は必要だと思いますが、今、事業仕分けという形でいろいろなことを指摘されております。

言ってみれば、これを私なりに理解すると健康診断みたいなもので、健康診断して、いろいろ聴診器を当てていろいろなところを調べた。こういう問題があります、こういうことがありますが、こ

こまでは来た。では、治療方針を定めなきゃいけない。もちろん幾つか所見は出ているんですが、本当は、これでこういう治療をしましょうとか、こういうふうにもっと元氣になつてくたさい、あるいは健康管理にこうしなさいということであれば、もう少しそういうものが見えてくる、要するに、切り刻むだけではなくて、つくり上げていくという仕事をだれかがしていかなきゃいけない。

それは行政刷新会議でされるのか、総務省さんがされるかはわかりませんが、切るのはいいです、切るのには確かに目立つし、それは非常に脚光を浴びるわけですが、それでは物事は終わらないんです。切られて痛い痛いと言っている人をそのままにしておいてはいけませんので、さあ、そこをどうするんですかというフォローアップとか進行管理、そろそろ組み立てに入っていかなきゃいけない時期だと思います。そこのお話を園田政務官からお願ひします。

○園田大臣政務官 委員御指摘のとおり、さまざまな指摘をさせていただくと同時に、それがしっかりと次のステップにつながっていくということは大変重要なことであると私も考えております。

これまで三回事業仕分けを行ってまいりましたけれども、この手法につきましては、国民に今まで見えなかった予算編成過程をしつかりと明らかにしていこうということ、そしてまた、独立行政

法人などの政府関連法人の事業内容の検証という形もあわせて行いながら、行政の透明性であるとか、大幅な無駄の削減というものを実現してきたところでございます。

行政刷新の推進をしていくということに對しましては、事業仕分けの成果を行政に関する制度やあるいは仕組みの改革につなげていく、委員御指摘のとおりであろうというふうに思っております。こういった仕組みというものが大変重要であろうというふうに考えておるところでございます。

具体的には、まず独立行政法人につきまして、昨年の四月の事業仕分けの評価結果等を踏まえて、全独立行政法人の事務事業の見直しを行ってまいりました。昨年の十二月に閣議決定をさせていただいたところでございまして、さらに、個別の法人の組織のあり方や現行の独立行政法人の制度についても、これまで抜本的に見直ししていくということとをさせていただくことになっております。

それから、特別会計につきましては、昨年の十月の特別会計仕分けの評価結果等を踏まえて、現在、財務大臣が中心となりまして特別会計制度の見直しが行われているものでございます。行政刷新会議としても、その検討状況をしっかりと検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、昨年からは、各府省みずからが概算要求前に、事業仕分けの手法も用いて所管事業の予算の支出先や使途を点検して、その結果を概算要求等に反映する取り組み、いわば国丸ごと仕分け、行政事業レビューというふう呼んでおりますけれども、これを開始したところでございまして。これは事業仕分けの定常化であるとか内生化ともいって取り組んでございまして、昨年は試行的に行っていたわけでもございまして、ことしから本格実施に向けた検討を今進めているところでございまして。

今後とも、委員御指摘のとおり、事業仕分け等

も踏まえて、しっかりと不断の見直しというものにつなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○橋慶委員 要するに、一つの物事の取り組みの姿勢なり方針としてはそれで十分理解しているんです。ただ、それを本当に著実に、成果あるものにしていけるかどうかということを私は非常に心配しております。

園田さん、何か頭の中で、あるいはそういう話としてはできるんですよ。でも、それをあなたのスタッフ、みんな一人一人が頑張つてやりこなしていかなきゃいけないんですよ。やりこなしていることにとつて、そのことが意味のあることにならなきゃいけないんですよ。片山大臣じゃありませんけれども、何せ、あなたの給料を今から下げますとこれから言うわけでしょう。そういうときですから、やはり仕事を価値のあるものにしていかなきゃいけない。

一言だけ言っておきます。

私は、部屋にレクに来る方に毎回毎回尋ねているんです、後ろにいらつしやる方に。あなたたち、給料をカットされるという話を聞いていますかと毎回聞いています。まだだれも聞いたという人はいません。ということは、何の覚悟もまだできていません、職員の方々。これは大臣、質問じゃないので申し上げておきますが、本当にそれでいいのかなど。どうして下げなきゃいけないのか、何のために下げるのか、そして、給料は下がるんだよということ、皆さん、後ろに座っている方々お一人お一人の問題ですよ。それはぜひ、どこかでみんなが考えていかなきゃいけない、一人一人の権利ですから。それはちやっと、質問しない指摘事項にしておきますけれども。

ただ、園田さんが今おっしゃったとおりなんです、例えば今の独法で、政策評価・独立行政法人評価委員会、評価局さんがある程度仕切つてやっていたにいたっているわけですが、そこでこうやって評価年報をつくり、二十一年度における実績の評価の結果等についての意見を出し、そし

て、二十二年度に中期目標期間が終了する事業の改廃に関する勧告の方向性について勧告と、いろいろな作業をされております。確かに、行政刷新会議の方でも、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針というのをつくられました。こんなにたくさん出ています。こんなにたくさんさんの仕事をしてももらっています。だけれども、本当にこれがうまく有機的に結合しているのか、そして何がなされていくのか、そこについてのお考え、現状認識、これは大臣によろしくお願いいたします。

○片山国務大臣 直接のお答えになるかどうかわかりませんが、私も大臣に就任しましてから、特に連動大臣との間で、双方が趣旨、目的は似たようなことをやっていることが多いものですから、よく連携をとりましょうということで、いろいろな場面で相談をしております。

例えば、評価局が出しましたかなり詳細な資料などをお届けしましたら、大臣が克明に全部読んでいただいて、これは非常に参考になりますというので、自分のところの仕事を反映させますというふうなことも実は現実になりました。

それから、逆も私は必要だと思ひまして、行政刷新会議でいろいろな指摘が、事務事業でありますとか組織でありますとか、それから独法でありますとか公益法人なんかありますと、それはやはりきちっと受けとめて、それを単発の指摘だけに終わらせないで内在化する必要があると思うんです。

それは、例えば組織などでありまして総務省の所管になるだろうと思ひますし、それから事務事業の指摘でありますと、財務省が予算査定のとときにそれをきちっと受けとめて、それを単なるマルカバツかではなくて、いいあんばいにとつてと語弊があるかもしれないけれども、適切に査定に反映させるというような仕組みが必要だろうと私は思ひます。それは、ぜひ政府全体として、そういう問題を御指摘も含めて受けとめて、共有をしたいと思ひております。

○橋慶委員 独法については、もう一度時間を

とってしつかりやらせていただきたいと思うんですが、ここに事務・事業見直しの方針、これは結局、従前の独立行政法人整理合理化計画というものを凍結し、その中に書いてあることを進めてもいいということになっているんですが、それはそれとして、こういう形でまとめられました。

それこそ大臣ではありませんけれども、私も全部見せていただいたんです。非常に詳細にいろいろなことが書いてあって、非常に細かいんですけども、また逆に言うと、これでどうなるのというのが余りよくわからない。というのは何かといいますと、もちろん何億円、何億円という、基金とか、そういう出てきたお金を戻すというのもあるんですよ。だけれども、例えば法人を整理するとか、そういうもう少し大きい観点からすると、国際万博協会にしても海上災害防止センターにしても、余りはつきりしたことは書いてないんです。

これは非常に心配してまして、本当に改革が進んでいるのか、それとも、個別にこの事業はどうだとかこれはどうだといながら、もっと大きい意味で、本当に予算の削減とか行政の合理化になるという取り組みになっていっているのか、非常に心配をしております。ミクロに見過ぎてマクロのところが見えていない、あるいはマクロの取りまとめができていない、ここは非常に問題意識を持っております。

この辺についての進捗管理も、今度また詳細に一度お伺いしたいんですが、きょうはとりあえず、まず総論だけお伺いしておきます。

○園田大臣政務官 ありがとうございます。

委員と全く問題意識は共有をさせていただいておりまして、私どももこれまで、前政権下も踏まえて、独立行政法人の見直しというものは行ってきたわけでございます。しかしながら、当初のころは、ただ単に一つ一つのミクロの部分で、その部分の事業がどうなんだ、あるいはそこに係る予算がどうなんだというような形で指摘事項であったというふうに思っております。したがって、

で、ここでひとつ、全事務事業をまず見直すということが第一段階という形であろかなというふうに思っております。

そして、それをもつて独立行政法人のあり方全体をしっかりと一度点検をさせていただく中で、次の第二段目の、内容も含めての個別の法人の組織のあり方であるとか、あるいは現行の独立行政法人制度そのものの抜本的な見直しというものにつながるっていくものではないかというふうに思っておりますので、ぜひとも、またさらなる御指摘をいただければと思っております。

○橋(慶)委員 要は、見取り図はいいんですけれども、この見取り図でやっていくのは大変かなと。アナログ、デジタルという言い方もおかしいですが、もう少しアナログ的に物事をやってもいいのかなと、実はきょうの全体を通じて僕は思っていることなんです。

評価局についてもそういう思いがあつて、網羅的にやるということとか、悉皆、すべてにさわたしまおうというよりは、もう少し大ところをつかんでばしと入っていくというふうなこともあつていいんじゃないかな、こんな思いを持っています。これが本当はきょう一番申し上げたいことなんです、そこに入る前にもう一問だけ。ちよつとあと飛ばしますけれども。

内閣府の問題、内閣の問題、この間、予算委員会でも、片山大臣とおおむね、内閣府は組織が非常に複雑怪奇になっているということについては御一緒の認識を持っていたいたと思います。

ここでは端的にお伺いします。定員査定されているわけですから、内閣官房の肥大化は逐次進んでいると思います。平成十二年の、言ってみれば省庁改革の発足したときは三百七十七人から始まりまして、平成二十一年度定員七百三十七人。現状はどうなのか教えてください。

○片山国務大臣 二十三年度の定員の張りつけ、査定を前提にしますと、内閣官房の平成二十三年度末の定員は八百二十三人になります。これは、二十二年度末に比較して十九人の増員ということ

であります。

それから、内閣府、これは金融庁それから消費者庁などの外局を除いた内閣府の本府でありますけれども、これの二十三年度末定員は、二十二年度末と比較して十九人の減員で、二千三百四十二人になる予定であります。

○橋(慶)委員 内閣府としては減るんですけれども、問題は、やはり日本政府というんですか、私は時々、自分がそうだったから、日本国市役所と呼びするんですが、日本国市役所の言ってみれば市長公室である内閣官房、ここがかなめなんですね。

しかし、そこに大変優秀な方はいっぱいいらっしゃるんですけれども、一人一人は優秀なんです。でも、大臣、考えてください。一人と一人の人が二人になると、仕事をすると二人で話をしなきゃいけないでしょう。三人になると、三人で話をしなきゃいけないんです。意思疎通しなきゃいけないんです、一人一人が独立ではないから。そうすると、七百人いるのが八百人になると、その中でそれだけ話をしなきゃいけなくなるんですよ。私、そのことが一番心配なんです。

一人一人は一騎当千のすばらしい人材かもしれない。でも、優秀な人が八百人集まれば、七百人の人よりも仕事ができるというものは私はないような気がするんです。もつとシンプルな、もつと機動的な、そして園田さん、例えばもし行政改革推進本部は要らないというなら早くやめちゃえばいいんですよ。だって、そういう方針なんだから。そして、すっかりしたものを提案されて、新しい組織をつくるのであれば、これとこれは外すとか、これは総務省さん引き取ってくれ、これは文科省さん引き取ってくれと外して、さっぱりした内閣府をつくらないとな大変だと思いませんか。きょう公務員庁の新聞記事が出ていました。これもやらなきゃいけない。きょうは橋に呼ばれて答えなきゃいけない。そうじゃない、おれは公務員改革だけやらせてくれと、はつきり御主張された方が私はいいいと思います。

それはそれとして、行政評価の方に入らせていただきたいと思ひます。

行政監察局が行政評価局になりました。ここで私が心配していることが今言ったことなんです。片山大臣、思い出してください。大臣が若いころ、私も駆け出しのころ、法案というのはタイプで打っていましたね。タイピストというのがいて、タイプで物を打ちましたよね。それから、物を印刷するときは必ず、原稿を書いて筆耕してもらって、それを原稿チェックしましたよね、そこは合っている違っている。そういうときだと、物事をやはりコンパクトにしていたかかないとかなせないわけですよ、何でもかんでも。

ところが、今はワープロ文化になりました。何でもコピー、コピーで、ぼんぼんぼんと写せるんですよ。きょうはいろいろなものを持ってきて、中には非常に読みごたえのある書類もあるんですが、きょう持ってきた中では、例えば、行政評価局、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告、このあたりにきまして、各省庁ごとに指摘している事項があつて、それがみんな、言ってみれば同じ総論で書いてあつたりするんですよ。各論は少しだけ違うんですけれども、冬休みに一生懸命読んだら、本当に四、五ページに一行二行しか違わないというような報告書もあるんですよ。

私、これは非常に心配してあります。それを一番心配しながら、もつと言つと、監察か評価という原点にも立ち返るわけですが、監察というのはなかなか怖いシステムでした。こういう行政分野で、例えば、原口大臣のときでいえば橋。橋が老朽化しているから大変だというのは今の評価でやりますけれども、そういう個別のところ、ぴしっとピンポイントでいろいろなことを調べていくというのはなかなかいいんです。後から質問する法科大学院のところもそれで、問題意識を持って評価されるのはいい。だけれども、網羅的に何でもかんでも評価するというところに力を注ぎ過ぎると、結局、大きな問題点を指摘することができ

なくなるんじゃないか。

これは、ある意味で同じ時間、ある時期、この地域で過ごしたということも踏まえて、行政監察のような鋭い切り込みということについての考えをお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 どうしても、各省並びでみんな平等にやろうということになると、勢い網羅的に

なってしまうと、そうすると、作業量が膨大でありますから、表面的というか、上辺だけさわるということになりかねない、それはそのとおりだろうと思います。したがって、ここはと思うところをピンポイントで、きちっと個別のケースとしてとらえて評価なり監察をしていく、そういう態度、方針は私も必要だろうと思います。

その際に、恐らくは、何でおれのところだけがとか、不公平ではないかとか、必ずそういうことが出てくるのでありますけれども、そういうことを抑えるのも政治主導だろうと思いますので、おっしゃったようなことも踏まえて、これからの一つの方針にしたいと思います。

もちろん、現在でもそれはやっていないわけではありますんで、必要に応じてやっておりますけれども、それよりも、恐らく全般をさわるということの方が多いという御印象があるのではないかと思いますけれども、よく心がけたいと思います。

○橋(慶)委員 ことしから新しいシステムとして、各省庁の政策遂行のあり方につきましては、新たに政策達成目標明示制度、こういうのを試行的に導入するということが出ていたと思うのですが、これの具体的な進め方を、これは平野副大臣になるのですか、お願いいたします。

○平野副大臣 御質問にございました政策達成目標明示制度の導入でございますけれども、目標設定と成果の検証、いわゆるPDCAサイクルというふうに言っておりますけれども、そのPDCAサイクルを強化するという観点から、一昨年の秋でございますけれども、政策達成目標明示制度の試行的な導入を構想した、やってみようかという

ことで構想したということです。

その後、事業仕分けにおきまして、既存の政策評価制度について抜本的な機能強化を行うとされたことや、行政刷新会議におきまして行政事業レビューが開始される等、PDCAサイクルの強化に向けたさまざまな新たな動きが出てきたということがございます。

こうした動きを踏まえまして、政府全体として、一つには事務の重複を避ける、あるいは過度な事務負担にならないようにする、そしてPDCAサイクルを簡潔に、そして効果あるようにするにはどうすればいいか、こういった観点から検討を進めるべく、政策達成目標明示制度の取り扱いも含めて、関連する諸制度の整理、強化について再検討するということで、現在、関係府省と議論を行っている、そういう段階でございます。

○橋(慶)委員 進め方を議論中ということでありまして、ぜひ、きょういろいろお話ししているとおり、まさに今、事務の重複を避けるというお話もありましたが、事務がふえて成果がそれに比べて少ないのであれば、それは逆に意味のないことというくらいのもので、そこはそういう物差しでよく検討していただいて、実施していただきたいと思えます。

網羅的なということであろうと、事前評価の義務づけの問題です。ちよつと一質問を飛ばします。

今まで、研究開発、公共事業、ODAそして規制、四類型について事前評価の義務づけの対象になつていたわけですが、今年度から、法人税関係の租税特別措置等の新設、拡充、延長に係る政策、税の方も事前評価の対象にしましょうということ、十月二十一日に、二百十九件の政策評価の点検結果が発表されております。

その結果が、六件は「主要な項目で分析・説明が実施されていない」。六件は、ちよつとこれは悪いよということ。二百十三件が「分析・説明の内容が不十分」という結果だったわけです。言ってみれば、それもちよつと落第っぽいねということ

となんです。

そうすると、二百十九が、六の不合格と二百十三の落第っぽいねとなったんですが、全部だめというの何か、それも評価としてどうなのかなという感じはするんです。初年度ということもあるのかもしれませんが、その思いをちよつと聞かせていただきたいと思います。

○片山国務大臣 私も、大臣になりましたら初めで、租税特別措置の評価を総務省がやっているというところで、非常に新鮮な印象を受けたのであります。本来は租税当局、国税でありますと財務省、地方税でありますと総務省がそれぞれやっていたわけでありまして、恐らくは、そういう従来のやり方では効果検証がうまくいっていない、そういう指摘があったんだろうと思います。ですから、それはそれで、今の仕組みで私はいいいと思います。

これについての結果を聞きますと、今御指摘にありましたように、すべてについて不適というところ、実は、その中には総務省の所管しております特例もあつたということで、ですから総務省も含めて、租税特別措置を設ける以上、これが効果を発揮するように改善なり工夫なりを施す必要があるだろうと、自分自身のことも含めて考えているところでもあります。

○橋(慶)委員 やはり本当は、評価していくなら、これはいいですよ、これはちよつと問題ですよ、そういうふうな最後は分かれていくような評価になつていくことを祈りながら、皆さんにもうちよつと御辛抱いただいて、最後の部分の質問をさせていただきます。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価ということで、これから取り組まれるものであります。質問は三つ用意しましたが、二つに絞ってお伺いさせていただきます。

一つは、この分野の何を私は心配しているかというと、弁護士試験を目指してみた、そして法科大学院に行けば、大体の方は弁護士になれるとい

うようなことでつくられた制度だったわけですが、なかなかそうはならない現実、いわゆる法科大学院は出たけれどということが起こり始めている。これを何とかしていかないといけないということで、もちろん所管の法務省、文科省さんもプロジェクトチーム等をつくってやるわけですが、総務省としてもこの政策評価をされるということ、実施に期待するわけですが、総務省としての取り組み及びこの両省との連携の仕方について、内山政務官、方針をお伺いします。

○内山大臣政務官 お答えいたします。

総務省では、本年一月二十四日から、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価に着手したところでございます。現在、法務省、文部科学省等から関係資料の収集、ヒアリングを行っているところでございます。

評価に当たっては、昨年十二月の法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究報告を踏まえ、政策所管府省とは異なる第三者的な立場から、評価専門機関として、全国調査網を活用して収集した実証データをもとに、政策の総合性を確保するための評価を行うことが重要と認識をしております。

また現在、法務省、文部科学省等において、法曹の養成のあり方を検討するための新たな体制の構築が検討されていると承知をしております。フォーラムにおける検討にも資するよう、できるだけ早期に成果を出してまいりたいと思えます。

○橋(慶)委員 最後です。

この問題の大事なところは若者だと私は思うんですよ。そこで志を立てて、でも三回落第したら、それでもう受けられない。だけれども、そのころにはもう三十ぐらいになっていて、では今からどうしようか、自分の人生、どうしようかと。昔の司法試験だって、ある程度自己責任の原則で、頑張る人は頑張つてね、そういうことだったんですが、今回は多少、そこは少しアドバタイジングというんですか、法科大学院で勉強すれば何とかなりますという、公認会計士も今、同じ問題が

出てきています。

ここでやはり大事なことは、この若者の実態把握、どういう人たちが今どうなっていて、どんな悩みがあるか、ここを早く把握しなきゃいけないと思うんですよ。多分まだだと思うんですが、現状をお答えいただいて、これに早急に取り組むというところの姿勢をお願いします。

○内山大臣政務官 御指摘いただきました三振制のことでございますけれども、昨年十二月の法科大学院(法養成制度)の評価に関する研究報告書を踏まえて、関係府省等における新司法試験不合格者対策等の実施状況について評価を行うこととしております。現在、不合格者の進路等の実態を把握しているところでございます。

なお、法務省等の調査によれば、司法試験を三回不合格者になった資格喪失者は、平成二十二年試験終了時点において千七百三十二人でございます。

○橋(慶)委員 どうもありがとうございます。きょうは、大臣所信を受けて、臨財債、あとは行政管理局、行政評価局ということで話をさせていただきます。

どうか大臣、大臣にはいいスタッフがいっぱいらっしゃるので、ぜひ、活力と個性に満ちあふれた管理局、評価局づくりをよろしくお願いして、質問を終わらせていただきます。

○内山大臣政務官 端数を間違えました。千七百三十七人でございます。申しわけありません。

○橋(慶)委員 ということで、大臣、今度は予算委員会の分科会でまたお会いしたいと思います。よろしくお願いします。

○原口委員長 午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時十六分開議

○原口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

す。

質疑を続行いたします。坂本哲志君。

○坂本委員 自由民主党の坂本哲志でございます。午前中のお二人の自民党の議員に引き続き質問をさせていただきます。

今それぞれの地方の現場あるいは政治の現場で何が起きているかということを中心に、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

今の政界、混乱のきわみであります。国民の皆さん方からは、国会は何をしているんだというような意見が数多く地元へ帰れば聞かれます。第一の原因は、政界の混乱というよりも、民主党の内紛であります。そして、国外からも、日本の統治システムに対します冷笑がうかがえるようでありまして、今後どうなるかわからないような状態にさせてしまった政権与党の責任は非常に大きいものがあると思っております。

幾つか分析してみますと、一つは、やはり実現不可能なマニフェストをつくったこと。財源のしっかりした裏づけもなく、国民におもねる形でマニフェストをつくったこと。二つ目は、鳩山前総理大臣の余りにも国民とかけ離れた政治感覚。それは、金銭的にもそうでありまして、庶民の心という意味でも相当の乖離があるというふうに思います。三つ目は、小沢一郎さんという人物の存在の問題であります。当然、政治と金の問題。これは、鳩山前総理も一緒でありますけれども、この方について回り、そして国民から多くの疑惑が抱かれ、そして係争になっております。そして四つ目は、菅直人という総理大臣の人間的な問題と私は思います。

この四つの要素がいろいろな形で絡み合いながら、それぞれが我田引水のいろいろな形で理論づけして、そしてお互いの内部対立をしている、あるいはいろいろな抗争にまで発展しているというのが実情であろうかと思っております。

菅政権の中で、片山大臣は唯一の民間登用の大臣であります。今の民主党、そしてこの政権の混

乱を民間の大臣の一人としてどう見ておられますか、お伺いいたします。

○片山国務大臣 政権の混乱をどう見ているかというお尋ねでありましたが、私なりに、今の政治状況を見ておまして、感ずるところがないわけではありません。

それは、例えば、国会が二院制であって、衆参の構成がねじれているといえますか、勢力図が異なるということも一つあるかもしれませんし、それから、御指摘にもありましたけれども、政治と金の問題というのでも多分あるんだろうと思いますが、ほかにもいろいろあるだろうと思っております。私は、政治史を論ずるつもりもありませんけれども、我が国の政治の歴史を見てみますと、一つ時代状況というのもあるのかなと最近考えております。

ちょうど一九三〇年代に、政友会と民政党とが選挙で交互に勢力を競ってきたということがありました。当時は今と総理大臣の任命の仕方は違いますが、いずれにしても、三〇年代に入りますと、互いの政党が互いに政権を激しく攻撃する、けなし合うということがありまして、その結果、両党とも国民の信を失っていくという時代がございました。結論から言いますと、そのときには政党政治は終えんを迎えたわけでありまして、私は、だからどうだというわけではありませんけれども、いろいろなことがありますが、国家国民のために何をすべきかというのを当時も考えるべきであったし、そのためには両党が、互いにけなし合うだけではなくて、共通点を見つけて、必要な施策をお互いに譲歩したり妥協したりしながら構築していくということが本当は必要だったんだろうと思っております。それが当時ではなかったということでありまして、政党政治の信頼を回復するというのが今日でも政治の世界の大きな課題ではないかと思っております。

○坂本委員 衆参のねじれというのは、これは混乱の要因ではなくて、やはり熟議のチャンスであるわけです。なぜそれがつぶれてしまっているのか、そのことはやはり考えなければいけないと思っております。

か、そのことはやはり考えなければいけないと思っております。

そして、今、政治史の一面を取り上げられて、相手政党をけなす、誹謗する、こういうことが結果的には政党政治を終えんに陥らせているというような例をとられました。私は、十八年前の平成五年の細川政権のときの状況に酷似しているというふうに思います。

あのときは、七党一派の連立の政権でございました。図式は今も全然変わっていないと私は思います。七党一派が民主党ホールディングスになっただけというふうに思っております。そういう中で、どういう政治が行われているか。それぞれが言いたいことを言うというようにすることで、お互いに政党をけなし合うということよりも、やはりそのホールディングスの中で分解が始まっているということではないのかなというふうに思っております。

実はその当時、私はさきがけの県議会議員でありました。園田代議士を中心に、同志の方々と県議会でもその会派をつくっておりました。私たちは、当時の日本新党とさきがけが合体するだろう、そして自民党にかわる新たな保守勢力をつくり上げ、日本の正常な二大政党時代をつくるというような意気に燃えていた時代でございます。

しかし、思わぬことに、思わぬ形で政権が転がり込んでまいりました。新生党の小沢さんが七党一派をまとめて、そして細川総理にしたということでもあります。そういう中で、思わぬ形で政権が、しかも早く転がり込んできたことが間違いの原因の一つであると私は今も思っております。

もつと地方に根差して、そして熟議をして、あるいは思想や理念の土台をしっかりと整えながら、そして着実に政党としての形を整えていく、これが本来でありますけれども、やはり政権という魅力は怖いもので、そのことでいろいろな思惑がまた表面化してきた。そして、そこに政党の意思あるいは政治家の欲望というのが渦巻いて、

結果的には、さきげもして日本新党も消えざるを得なかった。新党ブームというのが、一過性のものといえますが、短期的なものになってしまったということであると私は思っております。

しかし、歴史は繰り返して、今と同じような状態であると私は思いますけれども、その中で一つ違うのは、やはり地方からの反乱が起きている、地方のさまざまな動きが起きているということでもあります。先ほど石田議員も質問されましたけれども、首長連合あるいは地域政党、あるいはさまざまな維新の会と言われるもの、こういったものがいろいろな形で、国政に不満を持つ形で出てきております。愛知、名古屋の問題もそうでありました。

特に、愛知、名古屋の問題については、大臣はその状況を、やはり病、あるいは邪道であるというように言い方で表現されました。やはり病である、邪道である、そのようにお考えでありますか、お伺いいたします。それと、このように地方でのさまざまな動きが出てきていることに対して、総務大臣としてどう思われますか。

○片山国務大臣 最近の愛知県とか名古屋市とか、そのほかにもありますけれども、一連の動きといえますか現象を見ておりまして、これも私として感ずるところはあります。

一つの特徴は、大変これは申し上げにくいことで、失礼なことになるかもしれませんが、既存の政党に対する不信といえますか信頼度の低下というのはやはり否めないものがあると思います。その地域においてです。

私も、今般の愛知県の選挙などに際しまして現地に伺ったこともあるんですが、そのことをやはり肌身で感じた次第であります。何やら、既存の政党から離れることが非常に評価されるというような、そういう面がなきにしもあらずということでありました。

しかし、それだけではなくて、やはり名古屋には名古屋の特殊事情といえますか、名古屋固有の問題があったと私は思います。それは、名古屋市

議会の問題、その市議会と市長との対立の問題というものがあつたわけでありまして、これは、全国に普遍的な問題とか現象では必ずしもないと思います。そういう問題が背景にあつたと思います。私が記者会見などで申し上げたことについての言及がありました。

都構想ということが問題提起をされておりました、名古屋でも中京都構想というのが提起されているわけです。それから、最近では新潟で新潟州構想というのが提起されておりますが、これらについて、続々と出てきたことをどう思うかという質問がありまして、それについて私が申し上げたのは、やはり病とは申しませんが、それは申しませんが、影響されているいろいろな出でているという面は否めないのではないかと、ただ私の認識違いかもしれませんということ、そういうお断りをした上で、いわゆる都構想についての私の見解を申し上げたわけでありまして、ですから、やはり病と断定したわけではありません。

ただ、大阪から始まって、何らかの影響を受けて、陸統とは言えないかもしれませんが、幾つか出てきた面があるのではないかと、このことを申し上げたわけで、そういう認識を示したわけでありまして。

それから、邪道と申ししたのは、名古屋市長が、まだ任期途中であるにもかかわらず、みずから市長をやめて、職を辞して、だけれども一回市長選挙に出る、補欠選挙に出るということ、これはいろいろなお考え方もあるんだろうと思います。議会のリコールの請求の投票と県知事選挙と一緒にやるとかという思惑はあつたんでしようけれども、私は、四年の任期を託された首長が途中でやめるのであれば、もう次に出るべきではないと自分では考えております。

いずれ、任期が来ればまた選挙があつて、そこでみずからに対する有権者の信頼の度合いはわかるわけでありまして、そんなに、途中でやめてまで自分の信認度を探るといふことは、私は、これはやるべきではない、むしろ税金の無駄遣いではないかということでは邪道と申し上げたわけでありまして、この点について、今も考え方は変わっておりません。

○坂本委員 私は、やはり今の名古屋あるいは愛知の動きは、本場の地域のためのものではないと思います。やはり病あるいは邪道と言われましたけれども、その考えについては私も同感であります。

本来、地域政党にしても地域の道筋をしっかりと示すことにしても、やはりもつと地道なものであるべきです。みんなが生活に根差しているわけですので、そういった地道な中で、都構想にいたしたとしても州構想にいたしたとしても、あるいは広域連合にいたしたとしても、将来的にどういふふうにするかということをしつかりとそれぞれの首長あるいは議会が考えて打ち出すべきもの、これ以外には、やはりとつびな、人気取りのための構想と言つても私は過言ではないというふうに思います。

そういう中で、一番まともな形で、九州が、昨年、九州広域行政機構構想というものを打ち出しました。これは、九州七県のそれぞれの知事さんあるいは議長さん、こういった方々がしつかりと手をつないで、そして署名をして、そして意思を統一したものであります。七県が、九州にありまます国の出先機関、八府省十五系統と言われておりますけれども、その事務、権限、人員あるいは財源、こういったものを広域行政機構に丸ごと取り入れましようということでありまして。

どことがどう違うか。身分は、今まで国家公務員だったものが、九州広域行政機構、知事会ではいわゆる九州府と言っていますけれども、この機構の職員になるわけです。国家公務員でもない、あるいは県の職員でもないというふうなものになります。

あとは何が違うかといえますと、そこで働いている人たちが霞が関の方を向いているのか九州の方を向いているのか、この違いであります。九州地方整備局あるいは厚生局などがあります

けれども、そのまま局長さんたちはいろいろな仕事をしていた。しかし、身分としては、九州府、九州広域行政機構の職員である。そして、やはり地元をしつかりと見詰めて、その中で仕事をしていた。だいたい。

ただ、全体の運営は、七県の知事と国の地方支分部局、出先でつくりまます知事連合会議が運営することです。その知事連合会議の中で働いてもらうということでありまして、当然視線は、霞が関ではなくて、知事の方に、あるいは九州各県の方に、あるいは九州全体の方に向いていくと思います。

この方式でいけば、法改正の必要がないんです。もちろん政省令については改正していかなければならないかもしれませんが、身分的には九州府への出向ということで済みます。

そして、このことを国が認めること、大臣が認めること、そして先行的に出発すること、これがやはり大事であると思っております。大臣が認めさえすれば、憲法改正や法改正や、あるいはさまざまな全国を一にした仕組みということではなくて、まず九州の中で、その九州広域行政機構の中で事が始まるわけでありまして。

先ほど、あれは石田議員の質問だったと思いますが、権限が移行することによって、国道と県道、こういったものの管理が効果的になればそれはやはり非常にいいことであるというふうな趣旨の答弁をされました。

そういうことを勘案いたしますと、これから近い時期にこの九州広域行政機構に対して大臣が何らかの対応をする、何らかのゴーサインを出す、このことが、今私たちにできる、国の機構の地方への移譲という大きく振りかぶつたものでなくて、できることからやっていく唯一の道であると思えますけれども、いかがですか。

○片山国務大臣 九州行政機構の構想は、私も大変高く評価しております。以前から伺っておりますが、改めて、先日、広瀬大分県知事、九州知事会長から話を伺いまして、非常に真摯で意欲的な構想であるという認識を持ちました。

一方、国の方は、菅政権の一つの重要政策として地域主権改革があり、その中で、国の地方出先機関の事務、権限の移管ということが政策テーマになっておりまして、昨年の十二月にこれらに関するアクション・プランをつくりました。

その中で、この九州に関係することを言いますと、ブロック単位で受け皿が整ったところについては、順次、丸ごと出先機関を移管していきたいということでありまして、したがって、九州広域行政機構が整備されれば、それに対応して、地域の要望に応じて国の出先機関を移管していくという方針はもう既に固めているところでもあります。先ほど坂本議員は、総務大臣が決めさえすればうまくいくとおっしゃいましたが、必ずしもそうでもありません。

それは、一つは、例えば九州行政機構という構想を伺っていますと、今の地方自治法の広域連合の枠組みではとらまえないような要素があります。これはやはり何らかの法改正が必要だろうと思います。

それから、例えば地方整備局なり農政局なり経産局なりを移すということになりますと、国の行政機関としてはなくなるわけでありまして、そうなりますと、やはり国家行政組織に関する何らかの法的な手当ては必要になるだろうと思います。そういうことの整理をこれからする必要があります。

ということですが、早速、先般、このアクション・プランを推進するための組織として、私が座長になりまして、アクション・プラン推進委員会というものを設けておりまして、そこで、先ほど言いました広瀬九州知事会長を初めとして、大阪府の知事でありまして京都府の知事とか沖縄県知事の皆さん方から直接話を伺ったということで、既に九州についても協議を開始しているところであります。

できるだけ早く受け皿の整備と国の方の必要な手はずを整えるということが、これからの課題だろうと思います。

○坂本委員 これは関西の広域連合よりももう一歩進化した形であるし、私は、このことが将来どういう形になるかわかりません。道州制に発展するかもわかりませんが、またほかの行政形態になるかもわかりませんが、しかし、まず始めることが大事であると思っております。

幸い、宮崎県知事が退任されまして、九州は非常に実務的な知事になりました。しっかりと行政が行われていくと思っております。九州は九州の方で、七県の知事が歩調を合わせて、あるいは議会が歩調を合わせて受け皿づくりや組織の整備をしてまいりますので、同じように並行して国の方もその手はずを整えていただきたい。あるいは、総務省が窓口になって定期的に九州との会合をする、こういう場も必要であると思っております。でも、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 これは政府の事務の所掌でございますと内閣府になっておりまして、内閣府の地域主権改革担当大臣として私はこの任に当たっているわけでありまして。

したがって、先ほど申しました地域主権戦略会議のもとにできましたアクション・プラン推進委員会、これから九州とも詰めた話をしていくということになります。もちろん、当然必要があると思っております。総務省という立場としても九州の関係者の皆さんとは御相談申し上げていくことになると思っておりますけれども、窓口は内閣府ということでございます。

○坂本委員 窓口は内閣府でも担当は片山大臣でありますので、人が地域を動かしますので、組織が動かすわけじゃないですから、大臣の方でしっかりリーダーシップをとっていただきたいと思っております。

続きまして、T P Pの問題についてお伺いをいたします。

昨年十月一日の臨時国会の所信表明演説で、菅総理は突然、T P Pへの参加という問題を提起されました。いかに突然で、T P Pが何たるかを国民のほとんどが知らなかったかという事は、翌

日の新聞各紙がT P Pのことについては何も書いていないんです。それだけ、新聞記者も、T P Pについての予備知識なり、やはり知識がなかったということでありまして。いかに唐突であったかというのがその証拠であると思っております。その後、国論は二分していますけれども、T P Pの内容が徐々に判明するにつれて、私は反対論やあるいは慎重論が広がってきていると思っております。

また、六月、あるいは仮に参加するとして、アメリカの議会の同意を得る、時間的にも非常に無理であります。

私は、地方に住む一人として、このT P Pには反対をしております。即時撤回を求める会というものをも自民党の中で結成しておりますけれども、その一員でもあります。

農業を中心とした第一次産業がまず疲弊していることは明らかであります。農林業を含めて、第一次産業の活力なくして地方は成り立ちません。戸別所得補償云々ということも聞きますけれども、そういうものでカバーできるようなものはありません。それから、建設、土木も、外国企業が多く入札に参加し、受注しやすくなります。当然、地元業者には圧迫感として感じるわけでありまして、この一次産業あるいは建設関連産業、こういうものがなくなれば、地方の存在そのものがなくなってしまうと思います。

企業誘致が進み雇用がふえるかという点、そうでもありません。国内から国外への企業の流れ、これはそう簡単にとめられるものではありません。賃金の安い外国人労働者がふえ、地方の高校、大学を出た若者の雇用の機会が奪われるという方が正しいと私は思います。

医療、介護、福祉の分野はどうか。混合診療が進んでいくではありません。一部の医療技術は進歩するかもしれませんが。しかし、それは都市部の一部の病院だけではありません。国民皆保険は徐々に崩れ、地方の医療機関が閉鎖に追い込まれることも十分考えられます。医療格差、医療難民、こ

いったものが地方から出てくるということは明らかであります。介護、福祉も、外国人労働者がふえます。雇用は頭打ちになるというふうに感じます。そして、営利目的の福祉施設がふえ、高額な入所費用が利用料金で設定され、所得の低い人はそういった福祉施設あるいは介護施設に入れないというような状況になります。

幼保の一体化にも拍車がかかりまして、教育、保育、さらに人材育成などにおいても、どうしてもやはり所得によって振り分けられてくるというようなことになっていきます。

最低限の保障あるいはシビルミニマム、こういったものが保たないという状況が十分考えられますし、我々の先輩たちがつくり上げてきた地域社会のきずなあるいはつながり、こういったものも崩れていくと思っております。

つまり、T P Pというのは、地方にとっていいことは一つもないと私は思います。

地方が活力を持たなければいけない、地方が再生しなければならぬ、そのさなかにあつてT P Pに参加するということ、それは逆方向であろうと思っております。地方を所管する総務大臣として、私は反対もしくは慎重論を閣内でも唱えるべきであると思っておりますけれども、いかがですか。

〔委員長退席、福田(昭)委員長代理着席〕
○片山国務大臣 T P Pへの我が国の参加の是非については、御承知のとおり、現在検討中でありまして、政府の方針としては、六月をめどに参加の是非を決めたいということで、現在はその情報収集に努めているということでありまして。

したがって、今は、本当に情報収集をよくして、そしてその中から、得られた情報に基づいて、我が国の国益にこれがプラスなのか、それともそうでないのかという見きわめをする、そういう時期だろうと思っております。

その上で、地方にとって全然いいことがないのではないかとこのことを考えるおっしゃられました、私も、典型的な地方の県の知事をやっております当時のことを思い浮かべて、なるほどなと

いうことも感じながらお聞きしていたわけであり
ますけれども、私は、必ずしも地方にとって何も
いいことがないということではないと思います。

例えば、私が属しておりました県でありまして、農業を主要産業の一つとする県でありましたから、このＴＰＰによって、あるいは農業に対して大きな影響を受ける可能性があるということは、県民の就業構造から見ますと、例えば輸出産業に関連するところで働いている人もかなりおられます。電気機械産業というのが鳥取県でも盛んでありますので。そういう面からしますと、必ずしも農業だけが、一次産業だけがその地域の利害を代弁するものではないではないかという印象も、認識も私は持っております。

そういうことを含めて、ぜひ地方でも、単一の利害だけを代弁するのではなくて、地域全体をにらんで、その地域の地域益といいますか、それにどう関連してくるのかということを見きわめていただければと思うのであります。

最近の各県の議会などの決議だとかそういうのを見てみますと、苦慮されている経緯がよくわかれます。絶対反対というところもないではないんですが、どうしても、慎重に対応されたいというところかなりあるのは、そういう苦慮の跡がうかがえるのではないかなと思っています。

ぜひ多方面の点検を加えられて、そういう声を地方から中央に寄せていただく、それを踏まえて、地方を担当する総務省としても、圏内でもつて、そういう意見を踏まえた対応をしていきたいと考えております。

○坂本委員　総務大臣らしくない御答弁だと思えます。それは対立の問題云々で私は言っているわけではありません。

やはり大臣もいろいろな情報を集められていると思います。その情報の中で、それは地方全体として、長期にわたった場合にどういうマイナス効果があるというのは、おおよそ見えてきていると思っております。輸出産業にしても、T P P に

入ったから輸出がふえるというものではありません。これはデータとして出ておりますし、トラックス等の一部は、非常に高い関税で仕切られて、輸出が促進されるかもしれませんが、半導体あるいはその他のものについては今と余り変わらないんです。それは、プラスマイナスでいえば、地方にとつてはマイナスの方がはるかに大きい。長期に見た場合にもはるかに大きい。過疎地で見した場合にも、あるいは中小商店街で見した場合にもはるかに大きい。これまでの構造改革でさまざまな弊の波が地方に押し寄せたのと一緒であります。

そこはもう一度やはり考えていただきたい。そして、大臣としての所見をもう一回いただきたいと思っています。

○片山国務大臣　ですから、今、坂本議員がおっしゃったようなことも含めた意見が地方から本来は出てくるはずだと思います。まだ正式に各県からこの問題について、断片的な御意見を伺ったりすることはありますけれども、正式にどうだというのは、さっき言いました議会の決議などを除いては余り私も耳にしておりませんので、これから、六月ではちょっと遅いかもしれませんけれども、できるだけ早く各県から、各地方からそういう意見を伺いたいと思っております。

○坂本委員 要するに、国も地方も情報がないんですよ。今、どういう形でＴＰＰのそれぞれ多国籍交渉が行われるか、あるいは二十四のワーキンググループで何が行われているか、外務省にしても、ほとんどその情報を入力しておりません。こういう情報がない中で参加するのかもしれないかを決めるということ自体が非常に無理があるなどというふうには私は思っておりまして、ぜひそこは、今後、事あるにつけて慎重にしていきたいと思います。発言につきましても、やはり地方の立場を十分考えた発言をしていただきたいと思っております。続きまして、NHKの会長選任の問題についてお伺いをいたします。

福地会長の後の松本会長に至るまでの選任の過

程は、マスコミあるいは週刊誌、さまざまな形で報道されてまいりました。政界の混乱同様の、混乱のきわみでありました。

そこで、事実確認だけさせていただきます。

NHKの会長選任は、昨年十一月二十四日から始まった。そして、慶応大学の前塾長でございませう安西祐一郎塾長を、選挙手続に従い、優先順位第一位として打診を始めた。御本人より了解を得て、ことしに入り、経営委員との面談が行われた。その後、支持に必要な十二人のうちの九人の賛同が得られず、その状況を御本人に説明した。安西氏は、一月十一日、記者会見をし、就任拒否を表明され、会長人事は白紙に戻った。会長就任に当たって、安西氏が、交際費の使用、そして副会長を連れていく、また都内に部屋を用意する、この三条件がNHK関係者に広まり、一部の経営委員が難色を示した。これは新聞記事からであります。

安西氏は、その三条件を、根も葉もないこと、事実無根のいろいろな中傷が広がり憤っている、風評を判断基準にするのではなく、経営委員として責任を持って決めていただきたいと、選考過程とNHKの経営委員をインタビューの中で強く批判されております。

その後、J・R東海副会長の松本正之氏を全会一致で議決、選任いたしました^が、経営委員会の小丸委員長が、混乱の責任をとって経営委員を辞任されました。

事実経過にこれで間違いありませんか。

○安田参考人 安田でございます。

ただいまの坂本先生からの混乱した会長選任の経緯について、事実確認を御報告いたしたいと思います。

まず 私たちは十一月二十四日から会長の選任を始めましたが、その際に、二段階の選抜方式というのを採用させていただきました。委員から推薦されました候補に優先順位をつけまして、優先順位一位の方から候補になっていただけるかどうかという打診を行うということでございます。こ

れが第一段階。そして、候補の方に応諾をいただきましたら、それについて審議し議決するといふ、この第二段階を行いました。それは先生がおっしゃったとおりでございます。

それで、十二月二十一日の指名委員会で、安西先生につきまして、その段階では任命に必要な九票は集まっていなかったんですけれども、第一候補と決めまして、打診をいたしました。その結果、二十七日に応諾をいただいたところでございます。

ところが、その後、さまざまな情報が流れましたので、一月五日に、安西氏と経営委員との面談の機会を持ちました。しかし、任命に必要な九人以上の支持が難しい状況になりましたので、議決予定日の前日の一月十日に、安西氏からの御要請がございましたので、こうした状況をお伝えして、先生の御判断にゆだねた次第でございます。

以上が安西氏の選出に関する経緯でございますが、安西先生に對しましては、大変失礼なことになりました。國民、視聽者の皆様に對しましても、この混亂で御心配をおかけいたしましたことをまず心からおわび申し上げます。

○坂本委員 私は、いろいろな問題が新聞で報道されるたびに、NHK職員の方に、町内会長選びよりもこれはお粗末だということを言ったんです。

今、先生は安西先生を傷つけたというふうに言われましたけれども、安西先生だけじゃないんです。多くの人がやはり困惑し、傷ついて、そして何よりも、NHKの信頼そのものが失われたんです。だれを傷つけたかというような問題ではない。それはそのまま、やはり経営委員一人一人が反省が足りないからだ、そういう言葉が出るのは反省が足りないからだというふうに私は思っております。

そして、やはり経営委員の未熟さ、そして責任感のなさ、こういったものが混乱を引き起こした。まさに、今の民主党政権と似たようなところ

があります。

民主党は、自公政権末期に、国会での経営委員の同意人事などで、いろいろな理由をつけて不同意といたしました。銀行の社長に對しましては、NHKの指定銀行であるので、指定銀行は複数あるわけですが、指導監督が行われるか疑問というところで不同意といたしました。再任の二人に對しましては、経営委員としての姿勢や功績不足で不適格と、本人にとっては本当に悔しい、なぜかという判断をされなければならぬんだらうかという思いが出るような理屈で不同意とされました。

現在の経営委員十一人のうち六人は民主党政権になって選任された人たちであり、そのうちの五人は昨年六月二十日に誕生いたしました。今回の混乱、NHKの経営委員が国民の皆さんから受けた不信感、国民の皆さんに持たせた不満感、こういったものを考えるときに、一たん経営委員すべてが辞任すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○安田参考人 経営委員一人一人が責任の重さを改めて確認いたしました。信頼される経営委員になるよう今後努力をしてまいりたいと思っております。

経営委員は、公共の福祉に關して公正な判断ができ、広い経験と知識を持たれた方、そして教育、文化、技術、産業など多分野にわたって全国各地から選ばれた方でございますので、私は、そういうしたすばらしい要件を十分に備えた方であると認識いたしております。

小丸委員長が辞任をされましたことによつて、私どもは一つのけじめがついたというふうに考えております。残された私どもは、なぜかといった問題が起ったのか、どうすれば今後こういった問題が二度と引き起こされないのか、そして、どうすれば国民の信頼を回復できるような新しい経営委員をつくっていくのかについて、真摯に、

全身全霊をかけて今後取り組んでいきたいと思っております。

○坂本委員 去る二月九日、自民党本部で総務部会が行われました。このNHK会長の選考過程の中で、安田委員長職務代行が、服務準則に違反するようなことがあったと言われたことに、多くの自民党の国会議員から意見が出たところであります。

服務準則は第五条で、「経営委員会委員は、日本放送協会の名譽や信用を損なうような行為をしてはならない。」と信用失墜行為の禁止をうたい、第六条では、「職務上知ることのできた機密(個人情報を含む)を漏らしてはならない。」と機密保持をうたっております。今回の混乱で、まさに信用を失墜させ、そして個人情報漏らした者がいるということであります。放送法二十条では、「内閣総理大臣は、『委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるとき、これを罷免すること。』というふうに記されております。

この条文や服務準則の規定をそのまま適用するならば、今回は、信用を失墜させている、機密保持が守られていない、放送法二十条が適用されても私はおかしくないというふうに思います。自民党の総務部会でもそこが集中的に論議をされたことは、もう御承知のとおりであります。

そのとき、井原理代経営委員が、経営委員会の中に監査委員会がある、私は監査委員も務めておりまして、昨日、そういう懸念があるということ、調査をしたいと経営委員会に申し出た、アンケート調査なのでどこまで正確に把握できるかは率直に言つてわからないが、調査はしなければならぬと考へている、可能な限りやる努力はしたいと申し上げたいというふうに言われました。

今どこまで調査が行われておりますか、そして今の時点で何がわかりましたか、そしていつごろ最終的な報告書が出ますか、お答えください。

○井原参考人 ただいまのお尋ねでございますけれども、本調査は、放送法に基づきます監査委員

会の調査でございますけれども、調査の客観性を高めるために、補助者として弁護士の方々に加わっていただいております。

調査目的といたしましては、ただいまも問題を御指摘いただきましたような、情報管理の不備の検証と改善のあり方についてでございます。

調査方法といたしましては、関連情報をもとにした基礎調査や聞き取り調査を行っている最中でございます。

したがしまして、現時点で調査結果につきましては最終取りまとめには至っておりませんけれども、結果につきましては、できるだけ早くということ、本月中、二月中にまとめまして、放送法に従いまして、経営委員会に報告するというものになってございます。

したがしまして、公表は経営委員会として対応するということになりますが、ホームページや委員会終了後のブリーフィング等で、可能な限り、視聴者の方、国民の皆様にも説明をさせていただくというつもりでございます。

以上でございます。

○坂本委員 二月中に取りまとめ、そして経営委員会としてということですが、今、経営委員会は委員長もいらつしやしません。それは職務代行でできるわけですね、手続的には。

○安田参考人 代行で短期間ではできると思っております。しかし、私、何分にも未熟でございますので、こういった任にいつまでたえられるか、自信もございません。

小丸委員長が辞任されたわけですが、同時に経営委員も辞任されましたので、現在十一名でございます。ですから、できるだけ早く、経営委員十二人が全員そろつた段階で委員長を選出したいと考へておりますので、一日も早い経営委員の補充をお願いしたいと思います。

○坂本委員 私たちはこの後、平成二十三年度のNHKの予算案の審議をしなくてはなりません。しかし、この問題が一応の決着を見なければ予算審議入りはできないということをこの場で言つて

おきたいと思っております。

そして、そもそも経営委員は、今、安田職務代行が言われましたように、経営に關する基本方針や日本放送協会の業務の適正化を確保するために必要な体制を整備することが役割であります。番組審査会とは違いますし、放送の内容に深く立ち入ることはできません。受信料といういわば準税金的なものを国民の皆さんたちのためにいかに公平に、いかに効率的に使うかということをやはり審議するのが、決めるのが経営委員であります。

であるのに、民主党になって、漫画家の方がその中に入られたり、あるいは小説家の方が入られたりということ、何かしら、経営とはまた違った視点で経営委員の方々がそこで選任されているような気がしてなりません。しかも、非常勤でありながら、年間の報酬は五百六万円であります。この五百六万円が高いか安い、それは国民の皆様方にお伺いしなければならぬことであります。が、そのことについて、安田職務代行、どう考えられますか。

それから、今言われました経営委員長の後継はいつごろ決められるか。これは補充人事がなくてはなりませんので、総務大臣の方に、いつごろ決められるのか、お伺いしたい。

それから、同時に、委員長不在ということ、福地前会長が言われた道半ばのNHK改革に影響するのではないかと、いふふうに思いますし、松本新会長にとつても好ましいものではないと思つております。その辺の考へ方について、職務代行にお伺いをいたします。

○安田参考人 現在十一名の経営委員がいらつしやいます。これらの方は、公共の福祉に關して公正な判断ができ、広い経験と知識を持たれた方であると私は確信をいたしております。しかも、全国各地から選ばれておられます。

経営委員の活動と申しますのは、本部の役員や地域の放送局長との打ち合わせ、あるいは委員相互の打ち合わせ、経営委員会の資料の検討など、多岐にわたっております。地方からお越しになり

ますと、九一日、時には一日半つづれます。

こういったことから考えまして、これらの業務に対する報酬といたしましては、私は妥当な額ではないかと考えております。

○片山国務大臣 経営委員の補充の件でありますけれども、小丸委員長が委員長及び委員自体を辞任されましたので、今、欠員が生じております。これにつきまして、できるだけ早く補充案を固めて、国会に提案をさせていただきたいと考えております。

○坂本委員 私は、自民党時代の経営委員の選任の方がよかつたとは思いません。郵政族と総務省が水面下でさまざまな調整をして、そして経営委員の候補者を選出するというようなこと、そういったものに戻ってもいけないと思っております。しかし、だからといって、目新しさや、経営委員と少し毛色が違ったような人を、国民受けするような形でいろいろな人脈の中で選んでくる、これもまた大きな問題があると私は思っております。そのことが今回の混乱にも拍車をかけてきたというふうに私は思っております。

国民がNHKに持った不信任感、あるいは社会的信用失墜、これは大変なものがあると思っておりますので、これから、二十三年度の審議をするまでに全力でその信用回復に努めていただくことをお願い申し上げます。

○福田(昭)委員長代理 次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。

大臣の所信に対して、順次伺ってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初の質問ですけれども、国家公務員の二割人件費削減のことについて伺っていききたいと思

います。

民主党マニフェストで掲げた総人件費二割削減、年次目標であります平成二十五年年度までに本当に実現できるのか、この点をまず幾つか伺っていききたいと思うんですけれども、二割削減の柱につきましては、まず一つ目、地方分権推進に伴う地方移管、それから二つ目、国家公務員の手

当、退職金等の水準の見直し、そして三番目、公務員制度改革後の労使交渉を通じた給与改定等のさまざまな手法によるはずでございますけれども、私は、少なくとも、この三つのうち二つは破綻をしているのではないだろうか、このようにも思っているところでございます。

まず、その第一番目ですけれども、国の出先機関の地方移管について。

午前中の質疑の中で、石田委員からもさまざまな御指摘がありましたけれども、昨年末に閣議決定された地域主権戦略会議のアクション・プランでは、平成二十四年の通常国会に法案提出、準備期間を経て二十六年途中で事務、権限移譲と。四年間でやるという、約束の二十五年には間に合わないのではないか、こういうことなんです。

片山大臣は予算委員会で、みんなの党の江田議員への答弁で、出先機関改革は二つの要素があつて、一つは、地方整備局や農政局のブロック単位の機関をどうするかということ、これは準備が整った地方から順次移管をする、これは新たな法律が必要なので二十六年にならざるを得ない、個々の事務ないし場合によっては機関の移譲、これは順次やっていくんだ、このように答弁をなされておられます。

それで、ここがちよつとよくわからないんですけれども、すなわち、「出先機関の原則廃止に向けて」というこのアクション・プランには、平成二十六年に事務、権限の移譲が行われることを目指す、このように書いております。すなわち、前倒しをしてやるということを書いていないわけでございます。マニフェストとの整合性がないのではないかと、こうなってくるわけでございます。

この出先機関の見直しを二十六年にやるとしたら、それでも二十五年年度までに二割削減が実行できるのかどうかということ。出先機関の見直しは人件費削減の柱ではなかったのか、私はこのことをあえて見解をお伺いさせていただきたいと思

います。

○片山国務大臣 マニフェストにあります二割削減については、さつき議員がおっしゃったような幾つかの要素があります。

その中の一つの大きな要素は給与水準の見直しでありまして、これについては先ほどもお話をしましたとおり、今通常国会に給与法の改正案を出したいというのがございます。それとは別に、地方分権といえますか、地域主権改革の一環として、国の出先機関を地方に移管すること、それから、出先機関が担っております事務、権限を移管することによって、そこでスリム化を図る、こういうことも要素として入っているわけです。

そのことについて、二十六年以降の移管になつてくるからマニフェストとは整合性がとれないのではないか、こういう御趣旨だと思いますが、アクション・プランを見ていただきますと、そこは二つの要素に分かれておりまして、二十六年で書いておられますのは、広域ブロック機関の九ごと移管のスケジュールであります。

それとは別の、例えば今の四十七の都道府県を前提にした事務の移管、権限の移管、それに伴つて必要な人員の移管もあるとすれば、それは、実は順次、二十六年を待たずともできるということになつておりまして、その作業はできるだけ早く開始することにしております。それでどれぐらいの人数が出るかということ、そんなにたくさんはその分野では出ないと思ひますけれども、あり得ることではあります。

二十六年途中で書いておりますのは広域ブロック単位でありまして、これはやはりある程度時間がかかります。といひますのは、例えば九州の地方整備局の九ごと移管になりますと、三千数百人の職員が移管するわけです。それから、農政局でも千数百人になります。それで、さつき坂本議員とのやりとりでもありましたように、受け皿については法的な手当てが必要になります。それをやるために、やはりある程度の準備期間が必要で

すので、それを順次やっていくと、スケジュールでいいますと、国会との関係なんかを考えますと、実際に人が動いていくのが二十六年度にならざるを得ないということでもあります。

これは私はやむを得ないことだと思ひます。余り粗っぽく、何も準備をしないまま、受け皿のことも考えないで、えいやで出すわけにはいかないです。身身の人間が相当数動くわけでありまして、ちゃんとした体制なり手続なり、整えたり踏んだりしなければいけないだろうと思ひます。

巷間、何か、マニフェストを先送りするために二十六年で書いたのではないかとというようなことを批判する向きもありましたが、全くそれは見当外れでありまして、地方機関を九ごと移管するということを真剣に考えますと、やはりそういうスケジュールにならざるを得ないということであり

ます。

そうすると、民主党が政権をとつてから四年内に目標の二割削減に達するのか、そういう疑問が恐らくわくことになるだろうと思ひます。そこは、私が担当大臣になつてこの問題に真剣に取り組んだ結果としての、マニフェストの一つの応用だろうと思ひますけれども、二十五年中にめどをつけるということ、これを一つの私なりの、担当大臣としての目標にしております。

めどをつけるというのは、実際の人間が広域ブロック単位が移管されることによって動くのは二十六年以降になります。だけれども、それは、二十四年の通常国会で法律が通りますと、二十五年中に早速移管作業を、準備作業を始めることになりまして、その段階で第一陣としての移管される人数なんかは出てきます。そうしますと、それによつて、都道府県の機関との間で統合することによつてどれほどスリム化されるのかというのはおおよそめどがつきます。

そういうことを二十五年中にできれば、ちよつと延びることにはなりますけれども、実際に削減は多少延びることになりますけれども、マニフェストから大きく違背することにはならないだろうという整理を私自身はしております。

○片山国務大臣　先ほどもこれは御答弁申し上げたと思いますが、労働基本権を付与するといえますか回復させる、公務員労働者に対して労働基本権を回復させるということは、決して、給与を下げんがための手段として付与しようというものではないと私は思います。そういうことは考えていないんだと思います。あくまでも、労働基本権付与ないし回復の問題というのは、本来労働者と持っているべき権利というものを公務員労働者

○片山国務大臣　これは、引用されました昨年（十一月一日）の閣議決定の中にかなり明確に書いてあると私は考えております。

これは断念したということとを本来は示すべきではないか。大臣は先ほど、めどという話もされましてたけれども、国民の皆さんにとつても非常にわかりにくい説明になつてしまふ。所信でも大臣は、「平成二十五年年度までにめどをつけるべく」、閣僚と連携して着実に取り組んでいくと言つていますけれども、これは、マニフェストで二十五年までと明確に書いていることを考えてみると、やはりトーンダウンをしていると言わざるを得ないわけでございます。その意味で、きょうはあえてこのことについて少し聞かせていただきます。

その中に、例えば議会を招集しないなどという

とんでもない首長さんが出てきたものですから、こんなことはもう、はなから想定してないわけですから。ところが、首長が招集しなかつたら議会が開かないんじゃないことになるものですか、もし首長が議会を招集しない場合には、しようがないので、それこそ便法と言つてまた変かも知れませんが、かわりの手続で議会が議事主導で開けるようにする、そういうものを設けたり、それから、専決処分というのが地方自治体には、首長が議会の議決にかわつて処分をするということが、国会とは違つて、あります。これなんかも想定外のことです。こんなことは普通、首長はしないんですけれども、そういうことが実際に起こつたものだから、やはりこれも整理しなきゃいけない、そんなこともあります。

そうしますと、例えば、知事会もそうですけれども、首長さん方にしてみれば、おれたちはまともに普通のことをやつてゐるのに、何か特異な人が出てきたからといって、全般的に首長の権限を弱める、逆に言うところの議会の権限を強めるようなことはおかしいんじゃないかという意見もあります。

ごもっともな意見なんですけれども、実際にそういう変なことが出てきますと、やはりきちつと対応を法的にはしておくべきではないかということとを私は考えておりました。その辺でも対立はあります。意見の相違はあります。逆に、そういう問題については議会側は、議長会側は評価していただいているということでありまして、地方団体側も実はまだ模様のなであります。

それからもう一つの論点としては、地方自治には団体自治の側面と住民自治の側面がありまして、団体自治というのは、国とは違つた、地方自治体が独自に物事を決定し得るという、国からの独立性の強化ということでありまして、従来はそればかりやつてきたんです。権限移譲とか財源の移譲とか関与の廃止とか。ところが、地方自治の

て、住民の皆さん方の意向がいかに自治体財政、自治体行政に反映するか、ここを強化しなければいけないわけでありまして、これを盛り込もうとしています。それが、直接請求の内容を充実させるとか、それから、ごく一部でありますけれども、住民投票制度を選択的に導入したらどうかという内容であります。

これは、私のように地方自治の分野に長らく携つた者からすれば当然のことだと思つていただいても、自治体関係者、特に首長さん方からすれば、余計なことをしてほしくない、ちゃんと私たちは住民の意向を酌んできちつとやっています、だからそんな余計な住民の政治参画機会なんかはあえて設けてもらふ必要はないと、そうまではおつしやいませんけれども、本音はそういう方も結構おられます。そういう意見の対立もあります。

そこで、では、自治体側から異論、反論が出てゐるのをどうするかということでありまして、けれども、そもそもこの地方自治法というのはだれのためにあるかといふと、決して首長さん方のためにあるわけではなくて、住民の皆さん方のために本来あるはずであります。住民の皆さんにとってどういう、ずれない、無駄のない効率的な自治体行政が営めるか、そのための枠組みの法律であります。

その自治法を改正しようというときに、場合によつては現在の首長さん方にとつて煙たい改正もないわけではあります。今回もそういうものが入つております。でも、だからといって、首長さん方の意見だけを全部聞いて、わかりました、首長さんの嫌がることはしませんという、住民の政治参画機会の拡大などの門が閉ざされてしまうということでありまして、当然、首長さん方の意見も伺いました、議論もしました。最後、折り合えない面もあるということは、ぜひ国会の議員の皆さん方にも御理解をいただきたいと思つております。

○稲津委員　そこで、首長さん、もう一方の議会

の方のお話を少しさせていただきたいと思つてゐます。

私も、二元代表制、そして地方議会のあり方に着目しまして、昨年から、地方の議員の代表者の方々に集まつていただきまして、いわゆる地方議会の改革、あり方について何度か協議をさせていただいてまいりました。そこで重ねた議論の結果として、先般、一月に、我が党が目指す地方議会の改革への提言ということで発表させていただきました。時間の関係上、昨今起きているさまざまな首長さんとの問題も含めて、大要五点到つて簡潔に申し上げます。

例えば、議会機能の強化。いわゆるチェック機能だけではなくて立法機能も強化していこうというところで、議会の招集権、先ほどお話がありましたけれども、これを議長にも付与していこう。それから決議委員会の常設化とか、議会事務局の地方議会に対するサポートのあり方とか強化。

それから、いわゆる議会の情報公開に努めていこうということ、見える化を進めていこう。それから、住民参加の推進を図っていこうということで、公聴会や参考人制度もフルに活用していこう。

また、言われているところの議員の定数、報酬の適正化、ただこれは、昨今は定数削減とかいうことがどうしてもテーマになつてしまつてしまつて、いわゆる引き下げも含めた適正化ですけれども、それと同時に、それぞれの議会や地域によつて状況は違ひますので、このところについても、例えば公務員側の一定の役職に準拠とか、さまざまな見方がありますので、そういうことも検討していこう。

その一番最初の大事なものとしまして、いわゆる議会基本条例、これはもうあちこちできつていますけれども、それを進めていこうということで提言をつくりました。

全国議長会の御意見を反映させていただいたんですけれども、もう一つ大事なことは、これが基本的に非常に大事な問題だと思つていただ

も、全国議長会からは、議会の招集権、それから意見書の誠実回答義務づけ、そしてもう一つ、いわゆる地方議員の職務を法律上明らかにすべきだ、こういうことも提言されました。

大臣にぜひ一点だけ、この全国議長会からの要請事項の中の、地方議員の職務の法律上の位置づけ、ここをどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣　公明党のめざす地方議会改革への提言を私も拝見しましたけれども、ほとんど違和感はありません。大変失礼な言い方ですけれども、ほとんど違和感はありません。

今回の地方自治法の改正案の中にも、この中からかなりそれを取り入れて盛り込んだつもりであります。例えば、原則として通年化するとか、議会の招集権を議長にも付与ということには必ずしもなつておりませんけれども、首長が招集しないときにどうやってそれを補完するかという意味では趣旨は同じだろうと思ひますし、専決処分の抑制制というのを入れております。実は、そういうところの知事会が難色を示している。そういう意見の対立が実はあるわけでありまして、これは余分なことかもしれないけれども。

議員の職務を法律上明確にすべきだという御意見を私も伺つております。さらには、もつと敷衍して、議員の身分といふとか、ポジションをもつとちゃんと位置づけてくれということを伺つております。それはそういう方法もあるのかもしれないが、私は別に、それをあえて法律で書かなくてもちゃんと、地方議会の議員の皆さんの位置づけとか役割とか権能というのは自律的に確立できると思つております。

というのは、例えば議会の処理すべき議決事件などは、自治法の九十六条によりまして、みずから追加できるわけですか。それから、議員さんがどういう仕事をするか、今はたまたま定例会は年四回でありまして、あとは何をしていますか。なかなかということが時々批判が出ますけれども、例えば通年化をしますと、おのずからその勤務形

態といえますか、職務従事形態は変わってきますから、そうしますと、住民、有権者の皆さんの見る日も変わってきます。

ちなみに、議会の議員の皆さんの中には、さつき言ったように、自分たちの身分をちゃんと明確化してくれということがあるんですけども、私は知事をやっておりましてけれども、知事だってそんなことは法律上明確にしていなくてもいいです。知事はどんな仕事をしますかというのは書いてあります。知事は給与をもらえますというのは書いてありますけれども、知事はどのような存在でどうだこうだというのは実は余り書いてないんです。そういう意味では同じことなんです。

ですから、日ごろの働きぶりと言うとちよつと言い過ぎかもしれませんが、どういいう仕事をししているかによって、おのずから議会の議員の皆さん方の位置づけというのは住民の間で固まってくるのではないかと考えております。立法を否定するわけでは決してありませんけれども、そう考えております。

○稲津委員 我が党の中間報告等について目を通していただきました、どうもありがとうございます。

ただ、今、後段の方のお話ですけれども、実際に全国議長会、それから多くの議員の皆さんからは、地方議員の身分のあり方とか、ここはやはり相当意見が出ています。ですから、今大臣の御説明は大臣のお考えで、それはそれでそうかもしれないけれども、先ほど知事会の皆さんの意見を聞いたのかというお話をさせていただきましたが、やはり地方議員の現場の声としては厳然とそういうことがあるということをぜひお受けとめいただいて、これは、これからまたさまざまな場面で御議論をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、次に、平成二十三年の地方財政計画について数点お伺いをさせていただきたいと思いますが、まず、臨時財政対策債についてなんですけれども、

も、平成二十三年の地方財政計画では十四兆を超える巨額の財源不足。交付税制度本来のあり方は、交付税率の引き上げで対処すべきではないか、これは、片山大臣御自身が知事時代、臨時債の発行については否定的、そして交付税を、変更を主張された、このように承知しておりますけれども、午前中の橋議員の質疑の中でもさまざまお話がありました。

財政状況が厳しいというのは当然ですけれども、これは一つお伺いしたいんですけれども、大臣が主張してきた交付税の税率の引き上げの実現について、私は将来の世代にツケを回すようなやり方は改めるべきではないかと、正直にそのように思っております。大臣の見解をお伺いしたいと思います。

〔委員長退席、福田(昭)委員長代理着席〕
○片山国務大臣 地方財政対策という言葉は私は余り好きじゃないんですけれども、要するに、地方財政措置を講じる場合に、今のように地方自治体側の財源不足額を臨時財政対策債というように、将来の交付税の先食いのような形でとりあえずしのぐというやり方は決して好ましいことではないと私は思います。その年度その年度の地方交付税でもって、いわば現ナマでもって処理すべき、これが本則であります。

しかし、現下の国の財政状況を見ますと、とてもそれが実現できないような財政状況でありまして、それはやはり何らかの形で国側と地方側が折り合わなければいけないというのが現状だろうと思います。

仮に、現時点において臨時債などをなくすということにしますと、それから特例の加算などもなくすということにしますと、二十三年でいいますと、いわゆる交付税率、すなわち国税五税に対する一定税率ということになりますと、六〇%台の後半になるわけです。これはやはり現実的ではないと思います。私もかつて国税の税務署長をやっておりますけれども、自分たちが取る、取ると言うときと変わすけれども、納めていただく主要

税目である所得税とか法人税のうち七割近いものが自治体の方に移っていったら、手元に残るのは三割強というのでは、多分、精が出ないんじゃないか、と思います。

やはり、この問題の解決は、税制の抜本改革といいますが、基本的な税体系の仕組みなどを考えるときに、あわせて地方財政の問題も考えてしかるべき問題だと思っております。

○稲津委員 もう一つ地方財源の確保ということでお伺いしたいんですけれども、昨年の六月に閣議決定されました財政運営戦略におきまして、平成二十三年以降の地方の一般財源の総額が平成二十二年の水準を下回らない、このようにされました。

これで地方は安心だと思っていいたんですが、けれども、二十三年の地財計画を見ますと、義務的な支出である社会保障関係費の自然増一兆円を含めて一般財源がほぼ前年度並みとなっている。地方の実質的な手取りはむしろ減っているんじゃないか、こういう声も寄せられております。今後とも社会保障関係費が自然増をしていくことを考えますと、その分を加算すべきじゃないか、こういう声もあるんですけれども、大臣の見解を伺いたいと思います。

○片山国務大臣 基本的には、今議員がおっしゃったようなこといいと私は思います。

一般財源総額を二十二年並みで向こう三年間続けるということは、必ずしも、細目については書いていないんですけれども、基本的には、例えば社会保障関係費の地方負担が増大すれば、その分は当然ふやすことでカウントする、逆に、給与関係経費などがいろいろな事情によって落ちれば、その分は減算項目としてカウントする。それらを加減して、加えたり減らしたりして結果が出てくる。

したがって、二十二年の一般財源総額について、自治体側の要素の何がかわっても結果の金額だけを踏襲するということでは決してないと私は思います。要素ごとのリーズナブルな変動につい

てはそれを織り込んで、それで総体として一般財源総額を二十二年水準並みに確保していくということだろうと思ひまして、来年度の地方財政計画もそういう方針で策定しているつもりであります。

○稲津委員 時間が大分迫ってまいりましたので、予定していた質問を少し変更させていただいて、もう一つ、子ども手当についてお伺いしたいと思います。

これもマニフェストに反して、二十三年も地方負担が残ったままであるということ。多くの自治体が地方負担を拒否する声明、中には訴訟も辞さないという声も出ています。

昨年六月閣議決定されました財政運営戦略にあります、「国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。」というありまして、このことに逆行するのはないかということですが、

本会議で、総理は、これまで地方自治体としてかり話して合ってきたと答弁をいたしました。本当にそうなのかということなんです。どの程度地方の声を聞いたのか。きちんと聞いていれば地方負担を拒否するような自治体は出てこないではないか、これは率直にそのように思うんですけれども、まずこの点を一つお伺いさせていただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 私も大臣に就任しまして、この問題について、一昨年からという経緯があったのか、やりとりがあったのかということ私なりに点検してみました。

結論としては、二十三年の仕組み、それから二十二年の仕組みも、地方に新たな負担を求めることになるとか、地方財政法の該当の条項に違反するということでは決まないと私は思います。自分がこの分野でいろいろな知見を得てきた経験からいいますと、決して地方に不当な、理不尽なことを強いていることはないと私は考えております。

ただ、点検をしてみますと、ある種の誤解を生じるとか、行き違いを生み出すような経緯はあったかもしれませんが。その一つが、二十二年度の仕組みを論ずる際に、必ずしも地方側と密な意見交換をしていなかったということ、これはそのとおりだろうと思います。

二十三年度に向けて、これは昨年の作業でありますけれども、細川厚生労働大臣を中心にしまして、知事会長でありますとか、全国市長会長などとかなり議論をされております、協議もされております。私とか玄葉国家戦略相も加わって、地方六団体の代表の皆さんとこの問題をめぐって議論をしい意見交換をしたこともありまして、それが本当に十分過ぎるほどやったかと言われると、これはいろいろな評価があると思いますが、少なくとも、二十二年度の仕組みを考えたとときに比べるとかなり改善されたと思います。さらに、二十四年度以降のことを考える場合にはなお一層、もっと早くから地方団体側と意見交換をしたいと思っております。これが一つです。

それからもう一つは、全額国庫ということ、これは決してマニフェストには書いてないんですけども、途中経過で、当時の政権の幹部の方が全額国庫というのを言われた経緯があります。マニフェストを通じて言われたこともあったというふうにも見えました。この全額国庫というのがいかなる意味なのかということ、この定義の問題が必ずしも共有されていなかったのではないかと思います。

児童手当のものを全部取っ払って、すべて一階建てにして、全部国庫にするんだ、児童手当でそれまで地方負担があったものは全部とってください、地方で自由にしてくださいという意味では決してなかったと私は思うんです。思うんですけれども、そういうふうな受け取られた方がひょっとしたらいたかもしれない。

一方では、全額国庫というのは、新たに追加的に子ども手当としてふえた分について地方負担を求めないということ、こういう考え方からする

と、全額国庫というのは、二十二年度分、二十三年度分のシステム設計においても守られているわけでありまして。

そういう、一つの全額国庫という言葉の定義をめぐって、必ずしもその意味合いを共有していなかった、そういう面はあったと思います。

いずれにしても、各省間の協議、それから政府と自治体側との協議は、これまでの反省も含めまして、二十四年度以降のシステム設計をする場合にはよく注意をしなければいけないと私も考えております。

○稲津委員 全額国庫ということ、では、これは見解が違ふということですか。なぜ自治体の各首長さんがこれだけ、違ふじゃないかという声が出ているかという問題ですよ。これは根本的なことですので、またしっかり議論させていただきたいと思ひます。

最後に一言言わせていただきます。

大臣、例えば年少扶養控除の廃止、地方固有の財源である地方税の増収分、これを子ども手当に全額国費で充てていく、これは極めておかしい話じゃないですか。だから、こういうごくごく基本的なところが、この子ども手当のマニフェストの破綻でもう見えてきている。

私は、今大臣の最後の御答弁を聞いていて、これは国民の皆さんや地方の方々にとって、首長さん、議会にとっても理解できるようなお話じゃないと思ひます。そのことを強く申し上げまして質問を終わらせていただきますけれども、別な機会に、ぜひまたさせていただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 年少扶養控除を廃止するということを二十二年度税制改正でやったわけでありまして、これは経緯から考えても、当時の国会の議論でもそうだったと思ひますけれども、控除から手当へという一連の流れの中で、国税と地方税の改革をやったんだと思ひます。決して地方財政を豊かにしようということではなかった。そうしますと、控除から手当への思想の中で改

正をした部分は、これは子ども手当に直接充てるかどうかはともかくとして、やはり何らかの形で一連の子供政策の中に充てられるべきではないかというのはリーズナブルな考え方だろうと私は思ひます。

○福田(昭)委員長代理 大臣、簡潔にお願いいたします。

○片山国務大臣 一部には、子ども手当に直接充てるという意見の方もおられます、政府の中には。しかし、私はそれは違ふと思ひます。直接充てるべきではないと思ひます。

しかし、何らかの形で回り回って、国庫との間の何らかの財源の調整というのは必要で、そのことが間接的にせよ、子供政策に政府として充てるといふことは、これはあつても決しておかしいことではないと私は思ひます。

○福田(昭)委員長代理 次の機会にやってくたさい。もう五分以上過ぎていますから、次の機会にひとつお願いいたします。

○稲津委員 わかりました。

では、これで終わりますけれども、この子ども手当の今のお話については、私はこれから重大な議論になると思ひます。そのことを最後に申し上げて、質問を終わります。

○福田(昭)委員長代理 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、この間、報道もされております、日本郵政、郵便事業会社におけます非正規社員、期間雇用社員のリストラ方針について質問をいたします。

郵政をめぐっては、この間、議論が行われてまいりました。亀井前郵政改革担当大臣は、非正規の正社員化を日本郵政に求めてまいりました。亀井前大臣は、自公政権時代、小泉改革と称して、人間を道具扱いにして、安く使つてコストを下げたことで利益を得ようとする経営が日本を蔓延しましたが、日本郵政では三分の一程度が非正規社員ですが、日本郵政では半分を超えているという実態があります、人間を大事にする雇用の見本とな

る雇用形態をつくれと齋藤社長に厳命してまいると述べておりました。

そこで、片山大臣に改めてお尋ねいたしますが、この日本郵政における非正規の正社員化の意義、どのように受けとめておられるのかをお答えください。

○片山国務大臣 これは日本郵政だけの問題ではなくて、私は、いろいろな組織とか企業全体に言えることだと思ひますけれども、やはり労働者の皆さんが安心して安定した環境の中で仕事ができるということは、私生活の安定の面でも重要ですし、それから職場においてきちっとした仕事ができるという面でも大変重要なことだと思ひます。

いろいろな事情があつて、今、企業は、必ずしもその理想どおりにはいつていない現状が横行しておりますけれども、できる限り、私は、労働者の労働条件というもの、雇用条件というのは、安定した環境をつくる必要があると思ひます。

○塩川委員 今大臣からお答えがありましたように、労働者が安心して安定した環境で暮らす、またきちっとした仕事をする上でも、安定した雇用環境が重要だというお話ございました。

日本郵政は、非正規社員が正社員並みの仕事をすることによって成り立つてきた会社であります。だから、非正規の正社員化を目指すというものが現政権の方針だったはずなんです。それなのに、今、郵便の職場では、人間を道具扱いにするようなことが行われている。

JPEXの統合をきっかけとした赤字の拡大を口実に、期間雇用社員を中心としたリストラが計画をされております。期間雇用社員の方から不安の声が上がっております。勤務時間の削減や配置がえ、賃下げ、さらには契約更新してもらえないのではないかとという声です。この先どうなるのか、せっかく聞かれた正社員化の道も閉ざされるのではないかと、こういう不安の声の中に期間雇用社員が置かれております。

そこで、郵便事業会社にお尋ねをいたします。
総務省の報告徴求に対する郵便事業会社の報告、さきの一月二十八日の報告の中で、今後の取り組みとして、人件費削減方針を掲げております。具体的にとのように取り組むことを考えているのかを明らかにしていただきたい。

○中城参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の平成二十二年度についての一月二十八日に総務省に提出した報告書にも記載してございますように、中間決算ベースで、人件費が事業計画を百四十四億円上回るということになりました。

このため、会社経営上は、他の経費とともに、人件費の適正な使用を行っていく必要があるという考えから、一月二十八日の総務省への報告書に記載のとおり、業務量に応じた要員の適正配置に取り組んでいるところでございます。

要員の適正配置に当たっては、期間雇用社員に絞って人件費削減計画を作成しているものではございませんで、業務量を考慮して必要な労働力を投入するようにしていくよう、本社としましては支社、支店を指導しているところでございます。

○塩川委員 職場においては期間雇用社員の方すべてを視野に入れた対応が行われている、このことを、それぞれ期間雇用社員の方々を通じての話として伺っています。

ある職場では、期間雇用社員に、勤務時間の短縮に関する意向確認調査の提出を求めているとあります。そこには、勤務時間の短縮に応じていただいても必ずしも雇用契約を更新できるとは限りませんと、いわばおどしのような文言も書かれております。いわば利益にならないければはうり出す、まさに人間を道具扱いにするものと言わざるを得ません。

日本郵政での仕事が家計を支える主たる収入となつていて期間雇用社員の方は七割にも及びます。実際、この非正規の方の六割以上の方が年収二百万円以下、そういう中でも主たる収入となっている。非常に大きな役割を果たしているこの期

間雇用社員の所得を削る、あるいはその機会そのものも失わせるということ、あつてはならない。期間雇用社員数千人規模の雇いどめとか、勤務時間を削減して結果として兵糧攻めで退職に追い込むようなやり方は、決して許すことができないと申し上げたい。

郵便事業会社に伺いますが、非正規とはいえ、繰り返し雇用されてきた期間雇用社員の方々は、経験豊富で、基幹的な業務を担ってこられたわけでありまして。郵便事業会社は六割が非正規で、グループの中でも高くなつていきます。こういう非正規に依拠してきたのが郵便事業会社です。人員削減をすれば職場の混乱を拡大するだけじゃありませんか。この点についてお答えいただきたい。

○中城参考人 お答え申し上げます。

現在、要員の適正配置を行うために、いろいろ各支社、各支店において、自支店の業務量を勘案して適正な労働力がどのような程度であるかというふうに考えていただいております。御指摘のように、期間雇用社員に絞って何か人件費を減らす計画を策定しているということではございません。

○塩川委員 実際には、職場において行われているわけですよ。そういうことをここできちつと答えにならないということ自身が極めて重大ではありませんか。

私たちは、今の郵政の職場において非正規、期間雇用社員が本場中心の役割を果たしている、それなしには郵便会社が成り立たないという状況にある中で、こういった方々の声をしっかりと保障することが重要だ、郵便事業会社として雇用継続を希望する期間雇用社員を解雇するようなことはあつてはならない、このように考えますが、郵便事業会社としての対応をしっかりと答ええいただきたい。

○中城参考人 お答え申し上げます。

郵便事業会社の仕事の中には年間の業務の繁閑差があり、あるいは流動性が存在するためにこうした期間雇用社員の方を活用しているわけござ

いますけれども、この中で、流動性がある中で必要な労働力を見きわめて非正規社員による労働力の調整を実施しているところでございます。こうした弊社が行う業務の性質上、こうしたことは例年行っているということでございます。

ただし、雇いどめの検討ということに当たりましては、雇用期間が長い社員に配慮するなどの対応を行うこととしております。

○塩川委員 繁閑があるから期間雇用社員だと言つても、そうではない。年間を通じて基幹的な業務を担ってきたのが期間雇用社員というのは、職場の現実であります。そんなことさえ知らないとは言わせない。

ですから、余剰人員ということも先ほど言いましたけれども、職場における労働者の方の調査でも、実際、超過勤務について、ほとんど毎日あるという回答が四割以上の方から出される。さらには、八三％の方が、サービス残業が行われているという回答もあります。また、分担当の仕事において区域として欠員がいたりとか、こういう状況が起きている、ほとんど毎日起きている、こういう声も二割近くにも及んでいるわけでありまして。

このように、超過勤務、サービス残業、欠員もある、こういった職場の業務そのものを見直せば、余剰人員などということはないというところを言わざるを得ません。期間雇用社員を解雇する理由にはならないということを申し上げたい。

あわせて、この大きなリストラ方針の背景としてJPEXプレスプレスをめぐる赤字の問題がありまして、労働者の責任ではない、その点についてただしていくものです。

片山大臣にお尋ねをしますが、総務省の報告徴求に対する郵便会社の報告を見ると、郵便事業の上半期営業損益の見込みは六百四十三億円の営業赤字、それが九百二十八億円へと拡大をいたしました。その主要な要因は何なのか。また、六百四十三億円の赤字が、通期では百六十三億円に縮小するという計画だったものが、縮小するどころか、一千五十億円に拡大するとなつていく。その主な

要因は何なのか、どのように指摘をしているのかについてお答えをいただきたいと思ひます。

○平岡副大臣 お答えいたします。

総務省から昨年十一月十五日に報告徴求を郵便事業会社に対して出しましたけれども、その報告におきましては、平成二十二年度中間決算における当初計画との悪化額二百八十五億円の内訳をいたしまして、JPEXプレス社との事業統合にかかわるものが二百四十四億円でありまして、約八割強を占めております。通期見通しに関しましても、当初計画との悪化額約八百八十億円のうち、JPEXプレス社との事業統合に関するものが七百九十一億円でありまして、九割強を占めているところでございます。

以上申し上げましたように、郵便事業株式会社は、赤字が拡大した主要因というのは、JPEXプレス社との事業統合によるものと認識をしております。

○塩川委員 JPEXプレス事業統合に伴つての赤字だということでありまして。

今引用もしていただいた郵便事業会社の報告では、JPEXプレス事業統合に伴う赤字の要因として、一つは、統合の準備作業の中で詳細検討した結果膨らんだ赤字という部分と、もう一つ、送達遅延に伴う混乱、実際の七月のお中元をめぐるとある混乱によつて生まれた赤字という二点を指摘しています。郵便事業会社の報告では、事業統合直後に発生した送達遅延に伴う混乱に起因して生じた営業損益の悪化額百六十二億円と報告をされています。

ですから、赤字の主因の一つはJPEXプレスとの事業統合に伴う混乱であり、その混乱の原因は、現場段階の事前の準備不足及び突発的な事故に対する計画の不十分さとされております。要するに、混乱するというのが結果として赤字の大きな要因となつた。そういう混乱は予想されなかつたのかということが問われているわけであり

ます。総務省は、郵便事業会社への宅配統合事業で

は、二〇一〇年の三月に、同年七月一日の統合をあっさりとして認可しているわけですが、総務省は本当に大丈夫だと判断していたんですか。片山大臣、混乱は起こらない、起こらないだろうという立場でこれを認可したということですね。

○平岡副大臣 ゆうパックと日通ペリカン便の宅配便事業の統合につきましては、郵便事業株式会社と日通株式会社の出資する新会社の設立、事業の統合とそのスケジュールを平成二十年度の事業計画の中で認可をしたわけでありまして、その時点で事業統合による収支見直しは提出されておらず、宅配便統合の実施年度とされました平成二十一年度の事業計画の申請の際に初めて収支見直しを提出されていたわけでありまして。

この収支見直しに對しても、総務省としては、樂觀的に過ぎるとの懸念があったということでもございましたので、当該事業計画の修正を求めたところでございます。この結果として、最終的には、郵便事業株式会社は、子会社方式による事業統合を断念いたしました。より経営の健全性の高い案として、郵便事業株式会社によるペリカン便事業を吸収する案を採用したというような経緯になっているところでございます。

平成二十二年度中間決算において大幅な赤字となったことを踏まえれば、当初の平成二十年度事業計画の認可の際に、郵便事業株式会社に對して収支見直し等の具体的な計画の提出を求め、厳格な審査を行っていただければ、結果としてはこのような事態を未然に防止する可能性もあったのではないかと考えてはおりますけれども、これはあくまでも結果論ということでございまして、我々としては、引き続き、郵便事業株式会社が適切に事業運営を行うよう所要の監督を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○塩川委員 このペリカン事業については、JPEXプレススタートのときにペリカンの方から切り出されたわけですよ。その際には、郵便事業会社からも当然社員が出向で入っているんですよ。

よ。だから、ペリカンがどんな事業内容を行っていたのかというのは当然把握していかねば話ですよ。実際あけてみたら、ペリカン独自の顧客との契約内容があつて、いろいろな附帯サービスをとくさんつけていたとか、あるいは顧客ごとのダンピングまがいのような単価設定などが行われていた。そんなことは当然わかつていていはずなんです。そういうことについて総務省が把握もせずに、オーケーよと認可を出したということが問われているんじゃないですか。その点、いかがですか。

○平岡副大臣 先ほど御答弁申し上げましたけれども、当初の計画が樂觀的過ぎるといふことの懸念を当時の総務省も持っておりまして、その点については事業計画の修正を求めたということでもございます。その後の具体的な事態の進展の中でこういう事態が生じたということについては、我々も、もつと厳格な審査を當時行つていただければという気持ちがありますけれども、あくまでも今から考えてみれば結果論ということでもございますので、引き続き、郵便事業株式会社が適切に事業運営を行うよう所要の監督を行ってまいりたいというふうな考えです。

○塩川委員 樂觀的な計画について総務省として問題だと思つていたというのであれば、事態を把握すればまさに樂觀的とは言えないような深刻な事例というのが、ペリカンの顧客との契約方針で浮き彫りなつてきたはずであります。そういう点でも、総務省の責任は免れない。

加えて、郵便事業会社ですけれども、鍋倉社長は、七月の統合前に、二〇一〇年六月のときに総務省に對して、七月一日の統合は問題ないと報告をしていたというふうな聞きかたですけれども、これは事実ですか。

○中城参考人 お答え申し上げます。今御指摘のこと自体が事実かどうかということとはちよつと確認できませんけれども、統合前には、七月一日の統合の準備はできているというふうな判断があつたと考えております。

○塩川委員 昨年七月における事業統合ですけれども、ペリカン便由来のターミナルで作業を行うようになるということ、実際には、労働安全衛生法に基づく、運輸関係の職場において統廃合が行われる場合に、新たな職場で勤務することになりますから、その勤務場所において、労働者の安全を確保するために事前にリスクアセスメントを行うということが法律上の努力義務になっているわけです。この努力義務というのを郵便会社は去年の七月の前に果たしていたんですか。

○中城参考人 ターミナルにつきまして、安全監督の準備というところではできていたところはできていなかったというふうには思つておりますけれども、できる限りのことはしていたというふうな考へております。

○塩川委員 いやいや、一つもできていないという報告を聞いていますよ。

いすれにせよ、今のうちに、やつていない職場があつたわけでしょう。本来やるべき安全対策もやらなかった。これでどうして準備が万全だったと言えるんですか。この点でも、郵便事業会社の経営責任、赤字を拡大した混乱の責任というものは免れないということをおっしゃるを得ません。

ですから、鍋倉社長が、当時、従業員の不ふれが原因だ、こんなことを言つたのは全く許されません。これは撤回したんでしょうか。

〔福田(昭)委員長代理退席、委員長着席〕
○中城参考人 統合につきまして、最初の記者会見でそのような発言があつたということは承知しておりますけれども、その後の発言では、準備が十分でなかったというふうな発言をされたというふうな記憶しております。

○塩川委員 労働者の責任なんかじゃないんですよ。経営陣の責任、また、それを追認した総務省の責任というのが問われている。

七月の混乱というのは、一時的な経費増にとどまるのじゃなくて、十二月に向けて万全の態勢をとるために予定外の経費もかさむことになる、つまり、万全な統合を行うためには計画した以上の

経費が必要だったということも示しております。それと同時に、報告が認めています、事業統合に向けた準備作業を進める中で詳細な検討を行った結果生じた収益の減少及び費用の増加による営業損益の悪化額八十二億円というのがあります。つまり、宅配事業統合の収支計画自体にそもそも問題があつたんじゃないのか。詳細検討してみたら、実際、膨らんでしまった。だとしたら、もとの事業統合の計画方針そのものに欠陥があつたということをおっしゃるを得ないわけでありまして。

そもそも、赤字なペリカンをJPEXプレスに抱えれば赤字となる可能性が高いということ、当時の鳩山総務大臣の認可に当たつての指摘にもあつたわけでありまして。

そこで、改めて、総務省、大臣にお尋ねしますが、去年の七月一日で事業統合オーケーよという昨年三月の認可において、七月一日という期日の問題だけではなくて、その際に宅配事業の統合そのものも認可をしていたわけですから、宅配事業の統合それ自体がそもそも問題があつたんじゃないのか、こういう認識をお持ちではありませんか。

○片山国務大臣 そもそも、これは自公政権のときに宅配事業の統合の方針というのが打ち出されたわけでありまして、そのころのことを私も省内で聞いてみますと、當時は、やはりもう郵政の自主性に任せて、方針として余り細かいことを言わないというふうな、そういう雰囲気と言つて変ですけれども、そういうこともあつたようでありまして。

そのことがどうかと言われますと、それは當時にさかのばればいろいろあつたんだろうと思ひますけれども、経緯としては、やはりそういう民間化された会社の自主性に任せるという大方針が當時の政権のもとにあつたということ、これはよく御認識をいただいております。

○塩川委員 郵便のユニバーサルサービスも影響

を受けるんじゃないのかという懸念も含めて、やはりこのＪＰエクスプレスをつくるという経緯そのものが問題があったと言わざるを得ません。

昨年五月の日本郵政ガバナンス検証委員会の提言があります。ここでは、「ゆうパック事業とペリカン便事業は共に赤字と見積もられていた」したがって、そのような両事業を統合して黒字化させるのは容易ではないことは明らかで、そのこともあって郵便事業会社の北村会長、團社社長が統合に慎重だった、このような記述があります。

郵便事業会社にあつては、日本郵政の依頼による国内証券会社に飽き足らず、関係コンサルタント会社をフィナンシャルアドバイザーとするなどして関係作業を進めた結果、ＪＰエクスプレスの赤字というのが拡大するというふうに見込まれていたことから、当時の北村会長、團社社長は、直ちに本件事業統合を行うことは困難との結論に達し、設立後のＪＰエクスプレスにおいては、当面、事業統合は行わず、郵便事業会社並びに日通から貨物の集配を委託する程度にとどめ、その後、段階的に業務提携を拡大していき、事業統合のメリット実現が見込まれた場合には同統合を行うとの案をまとめ、同月十日ごろ、西川社長に同案を進言をしたとあります。

その際の西川社長の判断の問題はあります。しかし、その前提として、郵便事業会社とすれば、もともと、この事業統合が赤字とならざるを得なかった、こういう認識を持っていたわけですね。だとすれば、当時から、郵便事業会社として事業統合は困難だったということを承知していた、そういうことになりましたね。郵便会社、お答えください。

○中城参考人 その検証委員会の報告書というものは、私ども郵便事業会社が資料を出してありますが、それ以外に、郵便事業会社の人間のヒアリングに基づいて出されたものというふうに理解しております。

○塩川委員 ですから、日本郵政、郵便事業会社の関係者のヒアリングでつくったものであります。

す。

二〇〇九年の八月には、西川日本郵政社長や郵便会社の北村会長、團社社長など経営陣が退任をし、新たな体制となりました、皆さん。前の経営陣が、問題だと言っていた。しかし、西川体制のもとでそこに突っ込んでしまった。

でも、見直す機会があつたわけでありました。前の経営陣が退任をしたわけですから、新たな経営陣が、新たな方針に基づいて、ＪＰエクスプレスの事業統合について見直す機会があつたわけです。郵便事業会社として、関係者のヒアリングで事業統合が困難だと言っていたわけですから、そこに立ち戻つてこの事業統合を見直すことができたのじゃありませんか。見直すことができたのに行わなかったという、赤字を生み出した責任が現経営陣にあるのは明らかじゃありませんか。お答えください。

○中城参考人 この赤字の主要因というのは、昨年七月の宅配便事業統合後のゆうパックの収支が大幅に悪化したということがございますけれども、御指摘のように、宅配便事業統合というのは、これまでの過去の経緯を踏まえてやられたものでありまして、その与えられた条件のもとで最善と思われる計画を策定して私どもは実施してきたわけでありまして、結果としてこのような赤字を出したということについては、真摯に受けとめているところでございます。

○塩川委員 いや、結果として赤字を生み出した責任じゃないんですよ。わかり切ったことについて突っ込んでいった責任なんですよ。それこそ明らかにすべきじゃありませんか。

その点でも、日本郵便事業会社の赤字の責任というのは極めて重大だと言わざるを得ません。この点でも、労働者に対して解雇をするような、雇用調整を行うようなことは許されないということをおっしゃるを得ない。

あわせて、総務省自身も、こういう計画に認可をしてきたという経緯があるわけでありまして。北村会長、團社社長の時代に懸念したものに実際には

統合というレールを敷いたのが総務省だったわけですから、赤字の原因というのは、事業統合が困難だとわかつていた日本郵政と郵便会社の経営陣が生み出したのと、それを追認してゴーサインを出した総務省にもあるわけでありまして。

そういう点では、昨年のガバナンス検証委員会の提言というのは昨年五月までですから、それ以降の対応を含めて、総務省の責任をしつかりと明らかにする、そういう検証こそ行うべきじゃありませんか。

○片山国務大臣 必要があればやりますけれども、先ほど申しましたように、これは、郵政の民営化の後、民営化された会社の自主性をできる限り尊重するという当時の政権の基本方針のもとに総務省として対応したものであります。ですから、そのときにもう大筋が決まっていたと言つても過言ではないと思います。しかも、そのときには、伺つてみますと、事業計画の大きなことはあつたにせよ、収支の見通しなどについては当時なかったということでありまして、そういう過去の来歴というものもよく認識をさせていただいておく必要があるだろうと思います。

○塩川委員 前の政権と言いますけれども、政権交代したわけですよ。ですから、二〇〇九年の八月、九月以降については、新たな政権のもとでの対応であります。日本郵政あるいは郵便事業会社の経営陣も交代をしたわけですから、新たに出直すということは可能だったわけでありまして、ですから、総務省の責任がどうかということについて検証する必要がある。この点については、昨年、原口総務大臣も二月二十六日の記者会見で、記者から、そもそもなぜＪＰエクスプレスに對する出資金を去年の春段階で総務省が一部認可したのかという疑問があると問われて、まさに今おっしゃったことが、私からも、意思決定の責任の所在ということも含めて、わからないので総括してくださいということをおっしゃっていると。

この趣旨でいえば、総務省の責任をどうするかということが総務省の宿題になっているという

ことになりました。そういう点でも、当時の総務省の責任の解明というのが求められている。この点で、現状は極めて不十分だということを言わざるを得ません。

ユニバーサルサービスである郵便事業と労働者にしわ寄せをするようなやり方は許されない。そういう点でも、赤字の責任の一端を持つ総務省として、最後に片山大臣に伺いますが、期間雇用社員の雇用をしつかりと確保する、こういう立場で郵便のユニバーサルサービスも保障していく、日本郵政、郵便会社に対する指導監督を行つてもらいたい、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 これは冒頭申し上げましたように、雇用という観点からいいますと、できるだけ正規の身分の雇用を守つていくということが基本的な考え方だろうと思ひます。それが雇用を守るということの一つの意味だろうと思ひます。

一方では、しかし、いろいろな企業の業況によりまして、その理想論だけでは企業自体が守れなくなつてしまつたという、企業の持続可能性が危うくなつてしまつたという側面もないわけではありませぬ。そういう両方の理念とか現状とかををないまぜて企業が責任を持つて対応されるべき問題だろうと思ひます。

○塩川委員 日本郵政全体で大きな内部留保もある、それも含めて、職場に必要な人は配置をするという点での、余剰人員などではない期間雇用社員の雇用をしつかりと確保することを改めて求めて、質問を終わります。

○原口委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。質問の機会を得ましたので、数点質問をいたします。

まず最初に、指定管理者制度の運用について質問します。

年末に、自治行政局長名で「指定管理者制度の運用について」という通知が出されています。この通知について既に大臣は年明けの記者会見で説

明されていますが、改めて、この通知にどういう意味が込められているのか、その点を明らかに願いたい。

○片山国務大臣 指定管理者制度は、地方自治法の改正によりまして平成十五年に設けられたものであります。以来、数年を積み上げてまいりまして、いろいろな課題やら問題点が抽出されておりまして、それらを一度整理して、当事者である自治体に通知をし御連絡を申し上げるということとは、これは実務的にも必要性がありました。

もう一つは、私が昨年の九月に総務大臣を拝命いたしましたので、かねてこの指定管理者制度について私なりに考え方もあったものですから、それも織り込んだ上で、昨年の暮れに通知を、整理して出したものであります。

特に後者の方でいいますと、私は、この指定管理者制度をずっと自分でも実践してきて、かつ眺めておりまして、少し趣旨とは違ったところで強調され過ぎていたという印象がありました。

それは、本来、この指定管理者制度といえますのは、公の施設をいかに質の高いサービスを提供する場とするか、そのための手段として指定管理者制度というものを活用してもいいということではきたはずなんですけれども、それよりもむしろ、いかにコストを下げるかという、人件費を中心にしてコストを下げることによって財政に寄与しようという、そちらの方に重点が置かれ過ぎていたのではないかと。

その結果として、正規雇用であった者が、指定管理者制度の活用を通じて、結果としては非正規雇用でワーキングプアを生んでしまう、そういうことになっていくのではないかと印象を持っていたものですから、この制度は決してそういうコストカットのための、それを目的とした制度ではなくて、あくまでも公の施設のサービスの水準を高める、質の向上を図るということなんですというところ、これをぜひ改めて認識していただきたいということ、決してこれは、この制度を全部、何が何でも、是非でも活用しなきゃいけない

いんだということではなくて、必要に応じて自治体が主体的、自主的に、活用するかどうかも含めて検討すればいいんですということ、この二つを私としてはメッセージとして伝えたいということとであります。

○重野委員 片山大臣の説明を額面どおりに受け取れば、全く私に異論はないわけです。

しかし、明らかに現場においてはこの指定管理者制度という制度を曲解して、悪乗りをして、その仕事の質を現場においておとしたところというところが、私が知る限りにおいても、あちこちあるわけですね。それに気がついてどうか、そういうことで、平成二十二年にこの通知が出されたと思うんです。

その通知の中を読んでみましても、「留意すべき点も明らかにしてきた」、「これまでの通知に加え」ということは、これを出す以前においてもそういう指導というか通知というか、そういう行為がなされていたということなんです。なされたにも関わらず、平成二十二年十二月二十八日に、今言うところのこういう通知を出さなきゃならなかったということとは、私は、この問題、極めて重要な問題をはらんでいるというふうに思います。

言うならば、この十二月二十八日が最初ではなくて、それ以前に既に総務省からそういうたぐいの指導がなされていたにもかかわらず、十二月二十八日にこういうことをしなきゃならなかった、その部分というのは、私はやはり大きな問題をはらんでいるんじゃないかというふうに思うんです。そこ辺の認識について、大臣はどのように考えておられますか。

○片山国務大臣 私が大臣に就任する前の、総務省のこの問題についての対応というのは、私も外から見えておりました、総務省から伝えられるメッセージを受け取る側にも八年間おりましたけれども。

この指定管理者制度ができたときに、私は、かなり大きな改革といえますか、自治体の公の施設

の管理形態に多様性ができるというプラスの評価もしました。そうしていったんですが、明らかに、先ほど私が申し上げました住民サービスを向上するための手段ですよというメッセージよりは、これを通じてコストダウンを図れますよというメッセージの方が強かったように、これは印象としてでありますけれども、受けておりました。それは、物事の半面といえますか一面だけを特に強調したことだな、行き過ぎだなと私は思っております。

それに加えて、先ほど来話題になりました例の集中改革プランというものが平成十七年度から導入されて、その段階では明らかに、集中改革プランを通じて正規職員の定数を減らす、そのためのツールとして、アウトソース、なかなか指定管理者制度が活用できるよ、そういう流れになっていったんだろうと思います。

ですから、指定管理者制度を単にコストカットの手段で使え、使えと、そういうことはあからさまにはありませんでしたけれども、集中改革プランなんかと相まって、結果としてはコストカットの有力なツールとして自治体において使われてきたということだと思えます。これを議員のおっしゃるように曲解というのか誤解というのかはわかりませんが、勘違いなどは明らかにあったのではないかと私は思っております。

○重野委員 今、大臣の方から集中改革プランという言葉が出ました。二番目にその点について聞くかと思つたんですが、先ほど触れました年明けの大臣の記者会見で、指定管理者の問題に触れた後、大臣は、私の読み方からすれば、この集中改革プランについてはやはり否定的な意見であった、私はそのように受けとめております。

大臣は知事時代から、このプランについては反対を表明されていた、このように私は受けとめておりますが、大臣の述べた、集中改革プランにとらわれることなく、自治体では、業務と職員とのバランスはみずから考えてこれから定数管理をとるという考え方は私も賛成です。そういう考え方がい

いと思えます。

そこで、大臣が見て、この改革プランなるものが各自治体にどのような負の影響、マイナス影響を与えたと考えておられるか明らかにしたいです。

○片山国務大臣 幾つかあると思います。

一つは、このことによって、先ほど来申し上げておりますとおり、結果として官製ワーキングプアを生み出してしまった。こればかりでは、集中改革プランだけではありませんけれども、集中改革プランの影響もあって、官製ワーキングプア、すなわち非正規雇用を多く生み出してしまったというところは、これは否めないと私は思います。

それから、私が問題だと思っておりますのは、そもそも、二〇〇〇年の四月以来、地方分権改革を進めるための推進一括法が施行されて、以来、わかりやすく言えば、国と自治体とは対等の立場になったわけでありまして。もちろん、国法には当然、自治体も国民と同様に従わなければいけませんけれども、それ以外の面では対等になったわけですね。したがって、法律上の関与は当然あり得ますけれども、それ以外の、従来あった行政指導でありますとか、特に通達によって自治体を規制するなどのことは、あつてはならないことになったわけでありまして。

これが平然として、次官通達という一片の通達によって、自治体の行政体制のあり方を事実上拘束してしまうというようなことがあつてはならないと私は思うんですけれども、国の方はそういうものを平然と出しておられたし、それから、受け手の方もこれを何の問題意識も持たないで受けてしまっていたというのは、私は大きな問題だと思えます。

権利というのは、権利の上に眠る者は保護されないといえますけれども、権利が侵害されるときには、きちっとやはりそのことを言わなければいけない。そのことを言わないで、甘んじてほとんどの団体がこれを受けてしまったというのは、地方自治の面からいうと、私は非常に重大な問題を

はらんでいたと思っております。
○重野委員 私、今の片山大臣の答弁を高く評価いたします。

私もずっと総務委員会に所属をしていましたけれども、総務大臣の答弁として、今のような脈絡での答弁というのは、私の経験からしても初めて、そういう意味では非常に新鮮に聞こえました。それをどう具体化していくかということは今後にかかってくるんだらうと思うんですが、そういう思想、発想というのはとても大事な部分ではないかという点において、私は評価をしたいと思っています。

そこで、それに関連をいたしまして、今言っているところ、大臣の口からもワーキングプアという言葉が出たんですが、私も自治体に勤務をした経験者であります。実際にどういう種類の人が勤めているかというのを私もそばで見てきたわけですけども、もちろん今、私の地元の県庁でも、非常勤職員の数というのは全職員の三分の一ぐらいいるんじゃないかと言われるぐらいたくさんいるわけですね。臨時職員であるとか、呼び名はいろいろありますよ、パートであるとか。しかし、総じて言うと非常勤職員だと思ふんですね。

さきの臨時国会で、育児休業に関して私が質問をしたんです。それに対して大臣は、「法律の対象から外れていても、必要があれば実態に応じて自治体でもって措置することができ」こういう答弁をされました。公務における非常勤、非正規雇用の待遇改善あるいは処遇の均衡の上で、私は非常に重要な考え方だと思うんです。あわせて、大臣は、「実態に応じて、もし必要があれば条例の中で自治体で独自に育児休業の措置のようなものをつくることができる」とも言われました。

そこで、各自治体でその後、大臣の言う措置に向けた動きがあるのかないのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○片山国務大臣 これは、さきの臨時国会で国の方の一定の措置をしましたけれども、その趣旨を自治体に周知といいますか、助言なども含めた周

知をしているところでありまして、これを受けて各自治体がどういう対応をされるのかということについては、現状ではまだ把握をしております。

それぞれの自治体の二月から三月にかけて行われます議会を経て、その段階でどういう措置状況になっているのかということを変更して調査してみたいと思います。

○重野委員 ぜひ調査を行うことを要望しておきます。

同じ非正規の問題ではありますが、これはやはり社会問題としてクローズアップされているという認識を持っています。先ほども出ましたように、官製ワーキングプア、そういう汚名を返上する、自治体で働く臨時、非常勤職員の処遇の向上が必要になっていることは言うまでもありません。

民間での非正規問題の中心的な課題の一つが、働きに見合った処遇への改善。この点については、やはり雇う側の思想の問題になってくると思うんですが、同じように、自治体においても働きに見合った処遇への改善をするということとはとても重要なことではないかというふうに思うんですが、この点について大臣はどのように考えておられますか。

○片山国務大臣 私もすべての自治体の現状を把握しているわけではありませんが、私なりに見聞したようなことからしますと、本来ならば正規職員なりで処理すべき仕事にも、便宜上、非正規の職員を充てているというケースは随分あると思います。

それは本来の姿であるべきでありますけれども、例えば、先ほど来申し上げました、何らかの計画的なやり方によって定数を減らさなければいけないとか、予算上の定数が確保できないとか、いろいろな事情があるんでしょうけれども、そういう本来とは違った職員配置というものをしているケースがあると思います。そういうところで問題が生じているんだらうと思います。

本当に非常勤で賄うのにふさわしい職であれ

ば、それは非常勤職員がやっていいと思うんですけれども、本来ならば正規職員を充てるべき分野に、便宜上、非正規を充てているというようなことはできるだけ解消すべきだらうと私は思います。

同一労働同一賃金という言葉がありますが、仮にその原則が全うされていけば、どんな雇用形態でも大きな問題は生じないと思いますけれども、現状のように、必ずしも同一労働同一賃金という原則が守られていない社会慣行からしますと、ぜひ、仕事に見合った処遇、賃金体系というものが必要だらうと思います。

○重野委員 驚くべきことに、臨時職員の賃金なんかは、現場においては物件費の中から捻出して雇っておる、そういう現実なんです。これは人扱いしてないかということですよ。そこに立派な若い婦女子が物件費で使われるなんというのはいり許されないうすね。世間に範を示す、地方にあっては県庁であり、市町村役場です。そういうところがそういう現実であるということ。これは非常に貧相な話なんです。

これはいろいろな意味で金にかかってくるんですが、総務省も、今、管政権は雇用、雇用、雇用と言っています。雇用というのはどんな雇い方でもいいんだ、雇うという実績を残せばいいんだというんじゃないですか、その質が当然問われているわけですから。

そういう御時世ですから、この際、総務省も各自治体に対して、やはり自治体の労働力の質を上げる、そういう立場に立って、そして安心して働ける、そういう職場なんだと。何、役場に出よってそのくらいの給与かよと言われることというのは、僕は褒められた話じゃないと思うんですね。だから、そういうところは総務省も、今後の指導の中で、心してそのことは徹底していただきたい。そのことを強く求めておきたいと思っています。

次に、減税構想について。
これは、ある自治体の首長さんが自治体の減税というのを売りにしている、そういう向きがある

んです。今、そのことがある意味ではもてはやされている感があるんですね、週刊誌とかなんとかを読むと。

大臣は、減税するなら借金を返せ、こういう内容のことを記者会見などでも述べられております。確かにそういう指摘もあると思いますが、住民生活と最も密接な関係を持つ自治体での減税というのは大きな問題があるのではないかと、私はこのように指摘をしなければなりません。公共サービス、とりわけ福祉水準の低下が減税とセットになるようなことが行われれば、これは大問題です。

こういう発言を繰り返す方がおられるし、それをもてはやするような風潮が一部にあるという点について、大臣としてどのように受けとめて感じているか、その点をお聞かせいただきたいと思っています。

○片山国務大臣 減税というものを政策課題として取り上げるということは、これはあり得ることだと私も思います。思いますが、よほど冷静に考えた方がいいと思うんです。

というのは、減税をするというのは、確かに納税者にとつては非常にありがたいことなんですけれども、そのことによって財政のバランスを再構築しなきゃいけませんので、では、何を減らすんですかというところに当然なります。その際に、そもそも無駄があるから、それを減らせばいいんだということでありましたら答えは簡単であります。それは減税してもしなくても無駄は減らさなきゃいけないので、減税するから減らす、減税しないなら減らさない、無駄を残しておくという選択肢はおかしいわけでありまして。

そうすると、当然、無駄でないもの、必要なものをどこかで削減するということになって、では、どこを削減するんですかということ、ここが一番問われるわけでありまして。それが、例えば弱者の皆さんのための福祉の政策を削減することでありましたら、これは一体どういうことになるかという、減税というのは大体所得の多い

人に効き目が多い政策でありますから、そこに恩恵が施されて、弱者の皆さんに対する施策が減るということになる。それは、弱者の皆さんにとっては決して好ましい政策選択ではないわけですが、一例を申し上げましたけれども、減税というのは、単に税金が下がるからいい、いいということではなくて、やはりどういう効果が財政に及ぼされるのかということを冷静に考えなければいけないと私は思います。

そもそも自治体の財政というのは、これはよく誤解があるんですけども、出るをはかつて入るを制するというのが本来の基本原則であります。出る、歳出は何と何と何を共同でやらなきゃいけないのかということを決めて、それに必要な必要最小限の財源を税という形で負担分任により皆さんからちょうだいするということでありますから、そもそも、減税をしますということじゃなくて、何と何を減らします、結果として減税になります、そういう問題設定が本来あるべきなんですけれども、ちよつと逆転をしていると私は思うんです。

であるからといって、減税の提案が悪だと言うつもりは毛頭ありませんけれども、やはり、より冷静で論理的な分析が必要だろと思ひます。

○重野委員 その点については、我々も非常に冷静な目線で見ていく必要があるだろう。やはり扇情的な形で自治体行政が図られるということは非常に危ういというふうな思いが私にありますから、これは、今大臣が申しましたように、東ねる総務大臣でありますから、そこ辺はきちつと指導というのをおかしいんですが、発信をして、関心を高めていただきたい、このように思います。

時間も来ましたが、最後に、総務省のホームページについて尋ねます。

ホームページでは掲載期間について原則三年としていますが、三年という理由、なぜ三年にしたのかということが一つと、それから、総務省の予算、決算も掲載期間が三年となっています。ところが、例えば財務省のホームページではずっとさ

かのほつて、昭和二十二年からこれを見ることができ、そういう現実も一方にあります。

ICT利用の促進を掲げる総務省が三年間しかないというのとはちよつとお粗末ではないかというふうに思うんですが、ホームページへの掲載期間を延ばすという点についてどのように考えておられますか。三年とした理由と、延ばすという考えはないか伺います。

○片山国務大臣 これは、保存をしますサーバーの容量の問題もありますので、どこかで期限をつけなきゃいけないという現実的な要請もあります。

それが三年かどうかというのはともかくとしまして、三年としておりますのは、平成十六年に、行政情報の電子的提供に関する基本的考え方の指針なるものをつくっておりまして、原則として、特段の別途の定めがない限りは三年とするということになっておりまして、これに従っているということであります。

一方、三年を超えてもそれはアクセスできる環境が必要なのではないかという声もありまして、先ほど言いましたようなサーバーの容量との兼ね合いもありますけれども、できるだけ、何らかの形でそういう情報へのアクセスが可能なのはできないのかということを検討してみたいと思ひます。

○重野委員 そういう国民の要望があるということをしつかり受けとめて、前向きに検討していただきたい、このことを申しまして、質問を終わります。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

出先機関改革の話先日の予算委員会的一般質疑で行おうと思つたんですが、時間がなくなつてしまひまして割愛をさせていただきます。改めて、きょうの大臣所信で御質問をさせていただきますというふうに思ひます。

昨年十二月二十八日に公表されたアクション・

プランは、出先機関の原則廃止といながら、原則廃止に全然なっていないのではないかとというふうにも言われております。しかも、基本的に、二年の通常国会に法案を提出して、準備期間を経て一四年度中に実施と、実施時期を先送りした。先送りじゃないという話を後で答弁になるんでしようけれども、そもそもやる気も疑われている、そういう状況だと思ひます。

民主党のマニフェストを読むと、地方分権推進に伴う地方移管、国家公務員の手当、退職金などの水準、定員の見直しなどにより総人件費を二割削減します、こういうことが書いてあつて、国家公務員人件費削減の手段として、まず地方移管ということが書かれてあるわけですね。

出先機関の原則廃止というのは、まさにそのイの一番ということになるんだと思うんですけども、今、国家公務員は大体三十万人、そのうち三分の二の二十万人が地方出先機関等で働いておられます。このアクション・プランでは「二十六年中に事務・権限の移譲」というふうに書いてあるんですけども、それに伴つて、実際に何人の職員が移管できるというふうに考えておられるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○片山国務大臣 先を見越して、先送りではないと答えるに違ひないとおつしやいましたけれども、そのとおりであります。

ちよつと考えてみていただきたいんですけども、数千人の職員、もつと進めば数万人になる可能性があるわけですけども、そういう職員を右から左にいと来年移しますということは、これはとてもできる話じゃないんです。受け皿としてきちつとした、そういう職員の任命権者に足りる体制ができていくかどうか。しかも、その職員の任命権だけじゃなくて、そこで巨額の金を使つて公共事業その他の事業をやるわけでありまして、その実施体制、それからチェック、そういうものがちゃんとできていますか、その意思決定はどうやってやりますか、こういうことをやはりきちつと押さえてからでない、受ける側も大変

ですし、送り出す側も、国としても、最後は国会で決めますけれども、果たして国会でそういうい

いかげんなことが通るとは私は思ひません。ですから、これを本場に担当大臣として真剣に進めようと思ひましたら、やはりきちつとした受け皿の問題、それから送り出す側として安心のできる準備をしなきゃいけないということで、これ

をやろうと思ひますと、国会のスケジュールもありまして、二十六年度以降にやらざるを得ないのであります。

先送り先送りと言われますけれども、問うてみたいんですが、ではいつからできるんですか、二十五年からできると思ひますかと。私は、決して開き直るわけじゃありませんけれども、本場に問

いかけをしてみたいというつもりであります。先送りと言われるのは、心外とまでは申しせんけれども、大変残念であります。そのことが一つであります。

やる気がないと言われましたけれども、そんなことはありません。昨年の十二月にアクション・プランをまとめて、さつきも言ひましたけれども、その中には二つ要素があつて、今の四十七

の都道府県の体制であつても、移管できるものは順次、事務、権限を移管していきましよう、それを推進するための装置、仕掛けも設けました。

それから、広域ブロック単位で九ごと移管するものは、さつき言ひましたように、これは準備が要るので、実際に移管するのは二十六年からになりますけれども、そのための準備を始めようというところで、先般、ついこの間ですけれども、沖縄を含む三圏域の知事さん方から具体的な構想も伺つて、もう協議を始めていますところでありまして、やる気がなかったらそんなことをするわけがありません。実際にそういうところと具体的なやりとりを公開の中でやっているわけでありまして、その辺も御理解をいただければと思ひます。その上で、御質問がありました、一体何人の職員が移管できるのかということは、これは現時点ではまだわかりません。

○片山國務大臣　現時点ではそれを出すことはできないということでありまして、これが順次地方との具体的な協議が進んできますと、その時点で何人、またそれから期間が経過すると何人になりますというふうに、だんだんとこれが膨らんでくる、そういうことになると思います。

それを推進するときに、柿澤議員がおっしゃるように、最初に何人をつまてというやり方もありますよ。ありますが、私どもはそういうやり方ではなくて、まず受け皿の自治体の方が、どういう機関とか、どういう事務、権限を自分たちで担いたいとおっしゃるかということを重視したいと

先ほど申し上げたように、かつての地方分権推進委員会の試案では、スリム化ということで一万一千五百人ということが明記をされていたわけですが、今回も、結果として、地方移管ということで事務、権限、人員を地方に移譲する。これは人件費の、ある意味では国から地方へのつけ

もつと言いますと、急がば回れ方式で言いますと、最後まで受け取らないということもあるかもしれません。最後まで、あるブロック、地域は、国でやってもらった方がいいんだと。実は今

でもあるんです。国でやっておいてもらった方がいいんだというところもあるんです。一方で、早くこれというところもあるんですね。結果として、うちは要らないところがあったときに、さあ、それをどうするかというのは問題として残るわけです。そのときも国の都合で全部押しつけるんですよということをやるかどうかというのは、これはちょっと今の段階ではまだ考えておりません。

そんなこともあるものですから、もう全部廃止という言葉が表現としてなじむかどうかというのは、私も実はためらいがあるところでありまして、決して後退とか、何かうやむやにするとかというところで表現を変えたということではありませ

○柿澤委員 そうであるならば、国の出先機関の原則廃止という言葉遣いは今すぐおやめになられた方がいい、こういうふうに思います。

ハローワークのことについて伺いをいたします。

議論の経過を見ていますと、一度は職業紹介や雇用保険給付等の窓口事務を地方移管する案がまとまりかけたというふうにも言われていたんですけども、結果として、三年程度、国と地方が一体運営、こういうことに後退をしました。連合や労働組合出身の議員が地方移管に強く反対した、こういうことも報じられております。

これだけを見ると、官公労に言われて地方移管を後退させたのか、こういうふうにも思えます。いやいや、そうではないよ、国と地方の一体運営をやつて、三年後には地方移管できるようになるかもしれないよ、こういうことであるかもしれないが、これについては、片山大臣は昨年の十二月の段階で、全面移管は自信がない、こういうふうにもおっしゃっております。

すると、このハローワークの地方移管というのはもうやらない、こういうことでしょうか。

○片山国務大臣 ハローワークは、知事会等からは移管を受けたいという一つの重要な要素になっ

ておりました。

これについて、具体的にこれをどうするかというところを関係省それから自治体側ともなる協議、相談をしたのでありますけれども、最後まで懸念として残りましたのは、一つは、全国的なネットワークシステムをどうやって維持するのかということでありまして、今は厚生労働省が出先を通じて一元的に管理しておりますから全国的なネットワークは形成されておりますが、これが各都道府県単位に分解されたときに有機的なネットワークシステムが構築できるかどうかということに、できるといふ意見もあるんですけども、それが果たして本当にできるかどうかという懸念もありまして、そここの決着がつかなかったということが一つあります。

私がこの問題で一番自信がないと申し上げましたのは、職業紹介というのはいろいろな他の分野と結びついていっているんですけども、一番重要なのは雇用保険であります。この雇用保険と職業紹介というものを全く切り離してしまう、雇用保険は国の方に残して職業紹介だけを地方に移管するということは、これは私は難しいだろうと思っております。

従来、地方事務官制だったときには、今のハローワーク、すなわち職業紹介の機能と雇用保険の機能とは、実はいずれも都道府県に属していたんです。これを地方事務官制度という、いささか特異な制度で国が統括をしていたということがあったのであります。

したがって、そういう仕組みにまた戻すのであれば、地方事務官制度というものを復活するということはあり得るんですけども、そうではない形で、今の国と都道府県との関係を、原則を維持したままで職業紹介は地方に、雇用保険は国にというのは、いろいろな意味で都合が生じてきます。いや、自分たちが雇用保険の窓口はやるよと言われるんですけども、では、その結果の財政負担はどうするんですかという話になりますと、いや、それは国だという話になるわけなんです。それではモラルハザードを起こす可能性がな

いわけではない。

私も真剣に考えました。これは一部言われておりますような、組合の皆さん、関係の深い議員の皆さんから圧力をかけられたらどう、こう言われる方もおられます。そんな圧力は全く皆無であつたと言つてもいいかもしれませんけれども、私は自分なりに、いろいろな方と意見交換をして、私の良心でもって今回の取り扱いを判断したものであります。

これを二、三年程度やってみる。やってみるといふのは、県と厚生労働省とが協力しながらいろいろなことをやってみて、それでうまくいけばいいわけです。どっちが所管しよう、これは該当の国民の皆さんにとつて質の高いサービスが提供できれば一番いいわけでありまして、それができるかどうか。それができないといったときに、では次のステップで移すということも視野に入れて、今、いささか妥協的と言われるかもしれませんが、そういう形態をしばらくとつてみようというようにしたわけでありまして。

○柿澤委員 今お話が出ました、例えば労働保険の雇用勘定、こうしたことをどうしていくかというところについて、最後に一つだけ、資料をちょっとお配りしましたのでごらんをいただきたいと思

います。

国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論というP H P総合研究所のペーパーなんです。これをみると、出先機関の事務というのは特別会計で担う事務が大部分なんです。二〇〇七年時点で数えると、二十八の特別会計のうち十四が出先機関と関連をしている。特別会計には、権限、財源、人間、いわゆる三ゲンが張りついている。そして資産と負債がセットで張りついているわけ

です。

道州制の導入を前提に、国の特別会計の事務事業を一つ一つ、国が引き続き官営で行うべきものを、廃止するもの、民間委託できるもの、道州移管が可能で官営、民間委託、こういうふうな仕分けをしていったのが今お配りしている表であり

ます。

仕分けの上で道州移管が可能な事務事業を、人、物、金、セットで道州に移管すると、結果的に、出先機関を中心に、特会職員八万人のうち六万人を移管できる、こういう結果が出てまいりました。これに関して、雇用保険に関する事務は基本的には地方でできるだろう、道州制の導入を前提に、こういう仕分けもされているところ

です。

特別会計の資産、負債をセットで移管するという形でやると、移管後の道州の資産は五十一兆円、負債は十七兆円ということになって、形の上ではストックベースで資産超過になるんですね。こういうことをやっていく上でも、広域行政機構という、法的な位置づけあるいは権限のある意味であまいなものではなくて、広域行政政府である道州をしっかりとつくる。地域主権型道州制、まさに霞が関を解体して、その事務、権限を移譲していく。こういう姿を将来のビジョンとして改めて掲げる必要があるというふうに思います

が、片山大臣の見解をお聞かせください。

○片山国務大臣 道州制も視野にないわけではありませんが、当然、日本の国柄の将来の図として、道州制というものは構想されてしかるべきだと思いますが、現時点で道州制というものを具体的に進めるといふ段階ではないと私は思っております。

といえますのは、自治体が抱える問題というのはいろいろありまして、一つは、例えば、市町村合併のときにこれは指摘されたことですが、基礎的自治体としての区域が小さ過ぎるのではないかと、もつと大規模にして、受け皿として大きくすべきじゃないかという問題が指摘されました、それがかなりクローズアップされましたが、

本当はもう一つ、質がちゃんと高いですかという指摘もあるのです。それが最近、地方議会などをめぐって出ている問題であります。

これは、都道府県にも同じことが実はあるんです。区域が小さいのではないですか。今の区域

というのは明治二十三年にできた区域を基本としておりますから、そのときと社会経済情勢や交通や通信が変わった現在、違うんじゃないですかというのはいくらでもあります。もつと区域が広くあつてしかるべきではないですかというのはいくらでもあります。けれども、しからば、質は本当に万全ですかという問いかけもあるんです、都道府県であつても。今の質があえて悪いとは申しませんけれども、質を今のままにして、単に区域だけ大きくすることで問題が解決できますかという問題指摘があつて、私は、その問題指摘はかなり当たつていふと思ふんです。

ですから、物事を画面進めていかなきゃいけないので、町村合併のときには規模の問題ばかりを言つて質の問題を置き去りにしましたから、本当はここで、都道府県も市町村もあわせて質の問題、透明性とか、民意との接点とか、住民の皆さんからの信頼度とか、そういう自治体の質の問題にもつと焦点を当てる時期ではないかと私は思つております。

○柿澤委員 国が目標とする姿を持たずに地方の自発的な意思に任せる、こういうやり方でやつていくと、結果として、出先機関の地方移管というのは遅々として進まない、しかも、地方の側がいろいろと取りをしていく、こういうことになつてしまふと思ひます。

だからこそ、私たちは、道州制の基本法をつくつて、そして霞が関の解体を中央政府から仕掛けていく必要がある、そして、一定のプログラムに基づいてこうした地方への事務、権限、財源の移譲というものを進めていく必要がある、こういうことを申し上げていくわけです。

このことについては、また議論を重ねてまいりたいと思ひます。

終わります。ありがとうございました。

○原口委員長 この際、五分間休憩いたします。

午後四時十二分休憩

午後四時十九分開議

○原口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治及び地方税財政に関する件について調査を進めます。

この際、平成二十三年地方財政計画について説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○片山国務大臣 平成二十三年地方財政計画の概要について御説明を申し上げます。

本計画の策定に際しては、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、国の取り組みと基調を合わせつつ、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加を適切に反映するとともに、地域の活性化、雇用、子育て施策等に取り組むために必要な経費を増額計上しております。その上で、財政運営戦略に基づき、交付団体初め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成二十二年の水準を下回らないよう確保することを基本としております。

あわせて、地方財政の健全化を図る観点から、交付税特別会計借入金について、償還計画を新たに作成した上で、着実な償還を行うこととしております。

引き続き生じます財源不足につきましては、適切な補てん措置を講じることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針のもとに、平成二十三年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、八十二兆五千五百四十四億円となっております。

以上が、平成二十三年地方財政計画の概要であります。

○原口委員長 以上で説明は終わりました。

○原口委員長 次に、内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び公害の防止に関する事業に係る

国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

（本号末尾に掲載）

○片山国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における扶養控除の見直し、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引き下げ、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。個人住民税につきましては、成年扶養控除の対象者を成年扶養親族のうち、年齢六十五歳以上七十歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等や合計所得金額が五百万円未満の納税義務者の成年扶養親族とするほか、退職所得に係る一〇％税額控除を廃止することとしております。また、寄附金税額控除の適用対象に、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち、都道府県または市区町村が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用

下限額を二千元に引き下げるものとしております。

その二は、納税環境の整備であります。納税者が更正の請求を行うことができる期間を五年に、課税庁が更正及び決定を行うことができる期間を五年に、それぞれ延長することとしております。また、脱税犯及び秩序犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直しを行うものとしております。

その他、税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行うものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特別措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要が

あります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成二十三年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税の法定率分に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う等の加算額一兆八千五百五十億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特別加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払い額を控除した額十七兆三千七百三十四億円とすることとしております。

次に、交付税特別会計借入金を平成二十三年度から平成六十二年までの各年度において償還することとするもの、平成二十四年度から平成三十八年度までの間における国の一般会計から同特別会計への繰り入れに関する特例等を改正することとしております。

さらに、平成二十三年度から平成二十五年度ま

での間における措置として雇用対策・地域資源活用推進費を設けるほか、平成二十三年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

また、地方交付税の算定方法の見直しの一環として、地方交付税総額における特別交付税の割合を、現在の六％から、平成二十三年度においては五％に、平成二十四年度以降においては四％に順次改め、普通交付税に移行するとともに、大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例を設けることとしております。

あわせて、平成二十三年度から平成二十五年年度までの間に限り、地方財政法第五条の規定により起す地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債を起すことができるとする旨の特例を設けることとしております。

そのほか、平成二十三年度における子ども手当の支給等に伴い地方特例交付金制度を改正することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、公害の防止に関する施策の推進を図るため、地方公共団体が行う公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担または補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置を講ずることを目的として昭和四十六年五月に制定されたものでありますが、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととなっております。

政府としましては、公害の防止のための事業を推進してきたところでありますが、関係地域の実情等にかんがみ、平成二十三年度以降も引き続き公害防止対策事業の促進を図るために国の財政上の特別措置を継続する必要があると考えておりま

す。
次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の適用期限を十年間延長し、平成三十三年三月三十一日までとするともに、廃棄物処理施設の設置の事業等について、法律の対象事業から除くこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○原口委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条・第二十二條」を「第二十一条」第二十二條の二に、「第七十二條の四十九の六」を「第七十二條の四十九の十」に、「第七十二條の四十九の七」を「第七十二條の四十九の十一」に改める。

第十五條の九第三項中「第二十條の九の三第四項ただし書」を「第二十條の九の三第五項ただし書」に改める。

第十六條の四第十二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十七條の四第一項第二号中「不服申立て」の下に「又は訴え」を加える。

第十七條の五第一項中「決定又は賦課決定」

を「又は決定」に、「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条同条第六項とし、同条第三項中「道府県民税及び市町村民税の均等割(第二十六條第一項及び第三百十二條第一項に規定する法人に対して課するものに限る。若しくは法人税割に係る更正若しくは決定、道府県民税の利子割、法人の行う事業に対して課する事業税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は」を削り、「固定資産税若しくは」を「固定資産税又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「課税標準若しくは」を「課税標準又は」に改め、「更正若しくは」及び「又は加算金の額を減少させる加算金の決定」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十條の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することが出来る。当該更正に伴う加算金の決定をすることが出来る期間について、も、同様とする。

3 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

第十八條第一項中「本款」を「この款」に改め、同項第一号中「前条第一項第一号」を「第十七條の五第二項又は前条第一項第一号」に、「第二号又は」を「第二号若しくは」に、「同条第一項第一号」を「第十七條の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号」に、「又は同条第三項各号」を「若しくは同条第三項各号」に改める。

第十八條の四第一項中「第二章」の下に「(第八條を除く。）」を、「第三章」の下に「(第十四條を除く。）」を加える。

第十九條中「本款」を「この款」に改め、同条第

五号中「第七十二條の四十九第一項」を「第七十二條の四十八の二第一項」に改める。

第二十條の九の三第一項中「一年」を「五年」に改め、同条第五項中「から第三項まで」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を地方団体の長に提出しなければならない。

第二十二條中「調査」の下に「(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収」を加え、「その」を「これらの」に、「三十万円」を「百万円」に改め、第一章第十五節中同条の次に次の一条を加える。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第二十二條の二 第二十條の九の三第三項に規定する更正請求書に偽りの記載をして地方団体の長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とす

る場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条第一項第四号中「第四十二」条の四の下に「第四十二」条の十二（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）を加え、「の規定の」を「及び第四十二」条の十二の規定の」に改め、同項第四号の三中「（租税特別措置法第六十八條の九の下に「及び第六十八條の十五」を加え、「及び租税特別措置法第六十八條の九」を並びに租税特別措置法第六十八條の九、第六十八條の十五及び第六十八條の十五の二に改め、同項第四号の四中「第六十八條の十二」第七項を削り、同項第八号中「第六條の三」第一項を「第六條の四第一項」に改め、同項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十歳未満の者をいう。
九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十歳以上七十歳未満の者をいう。
九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。
イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者
ロ 所得税法第二條第一項第三十二号イからハまでに掲げる者
ハ 障害者
ニ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九條第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（ホにおいて「要介護認定等」という。）を受けている者
ホ 道府県民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況として居る者又はこれに準ずると認められる者
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者
九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

九の五 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、前年の合計所得金額が五百万円未満である道府県民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。
第二十四條の二第一項中「第五十三條第十九項の下に「第五十三條の三」を加え、同条第五項の表第五十三條第四十四項の項中「第五十三條第四十四項」を「第五十三條第四十三項」に改める。
第二十六條の見出しを「（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る質問検査権）に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項の下に「及び第三項」を加え、「質問又は検査」を「道府県民税の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 道府県民税の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
第二十七條第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号を次のように改める。
二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
第二十七條第二項中「同じ。」を含む。第五十條第五項、第六十九條第四項、第七十條第二項、第七十一條の十六第三項、第七十一條の二十四項、第七十一條の二十一第二項、第七十一條の三十七第三項、第七十一條の四十一第四項、第七十一條の四十二第二項、第七十一條の六十一第四項及び「を」同じ。）を含む。第五十條第五項、第六十九條第四項、第七十條第二項、

第七十一條の十六第三項及び第四項、第七十一條の二十四項、第七十一條の二十一第二項、第七十一條の三十七第三項及び第四項、第七十一條の四十一第四項、第七十一條の四十二第二項、第七十一條の六十一第四項並びに「若しくは使用人」を「使用人」に改める。
第三十條第一項中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「代表者」の下に「人格のない社団等の管理人を含む。」を加え、「若しくは使用人」を「使用人」に改める。
第三十一條中「三万円」を「十万円」に改める。
第三十二條第八項中「当該純損失」を「当該純損失の金額」に改め、「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の道府県民税について連続して」に改め、「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたものを含む。」及び「連続して」を削り、同条第九項中「第四十五條の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項」を「第四十五條の二第一項又は第三項」に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで）に提出した場合を含む。」において「を」を提出し、かつ「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたものを含む。」を削り、同条第十一項中「同法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。
一 前年中の所得税法第二十八條第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合
同条第二項に規定する給与所得控除額

の二分の一に相当する金額
二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円
第三十四條第一項第十一号を次のように改める。
十一 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額
イ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三十三万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族について）は、当該納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額
ロ 特定扶養親族 四十五万円
ハ 老人扶養親族 三十八万円
第三十四條第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族」を削り、「（時の現況による）」の下に「ものとし、同項第九号の三ホに規定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況による」を加える。
第三十七條第一号イの表（中）「控除対象扶養親族」の下に「（特定成年扶養親族以外の成年扶

養親族）」を加える。

養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。

第三十七条の二第二項中「五千円」を「二千円」に改め、同項第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金次号に掲げる寄附金を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

第三十七条の二第二項中「五千円」を「二千円」に改め、同条に次の三項を加える。

3 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

4 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿、各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

5 道府県知事は、第一項（同項第四号に掲げ

る寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

第四十一条第二項中「第三百二十四条、第三百二十八条の十六第一項及び第三項から第五項まで」を「第三百七十七条の四（第三百七十七条の二第一項から第五項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者に係る部分に限る。）、第三百二十四条、第三百二十八条の十六第一項及び第三項から第六項まで」に改める。

第四十五条の二第二項ただし書中「第三十七条の二」を「第三十七条の二第一項同項第四号に掲げる寄附金（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。及び第二項に改め、同項第七号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第二十四条第一項第一号の者は、第三十七条の二第二項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、第三百七十七条の二第五項に規定する申告書と併せて賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

第四十五条の三の二第二項第一号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）」を加える。

第五十条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠べいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四項中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第五項中「二十年」を「二十年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第五十条の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第五十二条第二項第四号中「次条第三十項、第三十一項、第三十三項及び第三十六項」を「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び第三十五項」に改める。

第五十三条第一項中「第三十項及び第三十一項」を「第二十九項及び第三十項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第二項中「第三十六項」を「第三十五項」に、「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第三項中「第四十四項」を「第四十三項」に改め、同条第五項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二」を「第四十三」に改め、同条第六項第二号中「第三十六項」を「第三十五項」に改め、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二」を「第四十三」に改め、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二」を「第四十三」に削り、同条第十三項中「七年内」を「九年内」に、「前七年

内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二」を「第四十三」に削り、同条第十六項中「七年内」を「九年内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中「第二十」を「第二十三」に改め、同条第二十五項中「第三十五」を「第三十四」に、「第三十六」を「第三十五」に改め、同条第二十八項中「同項」を「又は」に改め、同条第二十八項中「同項」を「又は」に改め、同条第二十九項を削り、同条第三十項中「（昭和四十四年法律第四十六号）」を削り、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「第四十一」を「第四十」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「第四十一」を「第四十」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「第三十」を「第二十九」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「第四十一」を「第四十」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十三項中「第三十」を「第二十九」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「第三十」を「第二十九」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「第三十」を「第二十九」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「第三十九」を「第三十八」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「第三十九」を「第三十八」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条中第

三十八項を第三十七項とし、第三十九項から第四十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第四十二項中「第三十項又は第三十一項」を「第二十九項又は第三十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項中「第四十項」を「第三十九項」に、「第四十一項」を「第四十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十四項を同条第四十三項とし、同条第四十五項中「第四十九項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十六項を第四十五項とし、第四十七項を第四十六項とし、同条第四十八項中「第四十五項若しくは第四十六項」を「第四十四項若しくは第四十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十九項を第四十八項とし、第五十項から第五十二項までを一項ずつ繰り上げる。

第五十三条の二に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第五十三条の二の次に次の一条を加える。

(法人の道府県民税に係る故意不申告の罪)

第五十三条の三 正当な事由がなく第五十三條第一項、第二項、第四項又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者(人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十四條第一項中「又は代理人若しくは」を「(法人課税信託の受託者である個人を含む)」、代理人」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を「使用人」に、「外を」は「か」に改める。

第五十五條の二第二項中「第六十六條の四第十五項第一号」を「第六十六條の四第十八項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第五十五條の三第一項中「第六十六條の四第十五項第一号」を「第六十六條の四第十八項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第五十五條の四第一項中「第六十八條の八十八第十六項第一号」を「第六十八條の八十八第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第五十五條の五第一項中「第六十八條の八十八第十六項第一号」を「第六十八條の八十八第十九項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第六十二條第一項中「除く」の下に「第三項において同じ」を、「代表者」の下に「人格のない社団等の管理人及び」を、「含む」の下に「第三項において同じ」を加え、「又は代理人若しくは」を、「代理人」に、「五年」を「十年」に、「百万円」を「千万円」に改め、「若しくは料金を」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二

項中「百万円」を「千万円」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「代表者」の下に「(人格のない社団等の管理人を含む)」を加え、「若しくは使用人」を「使用人」に改め、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第五十三條第一項、第二項、第四項又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の道府県民税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第六十五條の二第二項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十項」を「同条第四十項」に改める。

第六十九條第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四項中「若しくは使用人」を「使用人」に改める。

第七十條第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を「使用人」に改める。

第七十一條の十六第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第三項中「本条」を「同項」に改め、同条第四項中「前

項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十一條の二十第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一條の二十一第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十一條の二十六第一項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に、「あん分して」を「按分して」に改める。

第七十一條の三十七第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第三項中「本条」を「同項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十一條の四十一第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一條の四十二第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十一條の五十七第一項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第三項中「若しくは使用人」を「使用人」に、「本条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十一条の六十一第一項中「隠ぺいしを「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一条の六十二第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「罰金刑」に改める。

第七十二条の二の二第一項中「第七十二条の三十八まで」の下に、「第七十二条の四十九」を加え、「第七十二条の四十九の六」を「第七十二条の四十九の十」に改める。

第七十二条の七の見出しを「(徴税吏員の事業税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九の六第一項第一号」を「第七十二条の四十九の六第一項第六号、第七十二条の四十九の十第一項第一号」に改め、「第七十二条の六十三第一項」の下に、「第七十二条の六十三の二第一項第六号」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む)」の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「及び第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の八第二項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。
二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなく、これに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の八第二項中「第七十二条の三十七、第七十二条の四十九の三第一項及び第三項」を「第七十二条の三十七第一項及び第二項、第七十二条の四十九第二項、第七十二条の四十九の三第一項、第三項及び第五項」に、「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める。

第七十二条の十第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。
第七十二条の十一中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十二条の二十三第一項ただし書中「第五十七條第七項及び第八項」を「第五十七條第八項及び第九項」に、「第五十八條第三項」を「第五十八條第四項」に改め、同条第二項第四号中「(平成九年法律第百二十三号)」を削り、同条第三項中「七年」を「九年」に、「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の二十四の二第四項中「保険の各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た」を「次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 保険業法第三條第四項第一号及び第二号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の十六を乗じて得た金額
二 保険業法第三條第五項第一号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の二十六を乗じて得た金額

第七十二条の二十四の十一第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「すべて」を「全て」に、「次項及び第三項」を「(以下この項から第三項まで)」に、「計算したときは」を「計算した場合」に、当該附加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないとき

に限り」に改める。
第七十二条の三十三の二第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

第七十二条の三十三の二第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日を記載しなければならない。

第七十二条の三十六中「二十万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を「使用人」に改める。

第七十二条の三十八第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を「使用人」に改める。

第七十二条の三十九の二第二項中「第六十六條の四第十五項第一号」を「第六十六條の四第十六項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六條の四第十五項第一号」を「第六十六條の四第十六項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八條の八十八第十六項第一号」を「第六十八條の八十八第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。
第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八

條の八十八第十六項第一号」を「第六十八條の八十八第十九項第一号」に改め、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の四十九中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定による更正の請求をしようとする法人は、その請求に係る更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該更正後の同項に規定する課税標準等又は税額等その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を関係道府県知事に提出しなければならない。

第七十二条の四十九を第七十二条の四十八の二とし、同条の次に次の一条を加える。
(虚偽の更正の請求に関する罪)

第七十二条の四十九 前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の四十九の三第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、「又は代理

人若しくは」を「代理人」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「若しくは使用人」を「使用人」に改め、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十二条の四十九の五の見出しを「(総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改め、「指定する者」の下に「(以下この条から第七十二条の四十九の十までにおいて(総務省指定職員」という。を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、「質問

又は検査」を「(総務省指定職員)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の四十九の十四を第七十二条の四十九の十八とする。

第七十二条の四十九の十三第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第四項中「第七十二条の四十九の十一」を「第七十二条の四十九の十五」に改め、同条を第七十二条の四十九の十七とする。

第七十二条の四十九の十二を第七十二条の四十九の十六とする。

第七十二条の四十九の十一中「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十五とする。

第七十二条の四十九の十を第七十二条の四十九の十四とし、第七十二条の四十九の九を第七十二条の四十九の十三とする。

第七十二条の四十九の八第十一項中「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第二項」に改め、同条を第七十二条の四十九の十二とする。

第七十二条の四十九の七を第七十二条の四十九の十一とする。

第七十二条の四十九の六第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第七十二条の四十九の五第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の四十九の六第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項」に、「(総務省の職員を(総務省指定職員)」に改め、第二章第二節第二款中同条を第七十二条の四十九の十とする。

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等)

第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項各号に掲げる者(以下この条及び次条において「納税義務者等」という。に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者等(納税義務者(前条第一項第一号に掲げる者)をいう。以下この項及び第七十二条の四十九の八において同じ。について税務代理人(税理士法昭和二十六年法律第二百三十七号)第三十条(同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。)の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項、第七十二条の四十九の八第四項、第七十二条の六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第四項において同じ。がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開始日(質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。を開始する日)をいう。以下この条において同じ。前に交付する旨を通知した上で、当該書面を調査開始日前に交付するものとする。

一 調査を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨(調査の相手方が納税義務者である場合に限る。)

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

3 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた納税義務者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2 前項の場合において、総務大臣は、実地の

(事前通知をしない場合の書面の交付)

第七十二条の六十三の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記載した書面を交付するものとする。

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了通知)

第七十二条の六十三の四 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定が必要であると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を書面により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴

わない調査の場合には、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り同項の規定による通知をするものとする。

4 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合には、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、当該税務代理人への通知を行うことができる。

(政令への委任)

第七十二条の六十三の五 第七十二条の六十三から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の六十四第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第七十二条の六十三第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の六十四第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の六十三第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改める。

第七十二条の六十九第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十二条の七十第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十二条の八十四の見出しを「(徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、「質問又は検査」

を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の八十五第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の八十五第二項中「第七十二条の九十五第三項」を「第七十二条の九十五第六項」に改める。

第七十二条の九十に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第七十二条の九十一第一項及び第七十二条の九十二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条の九十五第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によつて、譲渡割の全部又は一部を免れた者

二 偽りその他不正の行為によつて、第七十二条の八十八第二項又は第三項の規定による還付を受けた者

第七十二条の九十五第五項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項」の下に、「第二項又は第四項を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同

条第七項とし、同条第三項中「第一項」の下に、「第二項又は第四項」を加え、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項の免れた税額又は還付を受けた金額」を「第一項第一号の免れた税額若しくは同項第二号の還付を受けた金額又は前項の犯罪に係る還付を受けようとした金額」に、「五百万円」を「千万円」に、「同項」を「当該各項」に、「又は還付を受けた金額又は還付を受けようとした金額に相当する額」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4 第一項第一号に規定するもののほか、第七十二条の八十八第一項の規定による申告書、その提出期限までに提出しないことにより、譲渡割の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十二条の九十五第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号の罪の未遂(第七十二条の八十八第二項に規定する申告書を提出した者に係るものに限る。)は、罰する。

第七十二条の百二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条の百七第一項及び第七十二条の百八中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第七十二条の百九第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「本条」を「同項」に改める。

第七十二条の百十第一項中「五年」を「十年」

に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「本条」を「同項」に改める。

第七十三条の四第一項第四号の四中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。

第七十三条の八の見出しを「(徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十三条の九第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第七十三条の十一第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第七十三条の十二中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十三条の十四中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、第十一項を削り、第十二項を第九項とし、第十三項を削り、第十四項を第十項とする。

第七十三条の十九第一項中「五万円」を「二年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十三条の二十中「三万円」を「十万円」に改める。

第七十三条の二十七の四の見出し中「市街地

再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「再開発会社」を「都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下この条において「再開発会社」という。))」に、「第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。))の施行に伴い同法」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同項を同条第一項とし、同条第八項を同条第二項とし、同条第九項から第十二項までを削る。

第七十三条の二十七の五を削る。

第七十三条の二十七の六第一項中「及び次条」及び「。次項において同じ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間(当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間)を限り、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

第七十三条の二十七の六に次の一項を加える。

3 第七十三条の二十五第二項から第四項まで、第七十三条の二十六及び第七十三条の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第七十三条の二十七の六を第七十三条の二十七の五とする。

第七十三条の二十七の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を

削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第七十三条の二十七の六とする。

第七十三条の二十七の八及び第七十三条の二十七の九を削る。

第七十三条の三十第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「免かれた」を「免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七十三条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、不動産取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十三条の三十に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十三条の三十七第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七十四条の五中「千五百四円」を「八百六十

円」に改める。

第七十四条の七の見出しを「(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第七項中「又は第三項」を「第三項又は第六項」に、「質問若しくは検査又は採取」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十四条の八第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第七十四条の八第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十四条の十二の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十四条の十二の二 道府県は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第七十四条の十五第一項及び第二項中「三年」を「十年」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項に規定するもののほか、第七十四条

の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第七十四条の十五に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第七十四条の十八第一項中「一」を「いずれかに」、「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十四条の二十八第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十四条の二十九第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第七十五条の二第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第七十七条の見出しを「(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項の下に」又は第四項を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところ

により、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十八条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第八十条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第八十一条中「三万円」を「十万円」に改める。

第八十五条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「六月」を「一年」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「一」を「いずれかに」に改める。

第八十六条第一項中「三年」を「五年」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「この条を」同項に改め、同条に次の一項を加える。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第九十五条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第九十六条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第一百七条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第一百二十四条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)
第二百二十四条の二 道府県は、自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなく第二百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二百二十七条第一項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「この条を」当該各項に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第二百二十二条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、自動車取得税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第三百七条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第三百八条第二項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第四百四条の十一の見出しを「(徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第六項中「又は第三項」を「第三項又は第五項」に、「当該徴税吏員」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百四条の十二第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第四百四条の十二第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百四条の十七第一項中「三十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百四条の十九第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四百四十四条の二十六第一項中「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第四百四十四条の二十八第一項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百四十四条の三十三第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「三年」を「七年」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に、「二百万円」を「三百万円」に改め、同条第四項中「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第四百四十四条の三十七第一項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百四十四条の三十八の見出しを「(総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「指定する職員」の下に「(以下この条から第四百四十四条の三十九までにおいて「総務省指定職員」という。)」を加え、「検査させる」を「検査させ、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めさせる」に改め、同条第二項及び第三項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「又は第二項を」、「第二項又は前項に」、「当該職員」を「(総務省指定職員)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
第四百四十四条の三十八の次に次の四条を加える。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等)

第四百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項各号に掲げる者(以下この条及び次条において「調査対象者」という。)に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第四百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該調査対象者(元売業者等)前条第一項第一号に掲げる者をいう。以下この項及び第四百四十四条の三十八の四において同じ。)について税務代理人(税理士法第三十条(同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。))の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第四百四十四条の三十八の四第四項において同じ。)がある場合には、当該税務代理人を含む。次条第二項において同じ。)に對し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開始日(質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。))を開始する日という。以下この条において同じ。)前に交付する旨を通知した上で、当該書面を調査開始日前に交付するものとする。

- 一 調査を開始する日時
 - 二 調査を行う場所
 - 三 調査の目的
 - 四 軽油引取税に関する調査である旨(調査の相手方が元売業者等である場合に限る。)
 - 五 調査の対象となる期間
 - 六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
 - 七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、当該調査対象者の

の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

3 総務大臣は、第一項の規定による書面の交付を受けた調査対象者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認めることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。

(事前通知をしない場合の書面の交付)
第四百四十四条の三十八の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である調査対象者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他軽油引取税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である調査対象者に対し、前条第一項各号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記載した書面を交付するものとする。
(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了通知)
第四百四十四条の三十八の四 総務大臣は、軽油引取税に関する実地の調査を行った結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四

条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められない場合には、元売業者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められない旨を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められる場合には、元売業者以外の者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められる旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、軽油引取税に関する調査の結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められる場合には、当該元売業者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができる」と認められる旨及びその理由を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められない場合には、当該元売業者以外の者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、実地の調査を伴わない調査の場合には、当該元売業者等からの求めがあつた場合に限り同項の規定による通知をするものとする。

4 実地の調査により質問検査等を行った元売業者等について税務代理人がある場合には、当該元売業者等への第一項又は第二項に規定する通知に代えて、当該税務代理人への通知を行うことができる。
(政令への委任)

第四百四十四条の三十八の五 第四百四十四条の三十八から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

第四百四十四条の三十九の見出し中「職員」の下に「行」を加え、同条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「前条第一項」を「第四百四十四条の三十八第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第四百四十四条の三十八第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百四十四条の三十九第一項第三号中「前条第一項」を「第四百四十四条の三十八第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百四十四条の四十一 第一項から第三項までの規定中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「千万円」に改め、同条第四項中「五十万円」を「千万円」に、「当該各項の罰金」を、「当該各項の罰金」に改め、同条第六項中「規定により第一項から第三項まで」の下に「又は第五項」を加え、「それぞれ第一項から第三項まで」を「これらの項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項まで」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項に規定するもののほか、第四百四十四条の十八第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、同条の規定によつて納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた納税者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額

は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第四百四十四条の五十二 第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第四百四十四条の五十三 第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百五十三 第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第四百五十四 第一項中「三十万円」を「十万円」に改める。

第四百五十五条の見出しを「徴税吏員の自動車税に関する調査に係る質問検査権」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項の下に」又は「第四項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百五十六 第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百五十八 第一項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

第四百五十九 第一項中「三十万円」を「十万円」に改める。

第四百六十 第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免

れた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料料」を「罰金及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「免れた」を「免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「これを」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は「第三項」を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第四百五十二 条第一項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、自動車税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第四百六十 条に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第四百六十八 第一項中「免れる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第四百六十九 第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第四百七十六 第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第四百八十七 第一項中「三十万円」を「十万円」に改める。

第四百八十八 第一項中「免れる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を

求める」に改め、同条第四項中「第一項の下に」又は「第三項」を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百八十九 第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百九十一 第一項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

第四百九十二 第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免れた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料料」を「罰金及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「免れた」を「免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「これを」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は「第三項」を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第四百八十五 条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、鉅区税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える

額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第百九十二条に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第百二一条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百二一条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百六十四条の見出しを「(徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項」の下に「又は第四項を加え、」質問又は検査を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百六十五条第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

第百六十七条第一項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

第百六十八条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百七十二一条第一項中「五十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第百七十三条中「三万円」を「十万円」に改める。

第百八十一条第一項中「詐偽を偽りに」、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項に規定するもののほか、第百七十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、道府県法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第百八十一条に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第百八十六条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第百八十七条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

の四」の下に、「第四十二条の十一(同条第一項第六項及び第七項を除く。)」を加え、「の規定の」を「及び第四十二条の十二の規定の」に改め、同項第四号の三中「(租税特別措置法第六十八条の九の下に)及び第六十八条の十五」を加え、「及び租税特別措置法第六十八条の九」を並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二に改め、同項第四号の四中「第六十八条の十二第七項」を削り、同項第八号中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改め、同項第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の五号を加える。

九 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十歳未満の者をいう。

九の二 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

九の三 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 所得税法第二条第一項第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 市町村民税の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

九の四 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

九の五 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、前年の合計所得金額

が五百万円未満である市町村民税の納税義務者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

第百九十四条の二第一項中「第三百二十一条の八第十九項」の下に、「第三百二十一条の八の三」を加える。

第百九十八条の見出しを「(徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第百九十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

第百九十九条第二項中「同じ」を含む。第百九十七条の七第二項、第三百二十四条第四項、第三百二十八条の十六第四項及び第五項、第三百三十二条第四項並びに、「管理人を含む。第三百三十七条の七第二項、第三百二十四条第四項を「管理人を含む。第三百三十七条の七第二項、第三百二十四条第七項」に改める。

第百三十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改め、同条第二項中「代表者」の下に「(人格のない社団等の管理人を含む。)」を加える。

第百三十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百十三条第八項中「当該純損失を」を「当該純損失の金額」に改め、「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）に」を削り、「その後において」を「当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度の市町村民税について連続して」に改め、「その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで」に提出されたものを含む。及び「連続して」を削り、同条第九項中「第三百十七条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した同条第一項又は第三項を」第三百十七条の二第一項又は第三項に、「提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認めるときは、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで）に提出した場合を含む。」において「提出し、かつ」に改め、「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたものを含む。」を削り、同条第十一項中「同法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額を」次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前年中の所得税法第二十八條第一項に規定する給与等（次号において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額
二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円
第三百十四条の二第一項第十一号を次のように改める。

十一 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき、次のイからハまでに掲げる控除対象扶養親族の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額
イ 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族

及び成年扶養親族 三十三万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、当該納税義務者の前年の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十三万円から当該納税義務者の前年の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十三に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の端数が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）
ロ 特定扶養親族 四十五万円
ハ 老人扶養親族 三十八万円
第三百十四条の二第五項中「第一項第十一号」を「第一項第十一号ハ」に改め、同条第九項中「特定扶養親族を」年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族に改め、「若しくはその他の控除対象扶養親族を削り、」時の現況による」の下に「ものとし、同項第九号の三ホに規定する要介護認定等を受けている者が同日前に既に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況による」を加える。

第三百十四条の六第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族」の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。
第三百十四条の七第二項中「五千円」を「二十円」に改め、同項第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）を加え、同項に次の一号を加える。

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
第三百十四条の七第二項中「五千円」を「二十円」に改め、同条に次の三項を加える。
3 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。
4 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。
5 市町村長は、第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

第三百十七条の二第一項ただし書中「第三百十四条の七」を「第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第五項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第二項」に改め、同項第七号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）を加え、同条第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
5 第二百九十四条第一項第一号の者は、第三百十四条の七第一項（同項第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。
第三百十七条の三の二第一項第二号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である給与所得者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）を加える。
第三百十七条の三の三第一項第二号中「扶養親族」の下に「（前年の合計所得金額が五百万円以上である公的年金等受給者にあつては、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）を加える。
第三百十七条の四第一項中「から第四項まで」を「から第五項まで」に、「同条第六項若しくは第七項」を「同条第七項若しくは第八項」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「代表者」の下に「（人格のない社団等の管理人を含む。）を加える。
第三百十七条の五中「同条第六項若しくは第七項」を「同条第七項若しくは第八項」に、「三万円」を「十万円」に改める。
第三百十七条の七第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。
第三百二十一条の八第五項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二条の七第七項」を削り、同条第七項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七

年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第九項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二條の七第七項」を削り、同条第十項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第十二項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二條の七第七項」を削り、同条第十三項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内事業年度」に改め、同条第十五項中「七年」を「九年」に改め、「第四十二條の七第七項」を削り、同条第十六項中「七年以内」を「九年以内」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改め、同条第二十二項中第二十條の九の三第六項に改め、同条第二十六項から第二十八項までの規定中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三百二十一條の八の二に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第三百二十一條の八の二の次に次の一條を加える。

（法人の市町村民税に係る故意不申告の罪）

第三百二十一條の八の三 正当な事由がなく第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項又は第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合においては、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人

を含む）。又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百二十一條の九第一項中「又は代理人若しくは」を「（法人課税信託の受託者である個人を含む）、代理人」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「若しくは使用人」を「使用人」に、「外」を「ほか」に改める。

第三百二十一條の十一の二第二項中「第六十六條の四第十五項第一号」を「第六十六條の四第十八項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三百二十一條の十一の三第一項中「同条第十六項第一号」を「同条第十九項第一号」に、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三百二十四條第一項中「除く」の下に「第三項において同じ」を加え、「五年」を「十年」に、「百万円」を「千万円」に改め、「若しくは料料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同条第九項とし、同条第五項中「第一項」の下に「第三項又は第五項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「又は第二項」を「第三項又は第五項」に、「この条を」を「当該各項に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項の免れた税額又は」を削り、「百万円」を「二百万円」に、「当該各項」を「同項」に、「その免れた税額又は」を「その」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次

に次の二項を加える。

5 第一項に規定するもののほか、第三百十七條の二第一項若しくは第二項の規定によつて提出すべき申告書を提出しないこと若しくは同条第七項若しくは第八項の規定によつて申告すべき事項について申告しないこと又は第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項若しくは第十九項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、市町村民税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第三百二十四條第二項中「三年」を「十年」に、「五十万円」を「二百万円」に改め、「若しくは料料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第三百二十八條の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十條第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同条第四号中「第三十條第四項第三号」を「第三十條第五項第三号」に改める。

第三百二十八條の八中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百二十八條の十六第一項中「三年」を「十

年」に、「五十万円」を「二百万円」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「二百万円」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「これらの項」を「当該各項」に改め、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第三百三十二條第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第三百三十三條第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第三百四十八條第二項第十号の四中「第五條第十二項」を「第五條第十三項」に改める。

第三百四十九條の三第十八項を削り、第十七項を第十八項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項中「第二十八項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十二項を第十三項とし、第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「当該航空機のうち」を「の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とする。ただし、当該航空機のうち」に、「以下この項において「小型航空機」という」にあつては「を」に対して課する固定資産税の課税標準は」に改め、の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の一（小型航空機にあつては、当該航空機の価格の二分の一）を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項に規定する外航船舶及び準外航船舶以

外の船舶のうち、離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する離島航路事業者が専ら同項に規定する離島航路事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前項の規定により課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とする。

第三百四十九条の三第十九項中「第二十七項において同じ」を削り、同条第二十項中第十四項又は第二十八項を「第十五項又は第二十七項」に改め、同条第二十三項中「供する固定資産」を「供する土地」に、「掲げる固定資産」を「掲げる土地」に、「前二条」を「第三百四十九条」に改め、「当該固定資産のうち、土地にあつては」及び「とし、家屋及び償却資産にあつては当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税が課されることがなつた年度から五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額」を削り、同条第二十七項を削り、第二十八項を第二十七項とし、第二十九項を第二十八項とし、第三十項から第三十三項までを削り、第三十四項を第二十九項とする。

第三百四十九条の三の二第一項中「第十一項を」を「第十二項を」に、「前条第十一項を」を「前条第十二項」に改め、同条第二項中「前条第十一項を」を「前条第十二項」に改める。

第三百五十三条の見出しを「(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「第三百九十六条第一項の下に」、「第三百九十六条の二第一項第六号」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項の下に」又は第四項を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助

員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第三百五十四条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに 응ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

第三百五十六条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三百五十七条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百五十八条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれたを」を「免れた」に、「三年」を「五年」に改め、「若しくは科料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「免かれたを」を「免れた」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第三百八十三条、第三百八十四条又は第三百九十四条の規定によつて申告すべき事項について申告をしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第三百五十八条に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第三百七十四条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第三百七十五条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第三百八十五条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三百八十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

第三百九十五条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三百九十六条の見出し中「固定資産の調査に関する」を「固定資産税に関する調査に係る」に改め、同条第一項中「道府県知事が指定する者」の下に「(以下この条及び第三百九十七条において「道府県指定職員」という。)」を、「総務大臣が指定する者」の下に「(以下この条から第三百九十七条までにおいて「総務省指定職員」という。)」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「当該職員」を「当該道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項の下に」又は「前項」を加え、「質問又は検査」を「道府県指定職員又は総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第三百九十六条の次に次の四条を加える。
(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等)

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項各号に掲げる者(以下この条及び次条において「納税義務者等」という。)

に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。)を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者等(納税義務者(前条第一項第一号に掲げる者をいう。以下この項及び第三百九十六条の四において同じ。))について税務代理人(税理士法第三十条(同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。))の書面を提出している税理士若しくは同法第五十一条の規定による税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項及び第三百九十六条の四第七項において同じ。))がある場合には、当該税務代理人を含む。

次条第二項において同じ。に)に対し、その旨及び次に掲げる事項を記載した書面を調査開始日(質問検査等を行う実地の調査(以下この条において単に「調査」という。))を開始する日という。以下この条において同じ。前に交付する旨を通知した上で、当該書面を調査開始日前に交付するものとする。

一 調査を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 固定資産税に関する調査である旨(調査の相手方が納税義務者である場合に限る。)

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者等の同意がある場合には、当該書面の交付は調査開始日に行うことができる。

3 総務大臣は、第一項の規定による書面の交

付を受けた納税義務者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については適用しない。
(事前通知をしない場合の書面の交付)
第三百九十六條の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知及び書面の交付を要しない。

2 前項の場合において、総務大臣は、実地の調査を終了するまでの間に、その調査の相手方である納税義務者等に対し、前条第一項各号に掲げる事項(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)を記載した書面を交付するものとする。
(総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了通知)
第三百九十六條の四 総務大臣は、調査が第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において、当該納税義務者に対し、当該調査が終了

した旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、調査が第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査である場合であつて、実地の調査を行った結果、価格等の決定又は決定された価格等の修正(以下この条において「価格等の決定等」という。)をすべきと認められないときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

3 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びその理由を書面により通知するものとする。

4 総務大臣は、調査が第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である場合であつて、実地の調査を行った結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていると認められるときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていると認められる旨を書面により通知するものとする。

5 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が同項の固定資産評価基準によつて行われていないと認められる旨及びその理由を書面により通知するものとする。

6 第一項、第三項及び前項の規定にかかわら

ず、実地の調査を伴わない調査の場合には、当該納税義務者からの求めがあつた場合に限り当該事項の規定による通知をするものとする。

7 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項から第五項までに規定する通知に代えて、当該税務代理人への通知を行うことができる。
(政令への委任)
第三百九十六條の五 第三百九十六條から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百九十七條の見出し中「固定資産の調査に關する」を「固定資産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う」に改め、同条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号中「前条」を「第三百九十六條」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第三百九十六條第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第三百九十七條第一項第三号中「前条の規定による道府県の職員又は総務省の職員」を「第三百九十六條の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員」に改める。

第四百四十八條第一項中「五十万円」を「三十万円」に改める。
第四百四十九條中「三十万円」を「十万円」に改める。

第四百五十條の見出しを「(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提

出を求める」に改め、同条第四項中「第一項の下に」又は「第三項」を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百五十一條第一項中「五十万円」を「三十万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

第四百五十二條第一項中「詐偽」を「偽り」に、「十万円」を「百万円」に改め、「又は科料」を削り、同条第二項中「十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は「第三項」を加え、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第四百四十七條第一項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、軽自動車税の全部又は一部を免れた者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第四百六十條第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に、「また同項と同様を」同項と同様と」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。
第四百六十一條第一項中「十万円」を「三十万

円」に改める。

第四百六十八条中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改める。

第四百七十条の見出しを「徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第七項中「又は第三項を」「第三項又は第六項に」「質問若しくは検査又は採取を」「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第四百七十一条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第四百七十一条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第四百七十五条の次に次の一条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第四百七十五条の二 市町村は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第四百七十八条第一項及び第二項中「三年」を「十年」に改め、同条第四項中「又は第二項を」「第二項又は第四項に」「この条を」「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項に規定するもののほか、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第四百七十八条に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第四百八十五条の四第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第四百八十五条の五第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同条第二項中「刑」を「罰金刑」に改める。

第五百二十二条の次に次の一条を加える。

（鉱産税に係る不申告に関する過料）

第五百二十二条の二 市町村は、鉱産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第五百二十三条第一項中「前条を」「第五百二十二条に」「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五百二十四条中「二十万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第五百二十五条の見出しを「徴税吏員の鉱産

税に関する調査に係る質問検査権」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項の下に」「又は第四項を加え」「質問又は検査を」「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百二十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第五百二十八条第一項中「三十万円」を「三十万円」に改める。

第五百二十九条中「三万円」を「十万円」に改める。

第五百三十条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年を」「五年に」「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「免かれた」を「免れた」に、「五百万円」を「千万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「第一項の下に」「又は第三項を加え」「外を」「ほか」に、「本条を」「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第五百二十二条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、鉱産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第五百三十条に次の一項を加える。

第五百三十二条に次の一項を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第五百三十二条の二 市町村は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第五百三十八条第一項及び第二項中「三年」を「十年」に改め、同条第四項中「又は第二項を」「第二項又は第四項に」「この条を」「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第五百三十条に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第五百四十二条第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第五百四十三条第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第五百八十六条第二項第四号の五中「第五条第十二項を」「第五条第十三項」に改める。

第五百八十八条の見出しを「徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る質問検査権」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項の下に」「又は第四項を加え」「質問又は検査を」「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第五百八十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに应ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第五百九十一条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第五百九十二条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百条の次に次の一条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)
第六百条の二 市町村は、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく第五百九十九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第六百三条第一項及び第二項中「又は第七十三条の二十七の九を削る」。

第六百四条第一項中「三年」を「五年」に改め、「若しくは料料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「第一項の下に」又は「第三項」を加え、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第五百九十九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、特別土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第六百四条に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第六百十四條第一項中「隠べいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。第六百十五條第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第一号中「行

なう」を「行う」に改める。

第六百七十四條の見出しを「(徴税吏員の市町村法定外普通税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件その写しを含む」の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第五項中「第一項の下に」又は第四項を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第六百七十五條第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

第六百七十七條第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第六百七十八條中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百八十二條第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第六百八十三條中「三万円」を「十万円」に改める。

第六百九十一條第一項中「詐偽」を「偽り」に、「免かれた」を「免れた」に、「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、「若しくは料料」を削り、「懲役及び罰金」を「これ」に改め、同条第三項中「免かれた」を「免れた」に、「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「第二項又

は第四項」に、「外」を「ほか」に、「本条」を「当該各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項に規定するもののほか、第六百八十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、市町村法定外普通税の全部又は一部を免れた納税者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第六百九十一條に次の一項を加える。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第六百九十六條第一項中「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第六百九十七條第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第七百条の五十七條第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

第七百条の五十八條中「三万円」を「十万円」に改める。

第七百条の五十九條の見出しを「(徴税吏員の狩猟税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「質問又は検査」を「道府県の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百条の六十條第一項中「五万円」を「三十万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した者

第七百条の六十一條第一項中「十万円」を「百万円」に改め、「又は料料」を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第七百条の五十六條の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、狩猟税の全部又は一部を免れた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の六十七條第一項中「隠べいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第七百条の六十八條第一項中「十万円」を「三十万円」に改める。

第七百一条の五の五の見出しを「(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)」に改め、同条第一項中「検査する」を「検査し、若しくは当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第四項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「質問又は検査」を「市町村の徴税吏員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七百一条の六第一項中「五万円」を「一年以

イ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ 道府県民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、第八項に規定する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合 扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限り)

ロ イ以外の場合 扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)

附則第三条の三に次の一項を加える。

8 第五項及び第六項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる市町村民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 前年の合計所得金額が五百万円未満である市町村民税の所得割を課すべき者 扶養親族

二 前年の合計所得金額が五百万円以上である市町村民税の所得割を課すべき者 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ 市町村民税の所得割を課すべき者が、総務省令で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合 扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限り)

ロ イ以外の場合 扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。)

附則第四条第七項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号

第一類第二号

総務委員会議録第二号 平成二十三年二月二十二日

の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三十七条」を「第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項に改め、同条第十三項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四号の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四号の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三百十四号の六」を「第三百十四号の六、第三百十七号の二第一項第七号、第三百十七号の三の二第一項第二号、第三百十七号の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改め、同条第十六項第一号中「第十七号の五第一項及び第二項」を「第十七号の五第三項及び第四項」に改める。

附則第四条の二第七項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三十七条」を「第三十七号、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改め、同条第十三項第一号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三百十四号の二第一項第十号の二、第三項及び」を「第三百十四号の二第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に、「並びに第三百十四号の六」を「第三百十四号の六、第三百十七号の二第一項第七号、第三百十七号の三の二第一項第二号、第三百十七号の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改める。

附則第五条の五中「五千円」を「二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例) 第五条の六 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、第三十七条の二第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条第一項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

2 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三百十四号の七第一項及び第二項並びに前条第二項の規定の適用については、第三百十四号の七第一項各号列記以外の部分及び第二項並びに前条第二項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。)」とする。

附則第六条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十七年」に、「すべて」を「全て」に、「前頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「前頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条第一項の規定にかかわらず」を「附則第五条の五第一項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「附則第五条の五第一項」に改め、同条第三項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第四項中「平成二十四年度」を「平成二十七年」に、「すべて」を「全て」に、「前頭」を「千五百頭」に改め、同条第五項中「前頭」を「千五百頭」に、「すべて」を「全て」に、「前条第二項の規定にかかわらず」を「附則第五条の五第二項の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「前条第二項」を「附則第五条の五第二項」に改め、

同条第六項中「第五項の」を「第六項の」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第八条第三項中「以下この項を」を「以下この項及び第六項に」、「次項」を「次項及び第六項に」、「及び租税特別措置法第六十八号の九の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額」を「並びに租税特別措置法第六十八号の九に、「の合計額」を「並びに租税特別措置法」に改め、同条第四項中「加算された金額」を「同条第六項又は第七項」を「加算された金額」同法第六十八号の九第六項又は第七項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の十二第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十一(同条第一項、第六項及び第七項を除く。及び第四十二条の十二とあるのは、「及び第四十二条の十一(同条第一項、第六項及び第七項を除く。)」とする。

6 中小連結親法人等の平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八号の十五の二第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四

る不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登

録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七條第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むもの」とし、政令で定めるものに限り」とあるのは「含む」と、「一戸につき千二百万円（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円）」とあるのは「当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものにつき千二百万円」とする。

附則第十一条の二第二項中、「第三項若しくは第五項」を「若しくは第三項」に改める。

附則第十一条の四第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「次の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「に係る同表の中欄に掲げる認定」を「に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認

定（同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）に、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七條第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成二十五年三月三十一日までにした場合における第七十三条の二十四第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（政令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十

三年法律第二十六号）第七條第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

附則第十一条の五第三項中、「第七十三条の十四第八項」を「第七十三条の十四第六項」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「同条第十二項」を「同条第九項」に、「場合、附則第十一条第一項若しくは第十三項」を「場合又は附則第十一条第一項に改め、「前条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項」を「第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項」に、「附則第十一条第一項若しくは第十三項又は前条第三項」を「又は附則第十一条第一項」に改める。

附則第十一条の六中「第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項」を「第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項」に、「附則第十一条第一項若しくは第十三項又は附則第十一条の四第三項」を「又は附則第十一条第一項」に、「附則第十一条第一項若しくは第十三項、附則第十一条の四第三項」を「附則第十一条第一項」に改める。

附則第十二条第五項を削る。

附則第十二条の二中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中、「国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受け

て」を削り、「困難になつてゐるもの」の下に「として道府県の条例で定めるもの」を加え、「として総務省令で定めるもの」を削る。

附則第十四条第三項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、「及び港湾運送事業法第九條第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三條第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限るものとし、当該許可を受けた者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるもの（増設した上屋にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定上屋」という。）及び」とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価額の八分の七の額」を削り、同条第二項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第四項中「第三百四十九條の三第七項又は第八項」を「第三百四十九條の三第八項又は第九項」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「の支給を受けて平成二年一月二日から平成二十三年三月三十一日まで」を「その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第三十八項」を「第二十八項」に、「第四十六項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、第十二項を第九項とし、同条第十三項中「第二十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

II 放送法第二条第三号の三に規定する一般放

送事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第五号第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二号第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設した次に掲げる設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、第一号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第二号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三(当該設備のうちデジタル信号により送信されるテレビジョン放送(放送法第二号第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。)を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域を対象とするもので、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一)、第三号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三(当該設備のうち平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四)とする。

一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二号第二項第一号に規定する無線設備(次号において「無線設備」という。)のうち小規模なものとして総務省令で定めるもの(次号において「小規模無線設備」という。)

二 小規模無線設備以外の無線設備
三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時

措置法第二号第二項第二号に規定する放送番組制作するための設備

附則第十五条中第十四項から第十六項までを削り、第十七項を第十二項とし、第十八項を削り、同条第十九項中「充電し若しくは」を削り、「充電する」を「充電する」に、「平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十一項を同条第十五項とし、同条第二十二項を削り、同条第二十三項中「第十四項又は第二十八項」を「第十五項又は第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第四十一項」を「第三十項」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項を同条第十八項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「平成十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第二十九項」を「第二十一項」に、「四分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項を同条第二十九項中「軌道事業者」の下に「(以下この項において「鉄道事業者等」という。)」を加え、「平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」(総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が当該車両を、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合において、当該車両の価格の五分の三)に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十項を同条第

二十二項とし、同条第三十一項中「平成十五年四月一日」を「都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第二十九号第一項第二号」を「都市再生特別措置法第二十九号第一項第一号」に、「二分の一」を「五分の三」(当該家屋及び償却資産のうち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一)に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十二項を削り、同条第三十三項を同条第二十四項とし、同条第三十四項を同条第二十五項とし、同条第三十五項中「港湾法第五十条の四第六項に規定する認定運営者が」を「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号。以下この項及び第三十七項において「平成二十三年港湾法等改正法」という。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に平成二十三年港湾法等改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十条の四第六項に規定する認定運営者であるものが、同号に掲げる規定の施行の際現に、「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に、「において」を「であるものに」に改め、同項を同条第三十六項中「港湾法の施行の日」を「平成二十三年港湾法等改正法の施行の日」を「平成二十三年港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十六項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十七項を削り、同条第三十八項中「第四十六項」を「第三十五項」に、「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十九項

を削り、第四十項を第二十九項とし、第四十一項を第三十項とし、第四十二項を第三十一項とし、同条第四十三項中「平成二十一年度分及び平成二十二年年度分」を「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十四項中「営む者」の下に「で資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であるもの」を加え、「同条第二号」を「電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号第五号第三項)に、「電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク(すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式(第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。)による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。以下この項において同じ。)に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるもののうち、」を「認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により、」に、「平成二十一年四月一日」を「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「新たに取得したもの」を「新設した同条第一項第四号に掲げる設備(これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。)で政令で定めるもの」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十五項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十六項を同条第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成十七年法律第五十一号)第二条第一項に規定する特定特殊自動車(道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車を除

く。のうち特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものが付されたもの（以下この項において「基準適合表示車」という。）であつて、平成二十三年四月一日から平成二十四年九月三十日までの間（基準適合表示車のうち政令で定めるものにあつては、平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間）に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該基準適合表示車に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該基準適合表示車に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

37 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。）が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港湾」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは同法第五十五条の八第一項に規定する国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十三年港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（第三十五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百

四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第二項中「第十二項若しくは第十四項」を「第十三項若しくは第十五項」、「前条第二十九項」を「前条第二十一項」に改め、同条第二十二項中「第十二項から第十四項まで若しくは第二十八項、前条第二十九項」を「第十三項から第十五項まで若しくは第二十七項、前条第二十一項」に改める。

附則第十五条の八第三項中「平成十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、「三分の二に相当する額及び」の下に当該家屋のうちを、「三分の一に相当する額」の下に（当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額）を加え、同条第四項中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日を」高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅を」高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅」に改め、同条第五項中「平

成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「掲げる者」の下に「と」、「三分の一に相当する額（当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額）」とあるのは「三分の一に相当する額」を加える。

附則第十六条の二第三項から第五項までを削り、同条第六項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十七条の二第五項の表第三百四十九条の三第九項の項中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」に改め、同表第三百四十九条の三第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項の項中「第二十三項、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項」を「第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項」に改め、同表第三百四十九条の三第十一項及び第二十七項並びに第三百四十九条の三第十二項及び第二十三項を「第三百四十九条の三第十二項及び第二十三項」に改め、同表第三百八十八条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第三百九十六條の四 第四項及び第五項		第三百八十八條第一項の固定資産評 価基準	
備基準		備基準	
同項の固定資産評価基準		第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び附則第十七條の二第一項の修正基準	

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、第二十三項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十三項及び第四十六項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項の項中「附則第十五条第九項、第二十三項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十三項及び第四十六項」を「附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項」に改め、同条第六項の表第三百四十九条の三第九項の項中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第十項」に改め、同表第三百四十九条の三第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項の項中「第二十三項、第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項」を「第二十四項、第二十九項、第三十二項及び第三十三項」に改め、同表第三百四十九条の三第十一項及び第二十七項並びに第三百四十九条の三第十二項及び第二十三項を「第三百四十九条の三第十二項及び第二十三項」に改め、同表第三百八十八条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第三百九十六條の四 第四項及び第五項		第三百八十八條第一項の固定資産評 価基準	
備基準		備基準	
同項の固定資産評価基準		第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び附則第十七條の二第一項の修正基準	

附則第三十六条第一項中「第七百三条の四第六項から第八項まで」を「第七百三条の四」に改め、「第八項」及び「同条第八項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに

使用人」に改める。

第二十七条第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、「又は代理人若しくは」を、「代理人」に、「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」をこれらの項に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「若しくは使用人」を、「使用人」に改め、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「この条」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第十一條の規定により地方税法第七十二條の二十五第一項、第七十二條の二十八第一項又は第七十二條の二十九第一項若しくは第三項の規定による申告書と併せて提出しなければならない第十一條の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、地方法人特別税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

第二十八條第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「五十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「百五十万円」に改める。

第二十九條第一項中「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第三十條中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十一条中「調査」の下に「（不服申立てに係

る事件の審理のための調査及び地方法人特別税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方法人特別税の徴収」を加え、「そのを」これらの」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

附
則

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法の目次の改正規定（第二十一条、第二十二條を「第二十一条―第二十二條の二」に改める部分に限る。）、同法第十九條及び第二十二條の改正規定、同法第一章第十五節中同條の次に一條を加える改正規定、同法第二十四條の二第一項、第二十七條第一項各号列記以外の部分及び第二項、第三十條、第三十一條、第四十一條第二項並びに第五十條の改正規定、同法第五十三條第三十項の改正規定（「昭和四十四年法律第四十六號」を削る部分に限る。）、同法第五十三條の二の次に一條を加える改正規定、同法第五十四條、第六十二條、第六十九條、第七十條、第七十一條の十六、第七十一條の二十、第七十一條の二十一、第七十一條の三十七、第七十一條の四十一、第七十一條の四十二、第七十一條の五十七、第七十一條の六十一及び第七十一條の六十二の改正規定、同法第七十二條の二の二第一項の改正規定（「第七十二條の三十八まで」の下に、「第七十二條の四十九」を加える部分に限る。）、同法第七十二條の八第一項各号列記以外の部分の改正規定、同法第二項の改正規定（「第七十二條の四十九の六第二項」を「第七十二條の四十九の十第二項」に改める部分を除く。）、同法第七十二條の十第一項、第七十二條の十一及び第七十二條の十

三十六から第七十二条の三十八までの改正規定、同法第七十二条の四十九を同法第七十二条の四十八の二とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の四十九の三、五十七、第七十二条の六十、第七十二条の六十四第一項各号列記以外の部分、第七十二条の六十九、第七十二条の七十第一項、第七十二条の八十五第一項各号列記以外の部分及び第二項、第七十二条の九十一第一項、第七十二条の九十二第二項、第七十二条の九十五、第七十二条の百一第二項、第七十二条の百二十九、第七十二条の百十、第七十二条の九十一項各号列記以外の部分、第七十三条の十一第一項、第七十三条の十二、第七十三条の十九第一項、第七十三条の二十、第七十三条の三十、第七十三条の三十七、第七十三条の三十八第一項並びに第七十四条の八第一項各号列記以外の部分及び第二項の改正規定、同法第七十四条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の十五、第七十四条の十八、第七十四条の二十八、第七十四条の二十九、第七十八條第一項各号列記以外の部分、第八十条第一項、第八十一条、第八十五条第一項、第八十六条、第九十五条、第九十六条第一項及び第一百七十七条第一項各号列記以外の部分の改正規定、同法第二百二十四条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十七条、第二百三十七條、第二百三十八條第一項、第二百四十四条の十二第一項各号列記以外の部分及び第二項、第二百四十四条の十七、第二百四十四条の十九第一項、第二百四十四条の二十二第二項、第二百四十四条の二十五第二項、第二百四十四条の二十六第一項、第二百四十四条の二十八、第二百四十四条の三十三、第二百四十四条の三十七、第二百四十四条の三十九第一項各号列記以外の部分及び第二項、第二百四十四条の四十一、第二百四十四条の五十二、第二百四十四条の

五十三、第五百五十三条第一項、第五百五十四
 条、第五百五十六条第一項各号列記以外の部
 分、第五百五十八条第一項、第五百五十九条、第
 百六十条、第百六十八條、第百六十九條第一
 項、第百八十六條第一項、第百八十七條、第
 百八十九條第一項各号列記以外の部分、第百
 九十一条第一項、第百九十一条の二、第百九
 十二条、第二百一条、第二百二条第一項、第
 二百六十五条第一項各号列記以外の部分、第
 二百六十七条第一項、第二百六十八條、第
 二百七十二條第一項、第二百七十三條、第二
 百八十一条、第二百八十六條、第二百八十七條
 第一項、第二百九十四條の二第一項、第二百
 九十九條第一項各号列記以外の部分及び第二
 項、第三百一条第一項並びに第三百二条の改
 正規定、同法第三百十七條の四第一項の改正
 規定（二十万円を「五十万円」に改める部分
 に限る。）、同法第三百十七條の五の改正規定
 （三万円を「十万円」に改める部分に限る。）、
 同法第三百十七條の七第一項の改正規定、同
 法第三百二十一条の八の二の次に一条を加え
 る改正規定、同法第三百二十一条の九、第三
 百二十四條、第三百二十八條の八、第三百二
 十八條の十六、第三百三十二條、第三百三十
 三条第一項、第三百五十四條第一項各号列記
 以外の部分、第三百五十六條第一項、第三百
 五十七條、第三百五十八條、第三百七十四
 條、第三百七十五條第一項、第三百八十五條
 第一項、第三百八十六條、第三百九十五條第
 一項、第三百九十七條第一項各号列記以外の
 部分、第四百四十八條第一項、第四百四十九
 條、第四百五十一条第一項各号列記以外の部
 分、第四百五十二条、第四百六十條、第四百
 六十一条第一項並びに第四百七十一条第一項
 各号列記以外の部分及び第二項の改正規定、
 同法第四百七十五條の次に一条を加える改正
 規定、同法第四百七十八條、第四百八十五條
 の四及び第四百八十五條の五の改正規定、同
 法第五百二十二條の次に一条を加える改正規

定、同法第五百二十三条第一項、第五百二十四条、第五百二十六条第一項各号列記以外の部分、第五百二十八条第一項、第五百二十九条、第五百三十条、第五百四十二条、第五百四十三条第一項、第五百八十九条第一項各号列記以外の部分、第五百九十一条第一項及び第五百九十二条の改正規定、同法第六百条の次に一条を加える改正規定、同法第六百四十二条、第六百四十四条、第六百四十五条第一項、第六百七十五条第一項各号列記以外の部分、第六百七十七條第一項、第六百七十八條、第六百八十二条第一項、第六百八十三条、第六百九十一条、第六百九十六条、第六百九十七条第一項、第七百条の五十七條第一項、第七百条の五十八、第七百条の六十第一項各号列記以外の部分、第七百条の六十一、第七百条の六十七、第七百条の六十八第一項、第七百一条の七、第七百一条の十九、第七百一条の二十

二項、第二十五条から第二十八条まで、第二十九條第一項、第三十条並びに第三十一条の改正規定並びに附則第十九條第二項の規定
平成二十三年六月一日

四十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項各号の改正規定、同法第二章第二節第二款同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四

第二号の改正規定、同法第三百七条の四第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分を除く。）、同法第三百七条の五の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分を除く。）、同法第三百二十八条の七第一項、第三百五十三条、第三百五十四条第一項第二号及び第三百九十六条の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定並びに同法第三百九十七条の見出し及び同条第一項各号、第四百五十條、第四百五十一条第一項第二号、第四百七十条、第四百七十一条第一項第三号、第五百二十五条、第五百二十六条第一項第二号、第五百八十八条、第五百八十九条第一項第二号、第六百七十四條、第六百七十五条第一項第二号、第七百条の五十九、第七百

九十一条、第六百九十六条、第六百九十七条第一項、第七百条の五十七條第一項、第七百条の五十八、第七百条の六十第一項各号列記以外の部分、第七百条の六十一、第七百条の六十七、第七百条の六十八第一項、第七百一条の七、第七百一条の十九、第七百一条の二十第一項、第七百一条の三十六第一項各号列記以外の部分及び第二項、第七百一条の三十八第一項並びに第七百一条の三十九の改正規定、同法第七百一条の四十九の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百一条の五十三、第七百一条の五十四、第七百一条の五十六、第七百一条の六十六、第七百一条の六十七第一項、第七百八条第一項各号列記以外の部分、第七百十條第一項、第七百一十一條、第七百一十五條第一項、第七百一十六條、第七百二十四條、第七百二十九條、第七百三十條第一項、第七百三十三條の五第一項各号列記以外の部分、第七百三十三條の七第一項、第七百三十三條の八、第七百三十三條の十一第一項、第七百三十三條の十二、第七百三十三條の二十一、第七百三十三條の二十五及び第七百三十三條の二十六第一項の改正規定並びに同法附則第五條の四第十三項の改正規定、第五條中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十四條第一項各号列記以外の部分及び第

二第一條中地方税法の目次の改正規定（第二十一條・第二十二條を「第二十一條・第二十二條の二」に改める部分を除く。）、同法第十八條の四第一項の改正規定、同法第二十三條第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定（同項第九号の五に係る部分を除く。）、同法第二十六條、第二十七條第一項第二号、第三十二條第八項及び第九項並びに第三十七條の二の改正規定、同法第四十五條の二の改正規定（同条第一項第七号に係る部分を除く。）、同法第四十五條の三の二第一項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号及び第五十條の七第一項の改正規定、同法第七十二条の二の二第一項の改正規定（第七十二条の三十八まで）の下に、「第七十二条の四十九」を加える部分を除く。）、同法第七十二条の七及び第七十二条の八第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（第七十二条の四十九の六第二項を「第七十二条の四十九の十九の六第二項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の二十三第二項第四号の改正規定、同法第七十二条の四十九の五の改正規定（同条第一項に係る部分（第七十二条の四十九第七項又は第八項の「を」第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の四十九の十四を同法第七十二条の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十三の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十二を同法第七十二条の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二条の四十九の十一の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二条の四

十九の十を同法第七十二条の四十九の十四とし、同法第七十二条の四十九の九を同法第七十二条の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二条の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二条の四十九の十二とする改正規定、同法第七十二条の四十九の七を同法第七十二条の四十九の十一とする改正規定、同法第七十二条の四十九の六第一項各号の改正規定、同法第二章第二節第二款同条を同法第七十二条の四十九の十とする改正規定、同法第七十二条の四十九の五の次に四

第二号の改正規定、同法第三百七条の四第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分を除く。）、同法第三百七条の五の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分を除く。）、同法第三百二十八条の七第一項、第三百五十三条、第三百五十四条第一項第二号及び第三百九十六条の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定並びに同法第三百九十七条の見出し及び同条第一項各号、第四百五十條、第四百五十一条第一項第二号、第四百七十条、第四百七十一条第一項第三号、第五百二十五条、第五百二十六条第一項第二号、第五百八十八条、第五百八十九条第一項第二号、第六百七十四條、第六百七十五条第一項第二号、第七百条の五十九、第七百

号、第三百十七条の三の二第二項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項に改める部分に限る。）、同法附則第五条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条第二項各号列記以外の部分の改正規定（前条第一項の規定にかかわらず）を「附則第五条の五第一項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同条第五項各号列記以外の部分の改正規定（前条第二項の規定にかかわらず）を「附則第五条の五第二項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同法附則第七条の改正規定、同法附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に一項を加える改正規定、同条第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に一項を加える改正規定並びに同法附則第三十三条の二から第三十四条まで、第三十五条、第三十五条の二及び第三十五条の四の改正規定（第三十七条の下に「、第四十五条の二第二項第七号、第四十五条の三の二第二項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第二項第二号、第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項を加える部分に限る。）、第二条中地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第八項及び第八條第六項の改正規定、第五条中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十四条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条、第五條第二項、第六條第二項、第三項、第五項から第八項まで及び第十項、第十一條第二項、第三項、第五項から第八項まで及び第十項並びに第十七条の規定、附則第二十一条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三十三

の二の二の改正規定（第三十七條の下に「、第四十五条の二第二項第七号、第四十五条の三の二第二項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項を加える部分及び「第三百十四條の六」の下に「、第三百十七條の二第二項第七号、第三百十七條の三の二第二項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項を加える部分に限る。）」並びに附則第二十二條の規定 平成二十四年一月一日
三 第一条中地方税法第二十三條第一項第八号、第七十四條の五、第二百九十二條第一項第八号及び第四百六十八條の改正規定並びに同法附則第五條の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ、第十二條の二並びに第三十條の二の改正規定、第三條中地方税法等の一部を改正する法律附則第十二條第十一項の改正規定並びに附則第九條及び第十三條の規定 平成二十四年四月一日
四 第一条中地方税法第二十三條第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八號の次に五号を加える改正規定（同項第九號の五に係る部分に限る。）、同法第三十二條第十一項、第三十四條、第三十七條第一号イ及び第四十五條の二第一項第七號の改正規定、同法第二百九十二條第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八號の次に五号を加える改正規定（同項第九號の五に係る部分に限る。）」並びに同法第三百十三條第十一項、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イ及び第三百十七條の二第二項第七號の改正規定並びに同法附則第三條の三の改正規定、同法附則第四條第七項第一号の改正規定（並びに第三十七條を「、第三十七條、第四十五條の二第二項第七號、第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改める部分を除く。）、同条第十三項第一号の改正規定（並びに第三百十四條の六を「、第三十三

十四條の六、第三百十七條の二第二項第七號、第三百十七條の三の二第二項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに前条第八項」に改める部分を除く。）、同法附則第四條の二第七項第一号の改正規定（並びに第三十七條を「、第三十七條、第四十五條の二第一項第七號、第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号並びに附則第三條の三第四項」に改める部分を除く。）、同条第十三項第一号の改正規定（並びに第三百十四條の六を「、第三百十四條の六、第三百十七條の二第二項第七號、第三百十七條の三の二第二項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号並びに附則第三條の三」第八項」に改める部分を除く。）、同法附則第六條の改正規定（同条第二項各号列記以外の部分の改正規定（前条第一項の規定にかかわらず）を「附則第五條の五第一項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同条第五項各号列記以外の部分の改正規定（前条第二項の規定にかかわらず）を「附則第五條の五第二項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、及び同項第二号の改正規定を除く。並びに同法附則第三十三條の二から第三十四條まで、第三十五條、第三十五條の二及び第三十五條の四の改正規定（第三十七條の下に「、第四十五條の二第二項第七號、第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号、附則第三條の三第四項を加える部分及び「第三百十四條の六」の下に「、第三百十七條の二第二項第七號、第三百十七條の三の二第二項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号、附則第三條の三第八項を加える部分を除く。）」並びに附則第六條第一項及び第九項並びに第二十一条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二の改正規定（第三十三

七條の下に「、第四十五條の二第二項第七號、第四十五條の三の二第二項第二号、第四十五條の三の三第一項第二号、附則第三條の三第四項」を加える部分及び「第三百十四條の六」の下に「、第三百十七條の二第二項第七號、第三百十七條の三の二第二項第二号、第三百十七條の三の三第一項第二号、附則第三條の三第八項」を加える部分を除く。）」に限る。 平成二十五年一月一日
五 第一条中地方税法第七百三條の四、第七百三條の五の二第一項及び第七百六條の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十五條の六から第三十八條の三までの改正規定並びに附則第十六條の規定及び附則第二十一條の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の三の改正規定に限る。）」 平成二十五年四月一日
六 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（第四十二條の四の下に「、第四十二條の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）」を加える部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定（（租税特別措置法第六十八條の九の下に「及び第六十八條の十五」を加える部分及び「及び租税特別措置法第六十八條の九」を「並びに租税特別措置法第六十八條の九」に改める部分中、第六十八條の九、第六十八條の十五及び第六十八條の十五の二に改める部分中、第六十八條の十五の二に係る部分に限る。）、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（第四十二條の四の下に「、第四十二條の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）」を加える部分に限る。）」及び同項第四号の三の改正規定（（租税特別措置法第六十八條の九の下に「及び第六十八條の十五」を加える部分及び「及び租税特別措置法第六十八條の九」を「並びに租税特別措置法第六十八條の九」に改める部分中、第六十八條の九、第六十八條の十五及び第六十八條の十五の二に改める部分中、第六十八條の十五の二に係る部分に限る。）」

る。〕総合特別区域法(平成二十三年法律
第 号)の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十五条第三十五項
の改正規定(「指定特定重要港湾」を「指定港
湾」に改める部分に限る。〕、港湾法及び特定
外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改
正する法律(平成二十三年法律第 号)の
施行の日

八 附則第二十六条の規定 郵政改革法及び日
本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整
備等に関する法律(平成二十三年法律第
号)の公布の日

九 第一条中地方税法附則第十五条第四十四項
の改正規定(平成二十三年三月三十一日)を
「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及
び同項を同条第三十三項とする部分を除く。〕
及び附則第十二条第二十七項の規定 電気通
信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律
(平成二十三年法律第 号)の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十一条第一項の
改正規定(平成二十三年三月三十一日)を「平
成二十五年三月三十一日」に改める部分及び
同項を同条第七項とする部分を除く。〕及び同
法附則第十五条第三十一項の改正規定(平成
二十三年三月三十一日)を「平成二十五年三月
三十一日」に改める部分及び同項を同条第二
十三項とする部分を除く。〕並びに附則第八
条第四項、第十二条第二十二項及び第十五条第
八項の規定 都市再生特別措置法の一部を改
正する法律(平成二十三年法律第 号)の
施行の日

十一 第一条中地方税法附則第十一条に三項を
加える改正規定(同条第十六項に係る部分に
限る。)、同法附則第十一条の四に一項を加え
る改正規定及び同法附則第十五条の八第四項
の改正規定(平成二十三年三月三十一日)を
「平成二十五年三月三十一日」に改める部分
を除く。〕並びに附則第十二条第二十九項の規
定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等

の一部を改正する法律(平成二十三年法律
第 号)の施行の日

十二 第一条中地方税法第七十三条の四第一項
第四号の四、第三百四十八条第二項第十号の
四、第五百八十六條第二項第四号の五及び第
七百一条の三十四第三項第十号の四の改正規
定並びに附則第二十四条の規定 障がい者制
度改革推進本部等における検討を踏まえて障
害保健福祉施策を見直すまでの間において障
害者等の地域生活を支援するための関係法律
の整備に関する法律(平成二十二年法律第七
十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の施
行の日

十三 第一条中地方税法附則第十五条第三十五
項の改正規定(「指定特定重要港湾」を「指定港
湾」に改める部分、「平成二十三年三月三十一
日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める
部分及び同項を同条第二十六項とする部分
を除く。〕及び同法附則第十五条に二項を加える
改正規定第三十七項に係る部分に限る。〕並
びに附則第十二条第二十四項及び第十五条第
九項の規定 港湾法及び特定外貿埠頭の管理
運営に関する法律の一部を改正する法律附則
第一条第二号に掲げる規定の施行の日
(更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関す
る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法
(以下「新法」という。〕第十七条の五の規定は、
この法律の施行の日(以下「施行日」という。〕以
後に同条第一項に規定する法定納期限が到来す
る地方税又は加算金について適用し、施行日前
に第一条の規定による改正前の地方税法(以下
「旧法」という。〕第十七条の五第一項に規定する
法定納期限が到来した地方税に係る更正、決定
若しくは賦課決定又は加算金の決定をすること
ができる期間については、なお従前の例によ
る。

2 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後に
同項に規定する法定納期限が到来する地方税

(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。
以下この項において同じ。〕について適用し、施
行日前に旧法第十八条第一項に規定する法定納
期限が到来した地方税の徴収権の時効について
は、なお従前の例による。

第三條 新法第十八条の四第一項の規定は、平成
二十四年一月一日以後に同項に規定する行
為について適用し、同日前にした旧法第十八条
の四第一項に規定する行為については、なお従
前の例による。

(更正の請求に関する経過措置)

第四条 新法第二十条の九の三第一項の規定は、
施行日以後に同項に規定する法定納期限が到来
する地方税に係る更正の請求について適用し、
施行日前に旧法第二十条の九の三第一項に規定
する法定納期限が到来する地方税に係る更正の
請求については、なお従前の例による。

2 新法第二十条の九の三第三項及び第七十二條
の四十八の二第五項の規定は、施行日以後に行
う更正の請求について適用し、施行日以前に行
った更正の請求については、なお従前の例によ
る。

3 新法第五十三條の二、第七十二條の三十三の
二第二項、第七十二條の九及び第三百二十一
條の八の二の規定は、施行日以後に国の税務官
署がこれらの規定に規定する更正又は決定の通
知をした場合の更正の請求について適用し、施
行日前に国の税務官署が旧法第五十三條の二、
第七十二條の三十三の二第二項、第七十二條の
九又は第三百二十一條の八の二に規定する更
正又は決定の通知をした場合の更正の請求につ
いては、なお従前の例による。

4 新法第七十二條の三十三の二第一項の規定
は、施行日以後に法人が同項の規定による修正
申告書を提出し、又は同項の規定による更正若
しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求に
ついて適用し、施行日前に法人が旧法第七十二
條の三十三の二第一項の規定による修正申告書

を提出し、又は同項の規定による更正若しくは
決定の通知を受けた場合の更正の請求について
は、なお従前の例による。

(質問検査権に関する経過措置)

第五条 施行日から平成二十三年五月三十一日ま
での間における新法第七十二條の四十九の五第
一項の規定の適用については、同項中「第七十
二條の四十八の二第八項又は第九項」とあるの
は、「第七十二條の四十九第八項又は第九項」と
する。

2 新法第七十二條の四十九の八、第七十二條の
六十三の四、第四百四十四條の三十八の四及び第
三百九十六條の四の規定は、平成二十四年一月
一日以後に新法第七十二條の四十九の五第一
項、第七十二條の六十三第一項、第四百四十四
條の三十八第一項又は第三百九十六條第一項に規
定する質問、検査又は提示若しくは提出の要求
を行う調査について適用する。

(道府県民税に関する経過措置)

第六条 新法第二十三條第一項、第三十二條第十
一項、第三十四條、第三十七條第一号イ、第四
十五條の二第一項第七号及び附則第三條の第三
一項から第四項までの規定は、平成二十五年
以後の年度分の個人の道府県民税について適用
し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税
については、なお従前の例による。

2 新法第三十二條第八項及び第九項並びに第四
十五條の二第一項(第七号を除く。〕及び第五項
の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人
の道府県民税について適用し、平成二十三年
度分までの個人の道府県民税については、なお従
前の例による。

3 新法第三十七條の二第一項及び第二項、附則
第五條の五第一項並びに附則第五條の六第一項
の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が
平成二十三年一月一日以後に支出する新法第三
十七條の二第一項各号に掲げる寄附金について
適用する。

4 新法第三十七條の二第三項の規定による申出

をしようにとする者は、平成二十四年一月一日前においても、同項の例により、その申出をすることができ。

5 新法第四十五條の三の二第二項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

6 新法第四十五条の三の三第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同項に規定する申告書について適用する。

7 新法第五十条の七第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する新法第五十条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

8 平成二十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第四条第七項第一号、第四条の二第七項第一号、第三十三條の二第三項第一号、第三十三條の三第三項第一号、第三十四條第三項第一号、第三十五條第四項第一号、第三十五條の二第五項第一号及び第三十五條の四第二項第一号の規定の適用については、新法附則第四条第七項第二号中、第四十

五条の二第二項第七号、第四十五条の三の二第二項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」とあるのは、「第四十五条の三の二第二項第二号並びに第四十五条の三の三第一項第二号」と、新法附則第四条の二第七項第一号中、「第四十五条の二第二項第七号、第四十五条の三の二第二項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第四項」とあるのは、「第四十五条の三の二第二項第二号並びに第四十五条の三の三第一項第二号」と、新法附則第三十三条の二第三項第一号、第三十三条の三第三項第一号、第三十四条第三項第一号、第三十五条第四項第一号、第三十五条の二第五項第一号及び第三十五条の四第二項第一号中、「第四十五条の二第二項第七号、第四十五条の三の二第二項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」と

あるのは、「第四十五条の三の二第一項第二号
第四十五条の三の三第一項第二号」とする。

9 新法附則第六條第一項及び第二項の規定は、平成三十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、旧法附則第六條第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成三十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

10 平成二十三年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(旧法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。)に係る旧法附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

11 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中に法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

12 新法第五十三條第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算

となつたため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた旧法第五十三条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税

額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

13 新法第五十三條第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十六項の法人税割額に係る道府県民税の申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

14 平成二十三年四月一日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法附則第八条第三項（新法第二十三条第一項第四号の三）の規定に係る部分に限る。）、第五項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二十三条第一項第四号の三）の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、新法附則第八条第三項中「並びに租税特

別措置法第六十八条の九」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九及び」と、「並びに租税特別措置法」とあるのは「及び租税特別措置法」と、同条第五項中「第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十二条の十二」とあるのは「及び第四十二条の十一條の十二の規定」と、「及び第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）とあ

るのは「規定」と、同条第六項中、第六十八
条の十五及び第六十八條の十五の二とあるの
は「並びに租税特別措置法第六十八條の九及び
第六十八條の十五の二」と、「及び第六十八條の
十五」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八
條の九」とする。

15 新法附則第四十一条第四項の規定(同項に規
定する移行一般社団法人等に関する部分に限
る。)は、施行日以後に同項の登記をする同項に
規定する移行一般社団法人等について適用す

る。

(事業税に関する経過措置)

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十三第三項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度（連結結事業年度、法人税法昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた新法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日以後に終了した事業年度（連結結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額について、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十三条の第十四第十一項の規定は、同項に規定する貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。）に係る不動産の取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

3 旧法附則第十一条第五項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十五年三

又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは

は計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了し

した事業年度において生じた旧法第三百二十一条の八第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額

を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

平成十三年四月一日から附則第 八条第三項(新法第二百九十二条第一項第四号)の三の規定に係る部分に限る。)、第五項(新法第二百九十二条第一項第四号)の規定に係る部分に限る。及び第六項(新法第二百九十二条第一

項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、新法附則第八条第三項中「並びに租税特別措置法第六十八条の九」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九及び」と、「並びに租税特別措置法」とあるのは「及び租税特別措置法」と、同条第五項中、「第

四十二條の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十二條の十二とあるのは「及び第四十二條の十一の規定」と、「及び第四十二條の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十二條の十二とあるのは」とある。

十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）とあるのは「の規定」と、同条第六項中「第六十八條の十五及び第六十八條の十五の二」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八條の九及び第六十八條の十五の二」と、「及び第六十八條の十五」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八條の九」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十九條の第三十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 施行日前に取得された旧法第三百四十九條の第三十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 施行日前に取得された旧法第三百四十九條の第三十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 施行日前に取得された旧法第三百四十九條の第三十一項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 施行日前に取得された旧法第三百四十九條の第三十二項に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 施行日前に取得された旧法第三百四十九條の第三十三項に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫、

附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第十五条第五項に規定する路外駐車場の用に供する家屋で平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に設置されたものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第六項に規定する特定緑化施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成二十年一月二日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十四項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 旧法附則第十五条第十八項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第二十九項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成十五年四月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第三十二項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十七項に規定する設備に対して課する固

定資産税については、なお従前の例による。

26 平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27 平成二十一年四月一日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第四十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28 平成十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

29 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条の八第四項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

30 平成十六年十月二十三日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

31 平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

32 平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

33 平成十九年七月十六日から平成二十三年三月

三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市町村たばこ税に関する経過措置)

第十三条 平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成二十五年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十四を乗じて得た割合」とする。

3 平成二十六年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

(事業所税に関する経過措置)

第十四条 旧法第七百一条の四十一第二項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十三条第五項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十三年年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十一項に規定する事務所及び倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の

三第三十二項に規定する固定資産のうち家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する固定資産のうち家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

8 平成十五年四月一日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

9 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十五項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

10 平成十六年十月二十三日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

11 平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従

前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十六条 新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第二条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第八項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第六項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法附則第二項の規定により読み替えて適用される同法第三条第一項の規定の適用については、平成二十三年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月から八月までの間の」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」と、同年度の四月から八月までの間における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2 平成二十三年度及び平成二十四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「当該年度の航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料税の収入見込額の九分の七に相当す

る額として同年度の一般会計の歳入予算額に計上された金額」とする。

3 平成二十五年年度における特別会計に関する法律附則第五十三条第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 平成二十三年六月一日から同年十二月三十一日までの間における新法第四十一条第二項及び第三百二十四条第五項の規定の適用については、新法第四十一条第二項中「第三百七条の二第一項から第五項まで」とあるのは「第三百七条の二第一項から第四項まで」と、新法第三百二十四条第五項中「同条第七項若しくは第八項」とあるのは「同条第六項若しくは第七項」とする。

(政令への委任)

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第二十一条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第五項第二号中「第八号」の下に、「第九号の五」を加え、「第三十四条第一項第十号の二、第三項及び」を「第三十四条第一項第十号の二及び第十一号イ、第三項並びに」に改め、「第三十七条の下に」、「第四十五条の二

十年度」を「平成二十二年」度」に改め、同条第三項の表第四十二号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」度」に改め、同表第四十三号中「平成二十一年度」を「平成二十二年」度」に改め、同表第四十四号中「減収補てん」を「減収補填」に、「平成元年度」を「平成二年度」に、「平成二十一

四十九号中「臨時稅收補てん」を「臨時稅收補填」に改め、同表第五十号中「平成十三年度から平成二十一年度まで」を「平成十三年度から平成二十二年度まで」に改め、同号に次のように加へる。

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

に、「補てんする」を「補填する」に改め、同項第十四号中「臨時稅收補てん償還費」を「臨時稅收補填償還費」に、「臨時稅收補てんの」を「臨時稅收補填の」に改め、同項第十五号中「平成二十一年度」を「平成二十二年」に改める。

分の一」に改め、同条第三項中「前項前段を」第
二項前段又は前項」に改め、同項を同条第四項
とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
じん

等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税

の額に決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けることができる。

「平成二十三年度分」に改め、同条第一項中「平成二十二年度に限り」を「平成二十三年度に限り」に、「三千七百億円」を「一兆八千五百十億円」に改め、「に地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額」を削り、同項第二号中

の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を「八百六十七億円」に改め、同項の表を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に、「第三項」を「第四項」に、「平成三十七年度まで」を「平成三十八年度まで」に改め、「平成三十八年度にあつては第一項の額から千八百十一億千九百万円を」を削り、「第六条第二項の規定により算定した額を」第一項の額に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「平成二十三年度から」を「平成二十四年度から」に、「四千九百九十四億三千七百万円を」を「三千九百九十五億四千万九百六十万円」に改め、「平成二十三年度から当該年度分の交付税の総額から九百九十八億八千七百四十万円を」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「平成二十三年度から平成三十七年度まで」を「平成二十四年度から平成三十八年度まで」に改め、「平成二十三年度及び」を削り、「当該各年度において前項」を「前二項に」、「次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を」を「六千二百三十四億八千五百万円」に、「平成二十五年度から平成三十七年度まで」を「平成二十五年年度にあつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年度から平成三十八年度まで」に、「同表の上欄を」次の表の上欄」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成二十六年 度	五千百十二億 円
平成二十七 年度	四千六百九十四億 円
平成二十八 年度	四千二百四億 円
平成二十九 年度	三千八百七億 円
平成三十 年度	三千三百二十七億 円
平成三十一年 度	二千九百六億 円
平成三十二 年度	二千四百六十九億 円

平成三十三年年度	二千十九億円
平成三十四年度	千五百七十五億円
平成三十五年度	千二百二十九億円
平成三十六年度	七百三十六億円
平成三十七年度	四百十七億円
平成三十八年度	百六十六億円

附則第四条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の交付税の総額については、第一項の額に二千五百十億円を加算する。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。
(平成二十四年度及び平成二十五年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成二十四年度及び平成二十五年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債(以下この項において「臨時財政対策債」という。)で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするものの予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(5)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第五条の二第一項の表道府県の項中「一、

三〇〇」を「九六九」に改め、同表市町村の項中「一、六七〇」を「一、二六〇」に、「一、二二〇」を「九〇〇」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

附則第六条の二の見出し中「平成二十二年」を「平成二十三年」から平成二十五年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」から平成二十五年度までの各年度分」に改め、「基準財政需要額は、」の下に「平成二十三年」にあつては「」を加え、「額とする」を「額とし、平成二十四年度及び平成二十五年」にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項第一号の表道府県の項中「二、九九二」を「九、〇六三」に改め、同表市町村の項中「一、八四四」を「五、六六〇」に改め、同項第二号中「二兆二千三百三十四億円」を「二兆七千六百三十四億円」に改め、「第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第三号中「九千七百二十億円」を「一兆四千二百六十六億円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 控除前財源不足額については、当該地方団体の三分の一の数値に充て、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十二年における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の適用がないものと

した場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二第四項中第十條第三項本文

の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同条を附則第六条の三とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

(雇用対策・地域資源活用推進費の基準財政需要額への算入)

第六条の二 平成二十三年から平成二十五年度までの各年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一條の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	雇用対策・地域資源活用推進費	人口	一人につき 六八〇円
市町村	雇用対策・地域資源活用推進費	人口	一人につき 五二六円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基いて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則第九条の二を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十二条第四項関係)

道府県	一 警察費	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	警察職員数		一人につき	八、八七五、〇〇〇円

二 土木費				三 教育費				四 厚生労働費				五 産業経済費				六 総務費				七 災害復旧費				八 補正予算償還費				九 地方税減収補填											
1 道路橋りよう費				1 小学校費				1 生活保護費				1 農業行政費				1 徴税費				1 高齢者保健福祉費				1 労働費				1 恩給費				1 地方税の減収補填							
道路の面積				教職員数				町村部人口				公有以外の林野の面積				世帯数				災害復旧事業費の発源に充てるため				七十五歳以上人口				恩給受給権者数				人口							
千平方メートルにつき				一人につき				一人につき				一ヘクタールにつき				一世帯につき				千円につき				一人につき				一人につき				一人につき							
一六、〇〇〇				六、六一四、〇〇〇				八、一七〇				二九、三〇〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				五、一一〇				一〇一、〇〇〇				五、一一〇			
道路の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一七三、〇〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
河川の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
二九、三〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
港湾費				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
二九、三〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
港湾における係留				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、一一〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
港湾における外郭				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における外郭				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
六、〇四〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
施設の延長				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六、六七七、〇〇〇				一、六四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港の延長				生徒数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							
一、九〇〇				六八、〇〇〇				六、〇四〇				六、一一〇				一、九〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇				一、二〇一、〇〇〇							
漁港における係留				教職員数				人口				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき				一メートルにつき							

債償還費		十 地域財政特例対 策債償還費	十一 臨時財政特例 債償還費	十二 財源対策債償 還費	十三 減税補填債償 還費	十四 臨時税収補填 債償還費	十五 臨時財政対策 債償還費
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
のたため平成二十二年 から平成二十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 の許可を得た地方債 の額	千円につき	四〇	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき</

四	厚生費	幼稚園の幼児数	一人につき	三五五、〇〇〇
1	生活保護費	市部人口	一人につき	八、三七〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	一八、八〇〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	六、五七〇
4	高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七〇、八〇〇
5	清掃費	七十五歳以上人口	一人につき	九二、〇〇〇
5	産業経済費	人口	一人につき	五、四四〇
1	農業行政費	農家数	一戸につき	九〇、七〇〇
2	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二八五、〇〇〇
3	商工行政費	人口	一人につき	一、四八〇
六	総務費			
1	徴税費	世帯数	一世帯につき	五、八〇〇
2	戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、五五〇
3	地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、八八〇
		人口	一人につき	三、一九〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、二二九、〇〇〇
七	災害復旧費			九五〇
		災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
八	辺地対策事業償還費			八〇〇
		辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九	補正予算償還費			八〇〇
		昭和五十五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に	千円につき	八〇〇
十	地方税減収補填償還費	地方税の減収補填のため平成二十年度から平成二十六年までの各年度に発行した地方債の額	千円につき	六三
十一	地域財政特例対策償還費	地域財政特例対策のため平成二十年度から平成二十六年までの各年度に発行した地方債の額	千円につき	三六
十二	臨時財政特例償還費	臨時財政特例対策のため平成二十年度から平成二十六年までの各年度に発行した地方債の額	千円につき	四〇
十三	財源対策償還費	平成六年度から平成二十二年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行した地方債の額	千円につき	五八
十四	減税補填償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成十八年度までの各年度に発行した地方債の額	千円につき	八九

十五 臨時税収補填 償還費	までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができないこととされた地方債の額	千円につき 五三
十六 臨時財政対策 償還費	臨時財政対策のため平成二十三年から平成二十二年までの各年度において特別に起こすことができないこととされた地方債の額	千円につき 六八

別表第二道府県の項中「二二、一七〇」を「二二、一二〇」に、「二二、二二八、〇〇〇」を「二二、二六二、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二二、四一〇」を「二二、五〇〇」に、「二二、五六二、〇〇〇」を「二二、五六四、〇〇〇」に改める。
(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第一項中「平成二十二年年度から平成三十八年度まで」を「平成二十三年年度から平成六十一年度まで」に、「平成二十二年年度に」を「平成二十三年年度に」に、「三十三兆六千七百七十二億」を「三十三兆六千七百七十二億」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成二十四年度	千億円
平成二十五年度	千億円
平成二十六年	二千億円
平成二十七年	三千億円
平成二十八年	四千億円
平成二十九年	五千億円
平成三十年	六千億円
平成三十一年	七千億円

平成三十二年
平成三十三年
八千億円
九千億円

附則第九条中「平成二十二年年度」を「平成二十三年年度」に、「一兆四千八百五十億円」を「一兆三千五百五十億円」に改め、「平成二十三年年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし」を削り、「平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号」を「平成二十四年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号から第三号まで」に、「第三号」を「第四号」に、「平成二十五年から平成二十七年までの各年度」を「平成二十五年年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年及び平成二十七年」に、「額に第二号」を「額に第三号」に、「平成三十七年度まで」を「平成三十八年度まで」に、「第四号」を「第五号」に改め、「平成三十八年度にあつては同条の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「第五号」を「第六号」に改め、同条第一号中「次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める」を削り、「各年度分」を「平成二十四年度分」に、「加算する金額」を「加算する金額 八百六十七億円」に改め、同号の表を削り、同条第五号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年	四千二百四億円
平成二十九年	三千八百七億円
平成三十年	三千三百二十七億円
平成三十一年	二千九百六億円
平成三十二年	二千四百六十九億円
平成三十三年	二千十九億円
平成三十四年	千五百七十五億円
平成三十五年	千二百二十九億円
平成三十六年	七百三十六億円
平成三十七年	四百十七億円
平成三十八年	百六十六億円

附則第九條第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 地方交付税法附則第四條の第二第三項の規定により平成二十四年度分及び平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額 二千五百十億円

(地方財政法の一部改正)

第三條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三條の五の二の見出し中「平成二十二年」を「平成二十三年」から「平成二十五年」までの間に改め、同条第一項中「平成二十二年」を「平成二十三年」から「平成二十五年」までの間に、「附則第六條の第二項」を「附則第六條の第三項」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四條 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。)」及び「児童手当法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。)」の施行により児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担が増大すること並びに「を削り、平成二十二年子ども手当支給法」という。の下に「及び平成二十三年における子ども手当の支給等に関する法律(平成二十三年法律第二十号。以下「平成二十三年子ども手当支給法」という。)」を、「(平成二十二年子ども手当支給法)」の下に「及び平成二十三年子ども手当支給法」を、「発生すること」の下に「並びに国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第二十号。以下「平成十八年児童手当法等改正法」という。)」及び「児童手当法の一部を改正する法律

(平成十九年法律第二十六号。以下「平成十九年児童手当法改正法」という。))の施行により生じた児童手当に要する費用についての地方公共団体の財源の不均衡があること」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二條第二項中「平成十八年児童手当法等改正法及び平成十九年児童手当法改正法の施行による児童手当に要する費用についての地方公共団体の負担の増大並びに」を削り、「平成二十二年子ども手当支給法」の下に「及び平成二十三年子ども手当支給法」を加え、「対処するために当分の間の措置として」を「対処するために平成二十三年度において」に、「減収補てん特例交付金」を「減収補てん特例交付金」に改め、同条第三項中「次条第一項」を「第四條第一項」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金総額及び当該年度における第四條第一項に規定する減収補てん特例交付金総額の合算額」を「減収補てん特例交付金総額(平成二十三年度にあつては、当該額に次条第一項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金総額を加えた額)」に改め、同条第四項中「次条第三項」を「第四條第三項」に、「児童手当及び子ども手当特例交付金の額及び当該年度において第四條第三項又は第五項の規定により交付すべき減収補てん特例交付金の額の合算額」を「減収補てん特例交付金の額(平成二十三年度にあつては、当該額に次条第三項又は第六項の規定により交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額を加えた額)」に改める。

第三條第一項中「毎年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成十八年児童手当法等改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額(平成二十二年度分にあつては、当該額に、平成十九年児童手当法改正法の施行により増大した地方公共団体の児童手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額(第三項及び第五項において「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額」という。))及び平成二十二年子ども手当支給

法」を「平成二十二年子ども手当支給法及び平成二十三年子ども手当支給法」に改め、「第三項及び第五項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額」という。の合算額を加算した額」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「毎年度分」を「平成二十三年度分」に、「次項」を「第四項第六号及び第九号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 平成二十三年度分として各都道府県に對して交付すべき児童手当及び子ども手当特例交付金の額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 調整対象都道府県 調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数で按分した額に、平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当対象児童の数で按分した額及び平成十九年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額を総務省令で定めるところにより各調整対象都道府県の児童手当引上対象児童数で按分した額の合算額を加算した額

二 調整対象外都道府県 調整対象外都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額を総務省令で定めるところにより各調整対象外都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数で按分した額

第三條第五項を削り、同条第四項中「毎年度分」を「平成二十三年度分」に、「次項」を「第七項第六号及び第九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 調整対象都道府県 総務省令で定める期間における地方交付税法(昭和二十五年法

律第二百一十一号)第十四條(都にあつては、同条及び同法第二十一條第一項)の規定により算定した基準財政収入額を同法第二十一條(都にあつては、同条及び同法第二十一條第一項)の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値が総務省令で定める基準を超える都道府県

二 調整対象外都道府県 調整対象都道府県以外の都道府県

三 子ども手当負担対象の子どもの数 平成二十二年子ども手当支給法第三條第一項に規定する子ども及び平成二十三年子ども手当支給法第三條第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数(第六号において同じ。)

四 児童手当対象児童の数 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第七條第一項第一号に規定する小学校修了前特例給付支給要件児童(平成十八年児童手当法等改正法第一條による改正前の児童手当法附則第七條第一項第一号に規定する小学校第三学年修了前特例給付支給要件児童を除く。)で総務省令で定めるところの数

五 児童手当引上対象児童数 三歳に満たない児童のうち平成十九年児童手当法改正法による児童手当の額の引上げに係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数

六 調整対象都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額 都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額に、調整対象都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数の総数の都道府県の子どもの手当負担対象の子どもの数の総数に占める割合を乗じて得た額

七 平成十八年児童手当法等改正法に係る調整対象都道府県平成二十二年度交付総額

定する都道府県減収増特別交付金総額の前年度の同項に規定する都道府県減収増特別交付金総額に対する割合を、市町村にあっては当該年度と同条第四項に規定する市町村減収増特別交付金総額の前年度の同項に規定する市町村減収増特別交付金総額に対する割合を乗じて得た額とする。

第六条第五項中「減収補てん特別交付金」を「減収補増特別交付金」に改める。

第九条第一項中「(昭和二十五年法律第二百一十号)を削り、「児童手当及び子ども手当特別交付金の額、当該道府県の同項に規定する減収補てん特別交付金」を「減収補増特別交付金」に、「児童手当及び子ども手当特別交付金の額、当該市町村の同項に規定する減収補てん特別交付金」を「減収補増特別交付金」に、「児童手当及び子ども手当特別交付金の額、当該指定市の同項に規定する減収補てん特別交付金」を「減収補増特別交付金」に改める、同項を同条第三項とし、同条第一項の

特例交付金」に改め、同条第二項中

十二の二 地方特例交付金

1 児童手当及び子ども手当特別交付金

2 減収補てん特例交付金

当該年度について地方特例交付金等の三条第三項の規定により算定した児童手当特別交付金

当該年度について地方特例交付金等の四条第三項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

十二の二 減収補増特別交付金

当該年度について地方特例交付金(平成十一年法律第十七号)第四条特例交付金の額

地方財政の特別措置に関する法律第
手当及び子ども手当特別交付金の額
地方財政の特別措置に関する法律第
補てん特例交付金の額

等の地方財政の特別措置に関する法律
第三項の規定により算定した減収補増
に、

十四の二 地方特例交付金

1 児童手当及び子ども手当特別交付金

2 減収補てん特例交付金

当該年度について地方特例交付金等の三条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

当該年度について地方特例交付金等の四条第五項の規定により算定した減収補てん特例交付金の額

付金等の地方財政の特別措置に関する法律第
した児童手当及び子ども手当特別交付金の額
付金等の地方財政の特別措置に関する法律第
した減収補てん特例交付金の額

十四の二 減収補増特別交付金

当該年度について地方特例交付金(平成十一年法律第十七号)第四条第五項の規定により算定した減収補増特別交付金の額

例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第
算定した減収補増特別交付金の額
次に次の一項を加える。

2 平成二十三年度における前項の規定の適用
については、同項中「減収補増特別交付金
の額の百分の七十五の額、当該道府県」と
あるのは「児童手当及び子ども手当特別交
付金の額、当該道府県の同項に規定する
減収補増特別交付金の額の百分の七十五の
額、当該道府県」と、「減収補増特別交付金
の額の百分の七十五の額」と、「当該指定市」と
あるのは「児童手当及び子ども手当特別交

付金の額、当該市町村の同項に規定する減
収補増特別交付金の額の百分の七十五の額
と、「当該指定市」と、「減収補増特別交付金
の額の百分の七十五の額」とする」とあるの
は「児童手当及び子ども手当特別交付金の額、
当該指定市の同項に規定する減収補増特別
交付金の額の百分の七十五の額」とする
る。

第九条に次の一項を加える。

4 平成二十三年度における前項の規定の適用については、同項中

十二の二 減収補増特別交付金

当該年度(平成二十三年)における前項の規定の適用については、同項中

度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
十一年法律第十七号)第四条第三項の規定により算定した減収補増
付金の額

十二の二 地方特例交付金

1 児童手当及び子ども手当特別交付金

2 減収補てん特例交付金

方特例

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律
当特例(平成十一年法律第十七号)第三条第三項の規定により算定した児童手当及
び子ども手当特別交付金の額

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第
四條第三項の規定により算定した減収補増特別交付金の額

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第
四條第五項の規定により算定した減収補増特別交付金の額

十四の二 地方特例交付金

1 児童手当及び子ども手当特別交付金

2 減収補増特別交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第
三條第六項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特別
交付金の額

あるのは

2 減収補増特別交付金

当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第
三條第六項の規定により算定した児童手当及び子ども手当特別
交付金の額

改め、同表第二条第三項第六号の客土事業、施

改め、同表第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業の項中「第二条第三項第六号」を「第二条第三項第三号」に改め、同表第二条第三項第七号の客土事業その他政令で定めるダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業の項中「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第四号」に改め、

号の事業を行うことができる地域以外の地域に

おいて」を削る。

理 由

地方公共団体が行う公害防止対策事業に係る国の負担割合の引上げ等の財政上の特別措置を引き続き行うため、法律の適用期限を延長するほか、対象事業の見直しを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年三月三日印刷

平成二十三年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局